

九十七トン、創立大正十二年五月、郵商兩社系の日清汽船(資本金千六百廿萬圓、所有船舶四十隻、總トン數四萬五千七百八十一トン)、創立明治四十年三月、朝鮮郵船(資本金資本一千萬圓、所有船舶廿二隻、總トン數三萬六千三百二トン、創立明治四十五年三月)北日本汽船(資本金二百七十萬圓、所有船舶廿七隻、總トン數五萬三千四百四十四トン、創立大正三年)等がある。

社外船の發達

さて一方社外船發達の跡を見るに、明治七年三井物産が、石炭輸出の目的で手を染めたのが初まりで、日清戰爭當時の社外船主の團體に、海運業同盟があり、船主廿四名、船舶六十隻、總トン數九萬四千トン、それが日露戰爭になると、船主九十六名船舶百九十二隻、總トン數卅四萬五千トンに増加した。

日露戰爭中に於ける船舶の思惑輸入は相當激しく、その輸入高合計は、百廿四隻、廿五萬トン、四十四年に、四十七隻、十三萬トン、四十五年、九十九隻、卅一萬三千トンであつた。しかし、社外船が本格的發展を示したのは、大正時代に入つての歐洲戰爭の勃發による大正九年當時で、社外船の總トン數は百四十萬トンを算し、その船型九千三百トンを以て最大型としたが、今日では、重量トン二千トン以上のものだけでも、五百卅隻三百廿萬トンに上る有様である。

二 明治年間の新業發達

次に明治年間に於ける本邦船舶の隻數並トン數増加は、第一表の如くである。

第一表 明治年間に於ける本邦船舶の隻數並トン數 (單位トン)

年次	隻數	トン數
明治七年	118	26,123
同十年	183	49,105
同十五年	344	42,107
同廿年	486	72,322
同廿五年	642	102,301
同卅年	451	416,902
同卅五年	558	528,934
同四十年	858	1,069,447
同四十五年	1,032	1,684,468

第二表 大正間年の本邦船舶の隻數並トン數 (單位トン)

年次	隻數	トン數
大正二年	1,060	1,466,520
同三年	1,086	1,156,024
同四年	1,096	1,557,757
同五年	1,151	1,847,453
同六年	1,285	1,932,200
同七年	1,620	2,397,000
同八年	1,679	2,790,301
同九年	1,694	2,995,956
同十年	1,957	3,354,806

第三表 社船、社外船比較表 (單位トン)

年次	郵商兩社合計	社外船
大正三年	522,927	934,591
同五年	671,725	1,175,728
同九年	896,179	2,099,777
同十年	932,709	2,422,097

又海運計畫資本は、明治四十二年に三百萬圓であつたものが、その翌年には八百四十二萬五千圓となり、又その翌年の四十四年には多少減少したが、七百三十萬圓となつた。

この進展の裏にはわが國貿易の發達があつたこといふまでもない。なほ明治卅八年に南アメリカ西岸線、四十二年にはタコマ線、四十四年にはカルカッタ線が開設され、明治の末期四十三年には、從來の航海獎勵法を廢して、遠洋航海補助法が公布されたことも記憶すべきであらう。

三 大正年間の發達

大正年代に入ると、三年七月に歐洲大戰が初まり、これよつて本邦海運界は、眞に劃期的發達を見た。特に社外線の活躍目撃ましかつた事、既述の通りである。

第二表は總船舶トン數であるが、そのうち社船と社外船のトン數を比較して見ると、社外船の華々しい活躍が目立つ。即ち第三表の如くである。

次に海運新設及計畫資本を見ると第四表に示す如くである。

第四表 海運新設及計畫資本

年次		金額
大正	三年	19,300
大同	五年	59,300
同	九年	24,590
同	十年	12,930

その運用船舶は、總トン數四十萬トンに及んでゐる。

その他、大正年代に於て注目すべきこととして、先づ大正八年の國際汽船の創立である。歐洲大戰中に於けるわが船腹の異常なる需要は休戦とともに船價の暴落、造船所の休止を惹起した。その時、政府は海運保護の目的を以て國際汽船を創立させ、その整理に當らせた。今日社外船中最大の團體とし世界的なラインは、この國際汽船と同じく大正八年四月に創立された川崎汽船と、それに従來から存してゐた川崎造船船舶部の三社が、その出生の動機を同じくしてゐるため、一つの團體となつたもので

その他の出來事としては、大正六年九月緊急勅令を以て、戦時船舶管理令が發布され、又戦時海上保險補償法が發布されたことである。なほ大正十年から十五年にかけて百五十萬トン(重量トン)の古船輸入を見たことは、曩に日露戦争から戦後にかけて七十萬トン(重量トン)の輸入があつたのと同様の意味で注目される。蓋し戦後の海運界不況時に於ては、殊に新造資金の調達困難な場合に、右の如きは當然起るべき現象である。

四 昭和年間の發達

昭和年代に入つては、尙業界は不振に陥つてゐたが、六年十二月の金輸出再禁止後に於いてわが國海運界は著しい好轉を見た。別して、爲替下落が遠洋を舞臺とする社外船に於てさうであつた。先づ船舶トン數の情勢を一瞥すれば、第五表の如くである。

第五表 昭和年間に於ける本邦船

年次		隻數	トン數
昭和	四年	2,059	4,186,652
同	六年	1,969	4,276,341
同	七年	1,964	4,255,014
同	八年	2,019	4,258,159
同	九年	1,949	4,072,707
同	十年	2,146	4,085,650

第六表 内地貿易、船舶兩トン數比較
(船舶は總トン數廿トン以上)
(單位千トン貨物單位千トン)

年次	貿易トン數	船舶トン數
大正	十年	13,128
昭和	元年	22,969
同	五年	24,880
同	九年	31,237

又、日本内地貿易トン數と船舶トン數の比較は第六表の如くであつた。次に、海運收入は、大正十年頃は一億圓見當であつたが、漸増して昭和四年に一億五千九百萬圓となつた。同

七年には九千九百萬圓に下つたけれども、九年には再び一億五千二百萬圓、十年には一億八千萬圓に上つた。この間社船社外船は、何れも黒字に轉向し配當復活は相次いだ。

五 船舶改造助成施設

次に、昭和七年十月一日より實施された政府の船舶改善助成施設は、わが國海運、造船の二大産業の萎靡不振

を匡救する目的の下に實施されたが、これが特に、最近に於けるわが國海運造船界に與へた影響を述べることにする。

當時わが海運界は、未曾有の不況に陥り、その繋船は五十萬トンに及んだ。よつて政府はこの難局打破のために古船を解體し優秀船を新造し、折柄その必要を痛感されつゝあつた國防の目的を果さんとした。即ち、第一次、第二次、第三次の改善施設内容は左の如くである。

第七表 第一次改善施設要項

一、規模		（單位金額千圓）
		（トン數トン）
イ、改善助成費		11,000
昭和七年度		1,250
同八年度		5,500
同九年度		4,250
ロ、解體船舶トン數		400,000
ハ、建造船舶トン數		200,000

二、補助條件	
(一) 解體せらるべき船舶は總トン數一千トン以上にして船齡廿五年以上の鋼鐵製貨物船	
(二) 建造せらるべき貨物船は總トン數四千トン以上速力十三ノット以上の鋼鐵製貨物汽船	

第一次改善施設要項

第八表 第一次施設に依る船主別新造トン數 (單位トン)

船主名	隻數	總トン數
日本郵船	6	43,800
三井物産	6	37,054
國際汽船	3	20,966
東洋汽船	4	29,363
大阪商船	3	13,401
高千穂商船	1	6,774
吾妻汽船	1	4,180
飯野商事	2	19,730
新興汽船	1	6,479
山本汽船	1	4,180
島谷汽船	1	4,575
近海郵船	2	8,943
計 十二社	31	198,989

第九表 第二次施設に依る新造トン數 (單位トン)

船主名	隻數	總トン數
日本郵船	2	14,900
三井物産	2	14,860
大阪商船	2	2,877
北日本汽船	2	8,326
國際汽船	1	6,811
栗林商店	1	4,600
大連汽船	1	5,000
攝津商船	1	6,300
内外汽船	1	4,720
東洋汽船	1	6,500
高千穂商船	1	7,060
吾妻汽船	1	4,150
佐藤汽船	1	4,750
計 十三社	17	100,754

第十表 引受船舶トン數 (單位トン)

次 數	隻數	トン數
三菱長崎		
第 一 次	11	71,088
第 二 次	1	7,450
第 三 次	2	14,510
計	14	93,048
三菱神戸		
第 一 次	2	8,360
第 二 次	—	—
第 三 次	1	5,450
計	3	13,810
三 井 玉		
第 一 次	7	41,629
第 二 次	3	17,377
第 三 次	—	—
計	10	59,006
三菱横濱		
第 一 次	5	29,703
第 二 次	—	—
第 三 次	1	6,500
計	6	36,203
浦賀船渠		
第 一 次	2	14,082
第 二 次	1	4,216
第 三 次	1	4,110
計	4	22,408
川崎造船		
第 一 次	3	27,084
第 二 次	1	6,811
第 三 次	1	4,150
計	5	38,045
因島造船		
第 一 次	—	—
第 二 次	—	—
第 三 次	2	9,470
計	2	9,470
播磨造船		
第 一 次	1	7,043
第 二 次	1	5,000
第 三 次	—	—
計	1	12,043

第一次は第七表に見る如くであるが、之を要するに、四十萬トンの古船を解體し、總トン數一トン當り平均五

十圓の支給を受けて、總トン數廿萬トンの優秀建造を目的とし、新造解體の割合は一對二であつた。

第二次、第三次施設要項

第二次、第三次施設の内容は、殆んど同様で、總トン數五萬トン、新造解體の比率は一對一の割合で、助成金は總額百五十萬圓、トン當り卅圓に縮少され、實施期間も、第二次は昭和十年度、第三次は同十一年度の各一ケ年となつた。目下は、第三次施設の進行中である。

第十一表 進水船舶隻數、トン數(單位トン)

年次	隻數	トン數
昭和五年	60	154,231
同 六年	49	84,004
同 七年	66	58,763
同 八年	67	79,820
同 九年	177	154,860
同 十年	195	145,901

右の結果各船主の新造した船舶トン數は第九表の如くであり、これを引受造船所別に見ると第十表の如くである。なほ近年に於ける進水船舶トン數(内地のみ)總トン數百トン以上の汽船、發動汽船、帆船合計は噸に増加しその隻數、トン數を示せば第十一表の如くである。

この造船界活況は右にあげた船舶改善施設の續行、一般海運界の好況等を原因としてゐること勿論であるが、近年の膨大な軍事豫算のお蔭もある。即ち海軍省の兵備改善費豫算は、過去三ケ年に於て第十二表の如くである。

第十二表 兵備改善費豫算 (單位千圓)

費目	昭和九年	同 十年	同十一年
補助艦艇建造費	124,419	156,768	156,371
艦船改装費	57,507	56,472	61,778
艦船特別修理費	1,944	2,340	2,500

第三篇 市場

第一章 株式及株式市場

一 株式會社の創始

日本に於て、有限責任株式會社の設立せられたのは、明治六年六月十一日、第一國立銀行の創立を以て嚆矢とする。世界最初の株式會社と云はれる和蘭東印度會社の創立せられた西曆千六百二年から約二百七十年、世界に於ける株式會社の模型と云はれてゐる英蘭銀行の設立せられた千六百九十五年から百七十餘年の後に當つてゐる。明治維新の直後、政府は産業振興の方策として結社企業獎勵の緊要を感じ、民間に憑憑して貿易商社(明治元年)爲替會社(明治二年)を創立せしめ、四年には大藏省から「會社辨」(福地源一郎氏譯)「立會略則」(濫澤榮一氏著)などの刊行物を頒布して、會社組織(當時これを合本組織と稱す)の利益と必要を説き國民の啓發に努めた。次いで明治五年八月五日「國立銀行條例」を公布し、江戸時代よりの豪商で維新以後、政府の爲替方を勤めて

るた三井組、小野組を中心に澁澤榮一氏を總監督として「第一國立銀行」の設立を計畫せしめ、六年六月十一日創立總會を開いて、こゝにわが國最初の本格的なる株式會社が成立し、有限責任株式會社の發行する株式が世に出ることゝなつた。明治五年十一月布告第三百四十九號「國立銀行條例」第百一條には

此條例ヲ遵奉スル國立銀行ノ株主等ハ、假令ヒ其銀行ニ損失又ハ其他ノ事故アリテ其銀行鎖店分散スルコトアルトモ、其株主等ハ其創立證書ニ於テ掲載シタル株式金額ノミヲ損失スルノ外、其鎖店分散ニ付テ別ニ賦當出金ヲ受クルノ責メ勿カルヘシ

と、この條例によつて設立する株式會社の株式が、有限責任であることを明示し、近代經濟組織の形態と精神を日本の財界に移植したのであつた。

しかしながら、當時にあつては尙ほ株式會社の有限責任といふことが一貫して居なかつた。國立銀行の創設より少し遅れて明治九年に創立された東京、大阪の各米商會所、同十一年に設立された東京、大阪の兩株式取引所は株式會社組織ではあるが、その責任の有限無限は條例の定むるところに依つて、株主總意の取極めに委せられてゐた。明治十一年五月四日布告第八號「株式取引所條例」はその第五條に於て

創立證書ハ取引所ヲ設立スルニ付、株主一同決定シタル綱領ノ條件及其責任ノ有限無限（有限責任トハ負債償却ノ義務ニ於テ、該取引所ノ株券限り或ハ其株券ノ二倍等其限リアルモノヲ云ヒ、無限責任トハ株主一同相連

帶シテ各自ノ資力ヲ竭スニ至ルヲ云フ）ヲ明記シ、必ス之ヲ遵守踐行スヘキ旨ヲ政府ニ對シ保證スルモノナリと規定してゐる。

株式取引所が、この規定に従つて創立證書を提出したことは勿論で、東京株式取引所創立證書第六條には

當取引所ノ株主ハ、其責任ヲ保證有限ト定ムヘシ、故ニ若シ取引所ノ鎖店又ハ非常ニ損害ヲ受ケタル場合ニ際

シテ、其負債及ヒ右ニ關スル入費ヲ償辨スル爲メ、現在所有ノ株高二倍迄ヲ負擔シ更ニ出金ス可シ

と明記し、全株主の連署を以て、證書を政府に提出してゐる。大阪株式取引所がこれに倣つたことも勿論で、株式取引所は東西共に株高二倍迄の「保證有限責任」となり、米商會所は何れも株高三倍の「保證有限責任」となつてゐたものである。保證有限は、尙ほ有限責任の部類ではあるが、株高の二倍、三倍といふ保證は事實上絕對責任に近いものであり、若し政府の方針或は株主の總意を以てすれば、無限責任の株式會社ともなり得べきものであつた。

これには取引所の特殊性に對し、立案者の考慮が拂はれたであらうことも想像し得られるし、またその三種の條例が、或は範を米國に採り、或は英國に倣つた爲に、それらの國風が移植されたものとも解せられるであらうが、その後には於て創立せられた普通の株式會社に對しても、有限責任の意義は、矢張り徹底して居なかつた。

明治十六年、國文社の訴訟事件なるものがあつて、始めてそれが一定するに至り、明治廿六年、商法(舊)の發布

により、全く明瞭なものとなつたといふのが正しからう。わが國の如き法律輸入國にあつては、初期に於ける制度の混乱は免れないところであつたと思はれる。

前記の如く、第一國立銀行は、官民の協力に依り非常な決意を以て創立せられたが、當時の國情に於て資本金三百萬圓(一株百圓、三萬株)の株式會社を組織することは、容易の業でなかつた。總株數三萬株の内二萬株は發起人が引受けたが、公募一萬株(一百萬圓)は申込半數に至らず「二百四十四萬八百圓といふ端數を以て、資本金額とするの餘儀なきに至れり」と第一銀行五十年小史に見えてゐるが、株式企業とか銀行業務などいふことに、殆ど理解の無かつた明治初年の日本では、民間に應募者の少かつたことは想像に難くあるまい。澁澤子爵の演説の中に、當時を追憶して

「多數民衆の贊同を得たかといふと否さうではなくして、其中の重なる二百萬圓は三井と小野、この兩家が百萬圓づゝ出資する、其他に島田といふ家がありまして五萬圓、阿州の西川甫といふ人が十五萬圓、外に私の存じてゐた華族が四萬圓を加入し、其他は一萬圓二萬圓位の加入者があつたといふ位の有様で、當初は三百萬圓にしようと思つたのが、どうしても纏まりませぬので、二百五十萬圓にしたといふのは、如何に情無き事かと切に歎息したのを記憶してゐます」

と云つてゐるのを見れば、この株式募集が、非常の難事であつたことが察せられる。

爾來星霜六十餘年、内地外地を通じて、株式會社の總數三萬を超え、公稱資本二百卅億圓を唱ふる今日の盛事を想へば、今昔の感に堪へないものがある。

二 株式取引所の開設

日本に於ける株式取引所の設立は、明治十一年五月四日布告第八號「株式取引所條例」の發布、並に同五月九日大藏省布達甲第十四號(株式取引所は當分の内東京及び大阪に各一箇所を限り設立を許す旨)に依り、東京株式取引所並に大阪株式取引所が、相前後して創立されたのを最初とする。

明治六年以來、政府の公債發行と民間に於ける銀行、商社の設立により、有價證券が増加するに従ひ、政府はその流通を圓滑にし且つ會社企業の發達に便する爲め、株式取引所設立の必要を感じて、明治七年十月十三日、布告第七號を以て「株式取引條例」を發布し、東京及び大阪に各一個所の株式取引所を設立することを勸奨したが、この法例は範を倫敦株式取引所に採り、當時の國內經濟事情と古來の商慣習に多くの考量を拂はないものであつたから、實情に適合し難い點が多く、取引所の設立を計畫する者があつても實行に移すことが出來ず、空しく時日を経過するの外なかつた。

茲にも亦、法制輸入國の悲哀を味はつたものであるが、元來歐洲諸國の株式取引所は、その設立の動機に於て

わが國のそれとは事情を異にするものであつて、十七世紀の末葉から十八世紀の初めに掛けて、歐洲では株式企業の本興から泡沫會社の濫設となり、英國では南洋會社、佛蘭西では有名な投機師ジョン・ローのミシシッピー會社の發企で投機熱が其頂上に達し、この二大泡沫會社の崩潰から千七百廿年には世界最初の恐慌を起した。過當投機と泡沫會社との弊害に苦しんだ結果、佛蘭西政府は千七百廿六年バリー・ブールス（巴里株式取引所）を創立し、英國議會は各種の禁遏的法案を可決したが、遂に千七百七十三年、倫敦株式取引所の創立となつたのである。すなはち歐洲諸國の株式取引所は、投機抑制の必要から立案されたものであつて、日本の場合のやうに、有價證券の流通と株式企業の發達を助成する使命のものは、反對の意圖によつて設立されたと言へるであらう。加ふるに經濟力の差があつて、英國模倣の株式取引條例が、實際の要求に適合しなかつたのは當然で、生兒の爲に乳よりも藥を備へた誤りであつた。

その後政府も深く顧みるところがあつて民間有志の建言を聴き、わが國古來の商慣習を認容し、米商會所條例と略ぼ立法の精神を同じくする新法案を作成して、明治十一年五月四日、布告第八號を以て「株式取引所條例」を發布し、曩の「株式取引條例」を廢止した。該條例の骨子とするところは

- 一、定期取引に於て三箇月の限月賣買を公許したること
- 二、約定期限内の轉賣、買戻しに依る解約を認むること

三、違約處分の規定を置くこと

四、取引所を營利的株式會社組織と爲せること

等であつて、當時としては進んだ形を採つて居り、今日尙ほ株式市場組織の基礎を成すものである。

こゝに於て株式取引所の設立計畫は急速に進捗し、東京株式取引所は、明治十一年五月十日出願、五月十五日創立允許、六月一日開業、六月三日賣買開始の運びとなつた。資本金廿萬圓（總株數二千株、一株の金額百圓）、初代頭取は小松彰氏、仲買人七十六名であつた。大阪株式取引所は少しく遅れて明治十一年六月四日出願、同十七日允許、八月十五日開業となつたが、總ては東京の例に倣ひ、資本金廿萬圓（總株數二千株、一株の金額百圓）初代頭取は中山信彬氏、仲買人八十一名であつた。この株式市場設立に當り、發起人として絶大の努力を試みた功勞者は、東京では深川亮藏、澁澤榮一、三井養之助、三井武之助、益田孝、三野村利助、小室信夫、小松彰、福地源一郎、澁澤喜作の諸氏、大阪では五代友厚、鴻池善右衛門、三井元之助、住友吉左衛門、山口吉郎兵衛、井口新三郎、平瀬龜之助、加納次郎右衛門、笠野熊吉、熊谷辰太郎の諸氏であつて、東西の大富豪と經濟界の智囊を集めたものであつた。

三 株式市場の沿革及盛衰

明治十一年

株式取引所はかくの如くにして設立せられ、東京株式取引所は明治十一年六月三日、大阪株式取引所は同八月十五日を以て取引を開始したが、當時は国立銀行の設立が各地に起り、銀行紙幣發行の爲に、抵當として公債證券の需要が多く、西南役後公債の發行高も増加してゐたので、株式取引所に於ける賣買物件は、主として公債證券であつて、東京、大阪兩所とも開業當初から取引に上つたものは、新、舊、秩祿の三公債であつたが、同年九月、金祿公債の賣買を開始してから取引繁忙となり、同十一月、起業公債の登場を加へて以上五種の國債證券が取引の大部を占め、中にも金祿公債は花形として人氣を集め、發行高の多額だけに取引も旺盛で壓倒的の優勢を示した。

是より先、東京株式取引所に於ては、七月十五日から當所株（東京株式取引所株）の賣買を開始し、第一銀行、兜町米商會所、蠟穀町米商會所の株式にも及んだが、取引極めて僅少で、創立以來年末に至る七ヶ月間の賣買高二百五十三株に過ぎず、國債の出來高、額面二千六百五十六萬五千四百圓に對し、纔に取引の存在を認むるだけであつた。大阪に至つては、株式は尙ほ取引に上らず、公債五種の出來高額面七百卅六萬九千三百圓であつた。尙ほ同年間に於ける東京、大阪兩株式取引所賣買物件別相場の最高最低を示せば、第一表の如くである。

明治十二—十三年

第一表 明治十一年銘柄別相場高値表
（相場は定期取引先限、株式は額面百圓）

銘柄	東京株式取引所		大阪株式取引所	
	最高 圓	最低 圓	最高 圓	最低 圓
舊公債（無利子）	22.83	20.20	22.40	20.40
新公債（四分利）	67.37	64.35	66.71	64.72
秩祿公債（八分利）	106.46	97.00	106.04	93.93
金祿公債（七分利）	84.32	81.32	83.72	77.99
起業公債（六分利）	80.81	79.70	79.80	69.70
東京株式取引所株	254.71	134.53	—	—
第一国立銀行株	195.00	145.00	—	—
東京蠟穀町米商會所株	450.00	280.00	—	—

明治十二年一月六日、大阪株式取引所は當所株（大阪株式取引所株）の賣買を開始し、同三月六日には堂島米商會所株を、同年下期に入つては東京株式取引所株及び横濱取引所株を上場、東京株式取引所も亦定期建株の銘柄を増加し、東西を通じて株式の賣買高が激増したが、市場は依然金祿公債が全盛であつた。然るに、當時は西南戦役の後であつて、不換紙幣の濫發から金紙の間に差價を生じ金銀の賣買が盛に行はれ、横濱に於ける洋銀取引に空相場の弊害を認めたので、政府はこれを禁止する一方、横濱洋銀取引所の設立を許可し、東京、大阪の兩株式取引所に對しても金銀貨の賣買を許した。同年十月、兩所共に取引を開始したが、投機熱勃發して市況頗る活潑となり、十三年に入つて銀價の昂騰目醒ましく、紙幣の下落急にして形勢不穩に陥つたので、政府は四月十二日、大藏省達を以て金銀貨の賣買停止を命ずるに至つた。その爲に投機熱冷却して、市況の沈衰を見たことは勿論で、五月四日

一應解停したが、同十九日再び定期取引を禁止して現場取引のみとなつては、人氣の恢復を望むべくもなく、金銀貨の取引は事實上廢絶に歸し、東西を通じて市況沈衰、繼に株式取引所株と金銀公債に、相當の取引を見るだけであつた。

この二年間東京株式取引所に於ける東株（東京株式取引所株）の最高値段は三百二圓八十錢、最低値段は百八十圓、金銀公債の最高値段は八十三圓四十三錢、最低値段は六十圓卅錢。大阪株式取引所に於ける大株（大阪株式取引所株）の最高値段は二百廿一圓六十五錢、最低値段は百一圓であつた（何れも定期先限値段）。

明治十四—十八年

金銀貨定期取引禁止後の株式市場は沈滞不振を續け、たゞ金銀公債の賣買のみ盛況であつたが、新に加へられたところの法制上の束縛の爲め取引減退を免れず、十四年二月、大株減資のことあつて株式に波瀾が多く、大阪株式取引所は屢々立會を休止したが、大株の減資は要するに不況の對策で、資本金の半額十萬圓を減じて、當時創立の製銅會社に株主合同して出資するものであつた。

同年四月農商務省が設置せられ、株式取引所及び米商會所はその主管に移さるゝこととなつたが、市況は沈衰の一路を辿り、不換紙幣の整理緒に就くに從つて財界も漸く常調に復し、公債相場の波瀾が少くなつたので、盛況であつた公債取引も次第に減少して營業の不振を甚しくした。この間大阪市場は金銀貨取引の再興を企て、横

濱に做つて直取引を開始したが、十六年三月、條例違反事件を起し、吉田頭取の引責退職とまでなつたので取引忽ち衰退し、その後、同年八月六日、布告第廿七號を以て、二ヶ月以内の定期取引を許されたが、復た往日の盛況なく、兌換制度の確立から明治十九年一月以後は禁止によつて跡を絶つに至つた。

明治十五年十二月廿七日、政府は布告第六十四號を以て、株式取引所條例に改正追加を爲し、取引所の賠償責任を定め所謂擔保制度を確立し、十六年四月、仲買人納税規則を制定し、賣買に重税を課するに至つたので、取引所及仲買人の負擔重加はいよゝゝ市況を萎縮せしめ、十八年に至つて不振の極に達した。この間日本鐵道株その他の上場があり、株式の賣買は増加したが、大勢は動かし難く、東京株式取引所も十八年下期は、手数料収入を以て經費を支辨することが出来なかつたといふ悲況に陥つた。

自然、株價も低落して、この五ヶ年間に於ける東京市場の東株相場は、最高三百廿九圓から最低百卅圓まで崩落し、大阪市場に於ける大株相場は、最高三百卅九圓から最低百圓丁度の安値まであつた。この間に上場された株式の主なるものは、日本鐵道株と大阪商船株であつたが、日本鐵道株は賣買開始の明治十七年（拂込金廿六圓）東京市場に於て最高卅六圓五十錢、最低卅三圓卅錢を示し、大阪商船株（拂込金五十圓）は大阪市場に於て最高卅八圓五十錢、最低廿二圓卅錢の出來値段（何れも定期先物）であつた。

明治十九—廿六年

不換紙幣の整理に伴ふ通貨の收縮と重税の壓迫から、各市場の不振が極度に達したので、政府は十八年末税制を改正し負擔を軽減した爲に、市況漸く回復に向ひ、兌換制度の確立と共に財界の安定、會社企業の隆興となり、株式數量の増加を來し、十九年に入り取引次第に繁盛となり、株式の賣買が激増した。株式取引所が株式の賣買を主とするに至つたのはこの頃からで、東京では日鐵、大阪では商船がその花形であつた。

然るに十九年の後半から取引所改善問題が朝野の間に喧しく、取引株の相場は激しい動搖を起したが、果然、明治廿年五月十四日、政府は勅令第十一號を以て取引所條例を發布して、取引所制度に根本的の變革を與へようとした。所謂「ブールス條例」であつて佛蘭西のブールス制度に倣つて取引所を會員組織化せんとするものであつたが、實情と歴史を無視せる急激な改革であるとして、當業者の猛烈なる反對運動が起り、爾後明治廿六年三月三日、法律第五號「取引所法」の公布に至るまでは鬭争の連続であつた。この間、非常の波瀾曲折があつたが「ブールス條例」は遂に完全に施用さるゝに至らずして、政府は朝野の研究よりなる改正案を帝國議會に提出し、その協賛を経て「取引所法」を公布し、こゝに取引所制度の確立を見るに至つた。新法令の眼目とするところは

- 一、取引所の獨占的地位を確保し、同種の取引所は一地區一箇所に限つたこと
- 二、取引所を會員組織と、株式會社組織の二種に區別したこと

三、賣買取引者は會員組織の取引所にありては仲買人及會員、株式會社組織の取引所にありては仲買人に限つたこと

四、取引の種類を直取引、延取引、定期取引の三種とし、新に延取引を設けたこと

五、取引所の責任を其財産に限る（有限責任）としたこと

等で、右法令の實施に當り政府はつとめて寛容の態度を採り、在來の取引所に対しては概ね營業繼續を許し、新設の出願に對しても土地の情況を參酌し多數の許可を與へた。

この八年間は多事多難であつて、廿四年七月は、東京大阪兩市場とも、當所株の上場中止があり（營業繼續の條件として）相場は波瀾に終始したが、公債賣買の漸衰に反し株式は上場銘柄の増加益著しく、相場は波瀾を極めながら活況を呈することが多かつた。明治廿三年末より四年にかけて、私設鐵道買收説に、北海炭礦鐵道株以下鐵道株が暴騰を演じ、同廿五年は、綿絲相場の昇騰から鐘淵紡績株が好況であつた。廿六年に入り、株式市場の前記の事情により活況は當然である上に、金融緩慢、爲替低落、輸出順調で、好景氣を極めたが、後半に至り反動を起して不勢に終つた。

この間に於ける東京市場、東株相場の高低は、最高四百九十一圓、最低百九十二圓（廿六年九月以後額面五十圓となり、同年間の最高二百卅四圓五十錢、最低二百二圓五十錢）大阪市場、大株の相場は廿六年八月七百圓（現物、額面百

圓)の高値を現はし、最低百卅九圓(先物)であつた。以て波瀾の激甚を知るべきである。

日清戦争前後

廿六年十月、新法施行により、東京、大阪兩株式取引株の定期取引緩和し、且つ政府の諭示に基き、株式市場銘柄の増加を圖つたので、取引再び旺盛となり、廿七年上半年は頗る好況を呈したが、六月に入り、韓國の内亂から半島の風雲急を告げ、出兵説に不安を感じ、金融の引緊りと相俟つて相場の崩落を起し、七月は取引所の立會休止をも見た。八月對支宣戰の布告後は案外平靜の市況を保ち、連戦連捷の快報を入れて、相場も日々昂騰を演じたが、九月以降軍事公債募集に金融の逼迫を感じて、人氣の沈衰を免れなかつた。

廿八年に入り、戰勝の確定的となるに従つて、相場も昂騰歩調を續けたが、下關條約の締結後、三國干渉、遼東還附、臺灣島民不穩の報を傳へて悲觀人氣となつた。しかし人氣の落ちつくと共に、臺灣の領有、賠償金の收得などが鳴物となつて投機熱を起し、所謂戰捷相場が實現するに至つた。廿八年十一月大阪株式取引所株(一月以後額面五十圓)に千一圓(中物)の高値あり、東京株式取引所株も、八百廿圓(當限)の相場があつた。一般諸株がこれに伴つて好況であつたことは勿論で、戰捷の勢と政府の積極政策に人氣沸騰非常の商盛であつた。

廿九年に入り、株式市場は引續き好勢で東株は八百五十五圓(當限)の高値があつたが、四月以後、貿易の入超と新設會社の拂込徴收に因て金融逼迫から反動人氣を生じ、東北の海瀆、關西の水害以下天災の連續に早くも警

戒的となり、東株の八百五十五圓、大株の千一圓が日清戰役の紀念相場となつた。

明治卅一—卅六年

爾後、明治卅七年日露開戰に至る迄の七年間は、反動の大不況期であつた。卅年の初頭、金本位制の採用、外資輸入説などがあつたが、金融引緊りの形成と膠州灣事件があり、警戒氣分で市況不振を極め、卅一年は東京市場に於ける北海炭礦鐵道株賣買違約事件が起り、卅二年は南阿戰爭と、日銀の二回に亘る連續利上に入氣益軟化し、卅三年は、鐵道國有法案の提出で一時活氣ついたが、正貨の流出に金融の前途が憂慮せられ、日銀の利上はこの年内に連續三回に及び、諸銀行の貸出警戒、北清事變などで人氣動搖甚しく、卅四年に入り、一般經濟界不況その極に達し、加ふるに日露關係の險惡に株式市場も不安に襲はれ、株價も未曾有の安値に陥つて不況のどん底を現はした。卅五年二月、日英同盟の成立で人氣を回復したが永續せず、六月三日、突如限月短縮の發令があつて大狼狽に陥り、諸株激落して人氣の銷沈容易に恢復すべくも見えなかつた。

是より先、日清戦争後、經濟界の膨脹に伴つて投機の流行甚しく、東京、大阪、名古屋の各都市に於て株式現物市場の設立を計畫するものが多かつたので、政府は農商務省令を以てこれを禁遏したが、更に小取引所の撲滅と投機抑制の目的を以て、明治卅五年勅令第五百十八號を以て明治廿六年勅令第七十四號を改正し

一、取引所の資本金を十萬圓以上として、株式會社組織の取引所は、資本金の半額以上にして少くも十萬圓を

拂込みたる後にあらざれば、業務を行ふを得ざること

- 二、株式會社組織の取引所に於て、株主配當が年一割を超える時は、一割に當る金額を控除したる殘額の二分の一を賠償責任準備積立金と爲すこと
 - 三、會員及仲買人の身元保證金を供託すること
 - 四、有價證券定期取引約定期限は、二箇月以内とする事
- 等を規定し、既設の株式會社組織取引所にして拂込金額十萬圓に達せざるものは、同年十一月三日までに増加拂込む可きことを令するものであつて、當事者に取つて容易ならぬ問題であり、特に限月短縮と賠償準備積立金の二點に對し、有力取引所の猛烈なる反對があつたが、政府は當事者の要請を容れず、同年七月一日これを實施したのであつた。

その結果は、取引激減、株價暴落、有價證券の流通を阻碍するに至つたので、銀行業者の如きも聯合して政府の反省を促し、政府は考究の結果明治卅六年四月七日、農商務省令第三號を以て、延取引方法を改正し、限月短縮の不便を補はんとしたが、その爲定期取引廢絶に近く、國庫は取引所稅の收入を失ふに至り、當業者の熾烈なる要望と相俟つて帝國議會の問題となり、遂に農相平田東助氏の引責辭職を見ることとなつた。清浦奎吾氏代るに及んで、前勅令による限月短縮の事項を復舊し、賠償準備積立に關する規定に變更を加へ、こゝに限月問題の

落着を見るに至つた。時に明治卅六年八月十四日である。

かくて卅六年は、年頭から限月復舊有望の聲に活氣づき博覽會も景氣を添へて諸株好況であつたが、五月に至り日露の關係急迫して風雲急を傳へ、限月復舊もこの大問題に覆はれて不安人氣の間に暮れた。この期間に於ける、東京市場、東株相場の高低は最高が卅年の四百四十三圓、最低が、卅四年の百七圓八十錢で、大阪市場大株の高低は、最高四百四圓、最低百廿三圓六十錢(何れも先限)であつた。

日露戰爭前後

明治卅七年は、年頭より、日露の關係日に險惡を加へ、開戦の避け難き情勢となつたので、初立會から賣人氣で、二月五日某師團に勅令の下つた時は一種凄壯たる氣配であつた。同月九日、仁川及旅順港外の海戦に捷報を傳へて後は、市況一轉して活況を呈し、諸株昂騰を演じたが、戦局の前途遼遠になると内外國債の募集、非常特別稅の徵收など人氣を抑止するものが多く、波瀾裡に年末となつたが、十二月一日、旅順攻圍軍の二〇三高地占領、旅順港内敵艦の全滅から人氣強化し、卅八年一月一日、旅順開城となるに及んで、年頭の人氣は沸騰した。その後一昂一低の相場を續ける内、沙河、奉天の大捷となり、日本海々戦に、わが聯合艦隊がバルチック艦隊を撃滅して後は商勢益々好化して、諸株昂騰破竹の勢であつた。その後講和談判の進行に伴つて條件不滿の賣人氣を發し、平和克復後一寸不況に陥つたが、日英同盟の發表、外債五億圓成立、海外に於ける日本公債の昂騰

が人氣を引立て年末は好況であつた。

卅九年三月及び五月、日本銀行は、金利引下を行ひ、鐵道國有問題の刺戟に、春季は諸株強硬の商狀であつたが、三月以後沈衰に陥り、六月再び好化して下期に及び、九月米穀違作に一時賣人氣であつたが十月三たび強化して、人氣株の躍進となつた。日露戦後の奔騰相場は實にこの數ヶ月間に於て演ぜられたものである。

この間無謀なる投機者の活躍したことは勿論であるが、一般民衆もまた節制を失つて附和雷同した結果が、あの狂瀾相場となつて、四十年一月以後の恐慌を招來した。試に、東京市場に於ける東株の足取を見れば、卅九年九月一日、二百四十一圓五十錢の相場が、その年内に五百十四圓九十五錢の高値に進み、四十年一月には一躍七百八十圓の天井相場を作り、そしてその年内に一百圓を割つて九十一圓六十錢の安値を付けてゐる。工業株に於ても同様で、鐘淵紡績株の明治卅九年中の安値は、百三圓六十錢であつたが、同年末は、二百卅九圓九十五錢の高値を附け、四十年一月は二百九十九圓九十五錢を最高に、七十七圓七十錢まで反落してゐる。狂瀾の禍眞に戦慄すべきものがある。

四十年の年頭、當所株千圓相場を夢みた東西市場の買方は、一月廿一日の蹉跌以來、扇面形に擴大した戦線の收拾がつかず、總崩れの惨敗となつて諸株低落の一途を辿り、下期は銀塊暴落、日銀利上、各地の水害等に人氣全く銷沈し、紡績株、炭礦株以下人氣株の凋落特に甚しく、大阪市場に於ける大株の相場も一月の高値七百七十

四圓九十錢から十二月の安値八十六圓九十錢まで、急轉直下の崩落を演じた。

明治四十一—大正三年

明治四十一年より、大正三年、世界大戰勃發までの七年間は、大波瀾後の整理時代であつた。これより先、政府は日露戦後經濟の實情に適應して、取引所の機能を發揮せしめんが爲、明治卅九年十一月一日勅令第二百八十三號を以て、明治廿六年勅令第七十四號中に改正を加へ(一)國債證券の定期取引に限り、限月に依らざることを得とし、以て戦役の爲に激増せる國債の賣買を自由にし(二)直取引及び延取引に於ても定期取引と同様、單位賣買、競賣買、證據金徵收を認め(以下略)同年十二月十四日、農商務省令第卅三號を以て、取引所の賣買證明規定を設け、吞行爲の防遏を期するところがあり、各取引所は、協議を累ね直取引の發達を圖つたので、取引は漸次これに向つて集中することゝなつた。

四十一年は戦後景氣の反動として不況を續け、貿易逆調、生絲及び銀塊相場の低落、金融の逼迫に悩まされ加ふるに三月には辰丸事件の突發あり日支國交惡化して日貨排斥を生み紡績株以下の打撃甚しく、鐘紡に六十五圓九十錢の安値を見るに至り、東株も一段の不勢に陥つたが、七月、西園寺内閣總辭職、桂内閣の成立となり、國債五千萬圓償還方針を聲明したので、人氣恢復、米作豊穰に株價も昂騰歩調に轉じ、その後は清國皇室の不幸、對支貿易不振と日米協約滿鐵社債成立などで氣迷裡に越年した。四十二年は年頭から日本製糖會社の破綻があつ

て人氣挫折し日糖株の暴落が周圍に波及し諸株循環的に崩落したが、一方財界は整理漸く緒につき金融緩慢低利の趨勢現はれ、日本銀行は五月に至り金利引下を斷行したので商勢茲に一轉、在外公債相場の漸騰、國債利子所得税免除案の有望などを傳へて公債、鐵道株に買氣が起つた。然し經濟界の創痍深刻の爲人氣の恢復も容易でなく、その後は日銀第二次利下、日清協約成立などがあつたが、伊藤公の兇變、朝鮮の政界不穩などがあり、波瀾含みにこの年を終つた。四十三年に入り、日銀は市中銀行の預金利子引下に續いて第三次利下を行ひ、二月は四分利公債一億圓の借替發行の公表があり、更に三月は第四次日銀利下の斷行に續いて、第二回四分利公債借替の發表となり、低金利策の強行は株式の買氣を煽つて、相場も東京市場に於ける東株、二百四十六圓廿錢の高値を見せ、明治四十年以來の好況であつた。併しこれを時反動歩調となり七月は日露協約の締結、九月には日韓合邦の發表があり、金融緩慢經濟界好化の兆あるに拘らず、株式市場は大阪に於ける堂島株買占の紛擾、東京に於ける當所株買思惑の蹉跌等があつて不況を續けた。

四十四年は依然たる不振を續けて五月に至つたが、東京市場に於ける四月末直取引受渡問題より紛擾を起じ、遂に同月廿一日、農商務大臣大浦兼武氏の「直取引制限命令」となつて斯界を混亂に陥れた。加ふるに貿易逆調、金融緊縮の傾向著しく、水害、政變、日銀利上、伊土開戰、支那の革命など人氣を萎縮せしむるものが多く、紡績株、取引所株などの不勢が甚しかつた。

四十五年に入り、金融は依然緊縮を續け、日銀は第二次利上を行ひ、支那の革命は清帝退位、民國政府の成立となり市場は氣迷が深かつたが、倫敦の金融緩和、銀塊相場の昂騰から市況漸く恢復し、その後小波瀾に推移する内、明治天皇御不例の報あり、續いて七月卅日崩御を發表せられたので人心闇黒、八月二日の開場を氣遣はれたが、案外平靜に立會を開始することが出来た。大正元年となつて金融は逼迫に陥り、日銀の第三次第四次利上げがあり、會社商店の破綻、内閣の更迭などあつて市況不振を極めた。大正二年は政界の風雲急にして、政争激甚遂に騒擾を起して桂内閣總辭職、山本内閣の成立となつたが人氣は容易に引立たず、三月公債の償還から金融漸く緩和して好況に向ひ、石油株外二三の株式に買氣が起つたが、下期に入り社債の發行から金融引締りを來し支那の政争は遂に干戈を動かすに至り、興銀の波佐見金山事件、製糖會社の風水害があり、支那兵暴行事件支那關稅の引上問題、銀、銅の下落等悪材料に惱まされた。

大正三年上期の重要問題は取引所改善問題であつたが、政府の提出した改正案は當業者が、全國取引所聯合會を開催して協議を重ねた上、當局に建言せし所を參酌して作成せるものであつたから、當業者に異議無く、多少の修正を加へて、帝國議會を通過し、同年三月卅日、法律第卅三號を以て發布し、同年九月一日より施行することとなつた。次で、同年六月廿七日、勅令第百七號を以て新に取引所令を發布し、明治廿六年勅令第七十四號を廢止し、六月廿九日、農商務省令第十六號を以て取引所法施行規則を改正し、從來これに關して發布せし諸省令

を廢止した。支店出張所の禁止、場外取引の禁止などがその主要なる改正事項であつた。

市場に於ては發會が頗る好況を呈したが、一月中旬に至り櫻島の噴火があり、續て海軍收賄問題の暴露などがあつて人心恟々、市場の氣配を傷けること甚しく、加ふるに當時市場の人氣株であつた石油株は、滯荷と協定破裂の爲に暴落して、慘澹たる光景を呈し、三月に入りては海軍問題の爲、遂に山本内閣の總辭職となり、總豫算の不成立から不安人氣となり、地方銀行中支拂を停止するもの續出して、金融界また變兆を起し、清浦内閣の流産、昭憲皇太后御登遐の悲報など人心を暗くするもの多く、市況沈衰を極めた。

大隈内閣の成立を見るに及んで、人氣一變諸株好勢となり、輸出超過、石油協定、電燈合同問題の復活が景氣を煽つたが、北濱銀行の破綻、地方小銀行の不仕末等に人氣惡化し、一時不良の商勢でつたけれども、五月下旬日本石油會社の秋田黒川油田大噴油の事あり、日石株の二十圓高から諸株の相場も回復した。その後石油株に反動があり、七月に入り日本銀行は第五次金利引上を斷行して、政府の緊縮政策に副はんとし、加ふるに、國債償還額が五千萬圓より三千萬圓に引下げられたので、市場の人氣を害することが多かつた。

然るにこの時、歐洲の風雲變ならず、八月に至り遂に大戰の勃發となつたので人心動搖を極めたが、その餘波は極東に及んで日獨の國交斷絶となり、我軍の青島進撃が人氣を緊張せしめたので、市況は昂騰に轉じたが、貿易激減、航海不安、商品相場崩落、金融緊縮で人氣振はず、青島攻略に至つて一大活躍を演じたけれども永續せ

ず、増師案を中心に政争激甚、第卅五議會解散となり又もや豫算不成立の爲、不景氣深刻救濟策が講ぜらるゝに至り、市況は當然不勢の間に年末となつた。

この間、東京市場に於ける東株相場の高低は、高値四十三年の二百四十六圓廿錢にして、安値四十一年の九十圓卅錢、大阪市場に於ける大株相場の高低は、高値四十二年の百八十六圓にして、安値四十年の八十六圓九十錢であつた。

歐洲大戰相場

大正三年、歐洲大戰勃發後の株式界は、惠まれたる帝國の地位から受くる幸福の滿喫時代であつた。戦亂前に於ては世界を通ずる不安人氣の爲に、相場の氣惱みを免れなかつたが、いよゝ日本の參戰となり、皇軍が青島に進撃して後は、國民特有の緊張した氣分が相場に直射して、波瀾はあるも強硬の大勢は動かなかつた。當初の間、貿易の杜絶、海洋の不安を惧れた人氣も戦局の進展につれ却て逆の光景を見出すに至り、大正四年は年頭から軍需品の輸出増加、海運業の好況、米價昂騰、金融緩慢等財界の氣運一轉するを認めた。折柄日銀の見返擔保品増加があり、株式市場は賣買増大して時局關係株の活躍目覺しきものがあり、三月に入つては金融益々緩慢にして預金利子は引下げられ貿易の好順著しく輸入季節に入るも斷然出超を繼續し、海運好況を極め、新企業計畫勃興して日露戦後以來の好景氣を現はした。日支交渉問題の解決難と總選舉の激戦とに人氣を殺がるゝところは

あつたが、波瀾裡に伸びる相場は恐るべきものがあつた。

中頃露軍の敗戦、支那の排日などに引緩みを見せたが、十月以降豊作と商品高に買氣漸増し、十一月御大禮終了と共に主要株の大活動となり、取引高、取組高の新記録を作るに至り、相場激騰の危険を防止する爲、特に休場を行ふことあるに至つた。

大正五年に入るも經濟界の活況は依然として目醒ましく、軍需品註文の輻輳に伴ふ事業界の股盛と貿易の好順に人氣益々昂り、一月は主要株の新値躍進となつたが、政局の紛糾歐洲航路の不安から、日本郵船以下時局關係株に反動があり、平和回復説も頻りて相場は悪化の形勢であつたが、日銀の利下、銀塊の奔騰、諸會社の増配見越しに人氣再興、四月は當所株の爆發高を見るに至つた。

其後は強弱材料の錯綜に相場も波瀾重疊であつたが、十月大隈内閣の總辭職となり、寺内々閣成るに及んで人氣好化し、綿絲、生絲相場の奔騰、海運界の再好況、各事業會社の増資増配、新會社の創立など好材料山積して買氣沸騰、各市場とも空前の股賑を呈し、賣買高の新記録を作つた。十一月は、立太子禮御舉行あり、氣配強硬を極め五分利公債は額面に達し諸株も奔騰を續けたが、この頃より氣配に浮動性を帶び、郵船の増配發表を轉機に反動的となり、十二月十三日獨帝講和提議の飛電に、急轉直下の大反落を演じ、爲に前後十日間國債以外の定期取引を休止し、賣買玉の整理を行ふの已むなきに至つた。

大正六年に入り人氣は漸く鎮靜したが、一たび怯えた市場の氣配は、些少の事にも愕き易く、印度證券發行問題で紡績株が崩落し、獨逸潛航艇の印度洋出沒説に郵船株が賣られ、頗る脆弱の商情であつた。二月獨逸は無制限潛航艇戦を宣言し、延いて米獨の國交が斷絶となつて生絲市場が動搖し、支那の參戰、印度の關稅引上など人氣を搖がすことが多かつたが、日銀利下、米國の聯合國援助、總選舉の結果與黨の勝利に一應好轉した。

五月に入り獨露單獨講説が頻に傳はつたが、貿易の出超旺盛、正貨の漸増、金利低落、物價昂騰、諸會社の配當増加にて買氣があり、六月は財界樂觀に賣買高増加し、七月に入るや綿絲、生絲の暴騰に人氣緊張、八月は兌換券の膨脹に市況頗る好氣配であつたが、羅馬法王の講和提議から反動氣味となり、物價調節令、輸出制限令の公布、米國の金輸出禁止を見るに至り、商勢一變、買方の投退きに賣方の追撃が加はつた。恐怖人氣となつて後は、郵船會社の増資内定、日米共同宣言、日銀見返擔保擴張等の好材料も顧みられず、伊軍の大敗、露國の革命、露獨の單獨講和、露國の外債廢棄聲明などに不勢を極めたが、年末は聊か見直して越年した。

大正七年は、前半を氣迷ひに經過した。年頭は好人氣であつたが、内債五千萬圓の募集と英國公債八千萬圓の引受けがあり、浦鹽遺艦、露獨講和談判などの懸念があり、貿易不振、米國の貿易制限説、戰時利得税など賣人氣を誘發して不勢を續け、物價高はあつたが、歐洲の戦局と露國の内情が氣迷の種で、情報によつて一喜一憂する有様であつた。五月下旬「小口落し禁止」問題の突發があつて市場の人氣に動搖を起し、六月は西部戦線の

聯合軍不利を報じ、我軍の西比利亞出兵説もあつて賣人氣となつたが、七月出兵確定し、西部戦線の捷報を傳へてから市況は俄然強化して諸株の奔騰を見るに至つた。しかし八月小口落禁止令實施の不安と、各地に起る米騒動は人氣を害すること甚しく、塊國の講和提議、日本銀行利上等に諸株崩落して、内閣の更迭も人氣を一新するに至らず、十月以降講和の色濃厚となり、十一月遂に獨逸の屈服により曠古の大戦終末を告げ、相場も低落を續けたが、中旬休戦條約の成立から俄然好化して、戦捷氣分の相場の實現となり、諸株の躍進高となつた。

大正四年以降、大正七年まで歐洲大戦中、東京市場に於ける東株相場の高低は、最高が大正五年の四百八十圓九十錢、最低が大正四年の百十五圓九十五錢、大阪市場に於ける大株の高低は、最高が大正五年の七百卅圓、最低は大正四年の九十一圓廿錢である。

歐洲戦後の好況

獨逸の屈服によつて歐洲大戦の幕は降りたが、わが株式界の好況は熄まなかつた。大戦によつて日本の受けた莫大の利益は、寧ろ實戦終結後にその影響を現はして來た。

大正八年はその初年である。年頭尙ほ警戒氣分であつた株式市場は、綿糸、期米の崩落、備船料低下などの國內材料と、濠洲首相のわが南洋諸島領有反對聲明、日支條約破棄説などに嫌氣して頗る不勢に始まつて、諸株循環安を演じた。二月に入り、漸く底入模様を呈し東京市場の日本板紙新株の特異高から商勢漸く一轉し、平和會

議の進捗から戦後景氣を豫想する人氣が萌芽して山東問題、朝鮮暴動、淺野晝夜銀行大阪支店取付などの悪材料はあつても氣配は崩れず、海運界の形勢好轉、生絲原棉縮絲の昂騰から買氣動き、藏相の積極政策聲明から侮り難き商勢となり、五月銀塊相場の暴騰を受けて諸株一齊高を演じ前途樂觀人氣に上期を終つた。七月は山東問題、日支兵衝突、勞働賃金増額要求など嫌氣材料に崩れたが、東株、大株の増資説が人氣を引立て、九月は東京市場の賣買高新記録を作り、十月、日銀第三次利上、配當課税、暴利取締令適用等に軟化し、十一月は東西兩市場の大取組も懸念されたが、財界の前途樂觀、戦後大相場の實現期待に有力の買物あり、主要株の活躍となり、大阪では上海取引所株が暴騰を演じた。

日銀の第四次利上、銀行に對する貸出警告は一部の警戒心を誘發したが、熱狂せる強氣の耳には響かず、春高人氣旺盛に新年を迎へたのであつた。

大正九年の新春こそは、歐洲大戦後株界好況の頂邊であつた。年頭の市場は製糖に旺盛な買氣があり、その奔騰から諸株一齊の好況を呈し、年末に動いた警戒氣分も新春の屠蘇に打消されたかと思はれたが、中旬に至り、東西銀行の利上協議と日銀の第五次利上氣構に伸力を阻まれ、二月に入り四十二議會に於ける所得税改正法案、銀行の貸出警戒等に賣人氣となつたが、安値は強力の買物があり、議會の解散も却つて買氣を誘發し、再び異常なる騰勢を示した。

三月に入り、諸會社の業績好良、増資増配は更に人氣を煽揚して未曾有の熱狂相場を起し、東京市場に於ける東株五百四十九圓、同新株五百五十圓、鐘紡五百七十四圓(何れも定期先限値段)の高價を實現したのであつたが、それを分水嶺として、相場は反落の道程に入つた。前年以來、東西市場に互り大賣物を注ぎ機を窺つてゐた大手弱氣筋は、銀行の貸出厳戒による資金の缺乏を狙つて痛撃を加へたので、防戦の策無き買方の投物に相場忽ち崩潰し、三月十五日の大暴落後は遂に支ふところがなく、四月七日、大阪に於ける増田ビルブローカー銀行の破綻から恐慌状態となつたので、株式取引所は立會を停止し、四月十三日一旦開場したが、形勢險惡を極め立會を續行することが出来ないで、再び停止して善後處置を講ずることゝなつた。

東西兩取引所は、東西兩シンヂケート銀行團を通じて、日本銀行より資金の融通を受け、整理を完了して五月十日東西同時に立會を再開したのであつた。この開市に當つては、人氣稍々落ち付きを示し、折柄小口落復活可能の説もあつて好調であつたが、米國の財界不安から生絲綿絲の崩落となり、同月下旬七十四銀行の破綻が世人を恐怖に導いたので、諸株一齊に暴落し、爾後政府の積極的財界救済、小口落の解禁などの好刺戟に回復を見ることもあり、呼吸的反撥もあつたが、大勢は所得税改正法案、尼港問題、米國株式市場の不況、綿絲、期米の下落などに惱まされて漸落し九月より十月に掛けて諸株不況の底に達し、東株に百圓揃みの安値を見るに至つた。

その後は、漸く財界に安定模様を認むるに至り、石油株の奔騰を先驅に物色買の流行起り、諸株回復歩調を辿

り、十一月は諸會社の配當良好に買氣があり、十二月は不況ながら石油株は市場の人氣を集むるの觀があり、年末は春高見越しに掉尾の好況を示し、多事多難の大正九年を終つた。

この二年間に於ける東京市場、東株の高値は、最高が九年の五百四十九圓、最低は同年の百圓丁度、大阪市場に於ける大株相場の高低は、最高が九年の五百十圓十錢、最低が同年の八十七圓廿錢であつた。

大正十一年

大波瀾は一段落の姿となつたが、併し財界の恐怖人氣は容易に脱却すべくもなく、海運界の不況に船舶株の崩落を見るなど、大活躍後の整理にはまたも長時日を要するだらうと見られたが、金融界が平穩で石油株以下割安株の物色買があり、紡績株も反撥歩調となり、英蘭銀行利下も好感を與へ、上期は氣丈の商勢であつたが、九月六日大阪市場鐘紡新株の大反落から諸株不勢に傾いて、不安人氣の市場となつた。加ふるに 聖上御不例の發表があつて人氣沈衰一般に形勢觀望の態度を採り、十一月四日夜原首相の暗殺から政局案じに氣配惡化、諸株また一齊安の慘狀を示した。高橋内閣成立し、華府會議に於ける軍備問題と對支問題が賣人氣を助長したが、十二月は銀行の歳末態度が案外緩和したのと、生絲高に諸株上進歩調であつた。

大正十一年に入り、前年來の春高氣分に一月初旬は好人氣であつたが、正貨漸減が買氣を抑へ、中旬コールの急落に、東株が前年來の高値を見せたけれども、依然警戒人氣で、二月に入り議會に於ける取引所問題の論戰に

人氣軟弱に陥り、大阪市場の鐘紡新株延取引の暴落から、主要株の不勢甚しく、三月期米の立會停止、國債五千萬圓の發行決定、預金利子引上などに、相場は連日激落して恐慌氣分となつた。四月政府は、法律第六十號を以て「取引所法中改正」を發布したが、久しきに亙る論議の末であるから、今更人氣を動かすことはなかつた。改正の最要點は「新に短期清算取引を認め、長期清算の期限を二箇月に短縮すること」であつたが、この事項のみは、特に大正十四年四月一日まで實施を延期せられ、他は何れも九月一日から施行せられた。

五月に至り政局不安、支那擾亂の軟材料があつたが、金融緩慢で昂騰に轉じ、六月は貿易好轉、英米財界好況に市況益々振ひ中旬加藤内閣の財政方針に一時氣迷つたが、重要商品高に手堅かつた。七月は大阪市場の活況に金融緩慢を背景の買氣起り、好勢であつたが、米綿銀塊安に中旬形勢悪化して諸株反動安を示した。八月となり海外では、獨逸の賠償問題、米國の罷業、内地は大阪の財界不安、定期米の續落があり、人氣不振賣買減少し、政府の物價調節策發表も市場を沈衰せしめた。九月は内外の諸問題に波瀾を續け、十月に入り生絲好勢に買氣起り、十一月輸出超過の發表あり、十二月銀行不安を傳へたが、政府の聲明に小康を示し、春高人氣の萌芽を見るに至つた。

大正十二年は、年初平凡の商勢であつたが、巴里會議の決裂、金融の緊縮に人氣振はず、二月は輸入減少と期米外糖高、佛國のルール占領が刺戟となつて賣買は激増したが、高値は警戒せられた。三月保合を脱せず、支那

の排日に軟弱の含み、四月は原糖高による砂糖株の活躍から、諸株好況賣買高激増となつた。

五月は砂糖株が反動安を示し、二、三小銀行の破綻があり、六月は内に金融の梗塞、貿易の入超があり、外に米國の株式下落、支那の排日があつて投物續出市況不良となつた。七月に入るも軟材料のみ多く、市況極度の閑散に陥り、月末暴落を演じ、八月は環境續て悪しく海外事情も不良で續落したが、四箇月に亙る崩落に自ら底味となり、引返しの商狀となつたところに加藤首相長逝して、山本内閣成立説あり、人氣一新の兆があつた。然るに九月一日正午二分前、大震災に見舞はれて混亂に陥つた。

東京市場の潰滅は、全國株界を暗黒にしたが、大阪株式取引所は九月八日、萬難を排して立會を開始したところ諸株激落して、三、四十圓安を告ぐるものもあつた。

山本内閣成立しモラトリアムの發令、日銀の積極援助聲明に力を得て東京市場の復興となり、建玉整理後、取敢ず國債市場を丸の内日本興業銀行内に開き、次で十月廿七日、日本橋區茅場町河岸に實物市場を開き、十一月十五日、日本橋區北島町中外商業新報社内に假市場を設け立會を開始した。然るに復興氣分横溢し諸株の回復驚くべきものがあつた。清算取引開始當日上場銘柄六十二種、一場立會の出來高六萬六千株に達せしを見てその活況を知るべきである。清算取引開始後は、爆發的躍進を續けて震災前の値段を上廻るものが多く、十二月は早くも春高人氣を起して、復興氣分の旺盛なるものがあつた。大阪市場に於ても、株價の回復急速にして、復興の新

東株中心に年末活況を極めた。

大正十三年は、前年末の氣配を承けて好況に始まつたが、山本内閣總辭職後、清浦内閣成立して政界の不安は去つたが、貿易の入超と一月十五日の強震に脅かされて商勢軟化し、議會解散、外債五億五千萬圓成立、米國の排日生絲綿絲の崩落などが氣迷を與へて市況引立たず、六月に至り、多年懸案の短期取引が東京市場に開始せられた。大阪市場は是より先短期取引を開始してゐたので、東京の開始は別に人氣に變化を與へなかつた。清浦内閣辭職して加藤内閣成立し、政局の安定が一時人氣を引立てたが、その後再び不況に還り、米國の排日法實施、支那の動亂、限月問題悲觀などから十月まで軟調を續けた。十一月に至り商品高に買氣が起つたが十二月鐘紡の減配から人氣を軟化し、年末は高低區々の保合であつた。

大正十四年は、年頭の氣配好良であつたが、二月に入り限月問題の形勢悲觀に因る東株安が諸株を軟弱ならしめ、高田商會破綻、紐育銀行利上が人氣を害し、日銀利下説も響き薄く、三月十三日議會の限月短縮實施延期案が否決されて、却て反動人氣を起した。後は大入超、米棉安、政局案じて伸惱み、四月六日新制度による新甫を開始したが、人氣引立たず、廿四日、日銀利下の發表から買氣起り、連日好勢を續け、五月入超の減少に諸株一齊高を演じた。八月、加藤第二次内閣成立して政局安定、英蘭銀行利下、大阪市場好況で諸株強調であつたが、正貨現送の發表に人氣軟化し、十月英蘭銀行再利下があり十一月貿易順調、綿絲の強化に人氣昂り、十八日國債

長期清算取引の開始に諸株好人氣を見せたが、十二月は實株消化力の旺盛、金融緩慢、米國の好景氣に春高見越となり取引激増、氣丈に大納會を告げた。

大正十五年は、前年末の活況を持越して、初立會は氣丈であつたが、爲替相場の亂調、政局の前途不安に賣人氣が起り、波瀾状態となつた。一月末加藤首相薨去によつて若槻内閣成立したが、人氣振はず、二月再び金融相場となつて、取引所株の昂騰を見たが、爲替相場の續騰に、九月迄は保合状態となり、中旬入超と朴烈問題、支那動亂などで人氣悪化し、諸株暴落を演じた。十月、日銀利下發表せられ、諸株急反撥を見たが、再び軟化して保合に歸り、久原の特殊相場を除いては、平凡の市況となつた。

十一月以降は、聖上御不例を傳へて人氣沈衰不況を續け、御崩御後は、市人謹慎して薄商内裡に昭和の新政を迎へた。

この間に於ける東京市場、東株相場の高低は、最高二百十八圓八十錢、最低百五圓十錢、大阪市場大株相場の高低は、最高百八十五圓、最低七十八圓（清算先限値段）であつた。

昭和二年

新年氣配引立たず支那問題の重大化と取組増大の懸念があり、引續く金利低下も買氣を誘發することなく、政情急轉、朝野三黨首の妥協成立を傳へて相場好化を見たのも少時で、英國の對支出兵に高値警戒となつた。二月

は、市中銀行の預金利子引下に買氣を咬つたが、七、八兩日は、大正天皇御大喪儀を行はせらるゝにつき臨時休業し、日銀利下、憲本兩黨の提携、綿絲の昂騰に二月は強保合、三月日銀の利下決定を見たが、中旬渡邊銀行の休業発表が、大衝動を與へて、商勢險惡、四月鈴木商店の窮狀を傳へ、不安人氣に投物續出し、露支國交の危急、休業銀行頻出、臺灣、近江兩銀行の休業で一時成行を憂慮せられたが、若槻内閣の總辭職、田中内閣の成立するに至つて人氣安堵、諸株反撥を示した。

しかし金融界の動搖は熄まず、十五銀行の休業に至つては、政府は四月廿二日三週間の支拂猶豫令を發布し、株式市場もその間休會を餘儀なくされた。五月十五日開場後は人氣安定して、穩健の商勢を示したが、六月大藏大臣の更迭あり、一時不良の人氣となり、セメント株の波瀾以上雜株に整理的賣物があつた。七月政府は川崎造船所救済問題打切を決定したので、商狀惡化諸株漸落したが、臺灣銀行コール返還問題の解決に漸く見直し、八月に入り極度の閑散に材料も相場に響かず、九月綿絲の好況に刺戟せられて買氣起り、金融緩慢に國債の取引活潑、十月に入り市中銀行利下内定に一時好勢であつたが、却つて賣物を喚び、十一月も無材料に薄商内から氣崩れとなつたが、年末は反撥を起し、取引所株の強調に昭和二年を送つた。

本年間に於ける東京市場東株相場の高低は、高値二百一圓九十錢、安値百四十一圓六十錢。大阪市場に於ける大株相場の高低は、高値百十五圓五十錢、安値八十九圓廿錢であつた。

昭和三年

春高見越しに新年を迎へたが、政局の不安は初立會の氣配に映じて、賣人氣濃密、中旬後險惡の商勢に見られた。議會の解散は、却て人氣を緊張せしめ、總選舉の終了を待つたが、普選第一次の總選舉が、政府與黨の優勢を示さなかつたのと、貿易の入超連續に商勢惡化して、買方の整理的賣退きとなつた。三月に入ると、金融緩慢による國債の好況以外は取引不振を極め、人氣株に新安値を見た。四月、上旬貿易の好化が、政局の安定と相俟つて諸株を昂騰せしめたが、濟南の動亂重大化し對支出兵となつて、買氣を阻碍し、五月は政局不安と、第二次對支出兵に紡績株を中心に、賣人氣となつたが、遊資の證券市場流入に安値は賣警戒となり、我軍の濟南占據後は綿絲の奔騰を動機に紡績株先驅の好況を呈した。六月、井上日銀總裁の辭任を見たが金融緩慢、貿易順調に諸株穩健の商狀であつた。

下期に入り、金融低利を背景の買人氣に好勢を續け、七月上旬長期新東百九十五圓七十錢と、年頭以來の高値を現はした。支那の時局と民政黨の分裂に氣迷深く、八月九月を波瀾裡に送り、十月對支關係の好轉に紡績株が買はれたが、この頃より金輸出解禁論擡頭して、即時斷行の要望起り、株界先づこれを反映して、商狀惡化し大波瀾を描いた。

十一月御大典を迎へ、人氣好化したが、その後は氣迷に移り、十二月は金解禁、對支關稅交渉行詰りから賣人

氣となり、年末安の相場となつた。この間國債市場が金繰低利を反映して、遊資の流入に熱狂相場を演じ、大波瀾を描いたことは、稀有の現象である。

本年中東京市場に於ける東株相場の高低は、高値二百七圓八十錢、安値百六十二圓四十錢、大阪市場に於ける大株の高低は、高値百十三圓六十錢、安値九十八圓七十錢であつた。

昭和四年

前年以來の懸案、金輸出解禁と對支交渉の難問題を持ち越して、年頭から氣惱み甚しく、新年初立會は頗る不勢であつたが、賣人氣一巡と共に、現實の金融緩慢を反映する公債の昂騰、投資株物色買の刺戟から、次第に反撥模様となつた。次いで、日支關稅協定の成立、銀行預金利下決定などの好材料に氣配を直し、二月は郵貯利下、限月復舊有望の噂に諸株昂騰を示したが、政局案じ、國債の反落に賣人氣となつた。三月は平凡の間に経過したが、限月復舊案の議會通過に人氣は急速の回復を示した。

四月上旬日魯漁業株の暴落があり、主要株もその波及を免れず、金解禁論の強化に形勢悪化し、五月限月の復舊を見たけれども、この惡氣流に惱まされて、殆ど感應がなく、慘澹たる不況に陥つた。六月政府の金解禁不行聲明があり、漸く小康を得たが、内閣改造、不戰條約、滿洲某重大事件を中心に政局の不安甚しく、取引減退して稀に見る閑散不振を示した。

七月に入り、政變到來して濱口内閣の成立を見るや、財政整理の期待に諸株歡迎の好況を呈したが、新内閣の緊縮政策と、金解禁斷行豫想に、忽ち狼狽的賣人氣を發して、投物殺到慘澹たる大瓦落を演じ、新東百圓割れの大不況に陥つた。八月以降貿易の出超その他の好材料があり、雜株には採算的物色買もあつて、相當急激なる反撥力を示すこともあつたが、大勢は緊縮政策と金解禁の二大材料が壓倒的に株式界の人氣を抑え、悲惨なる大不況にこの歳を終つた。

この年間に於ける東京市場、東株相場の高低は、高値百七十八圓四十錢、安値百一十一圓九十錢、新東株の高値は百六十八圓七十錢、安値九十六圓卅錢であつた。

昭和五年

金解禁の實施を前に、昭和五年の株式界が、不安なる新年を迎へたことは説くまでもあるまい。濱口内閣の藏相となつた井上準之助氏は就任後間もなく東京株式市場に臨み、緊縮政策の肝要とその抱負を説き、市場の協力と自重を希望するところがあつたが、實施後の株界は、半死の苦境に置かれて仕舞つた。一月十一日非常の緊張を以て、金解禁の實施を迎へた株界は、一時平靜の状態にあつたが、財界各方面の萎縮甚しく、正貨の現送、議會の解散に、人氣再び悪化して年頭先づ大不勢に陥り、二月、總選舉の結果、政府與黨の大勝とはなつたが、殆ど感應なく、三月、印度の關稅引上問題から紡績株の崩落となつて慘澹たる悲況を現はし、東京電燈の暴落から

處分株が續出した。四月は鐘紡の減給問題から衝動を起し、諸株一齊に崩落して事態險惡、十一日付立會休止を見るに至つた。

五月新東百圓割れの不況を見せて、外銀利下に反撥したが、高値は保てず、六月上旬貿易は好調ながら商品不勢に投物を誘發し、諸株稀有の安値を示した。

下期に入りても貿易悲觀、限産擴張の嫌氣に不況を續けたが、銀塊高から、綿絲生絲の好化に小康を得て八月に入り、諸會社未拂込の徵收に新株忌避の人氣を生じ、砂糖株、船舶、電力、製紙、映畫などの諸株は、猛烈なる賣人氣を浴びた。九月、倫敦條約批准問題、重要商品安、國債の惡化等惡材料頻出して下落甚しく、暗愴たる市況であつた。十月に至り、流石に賣人氣の反動を現はし、六日、日銀の利下發表、生保證券の買入開始、興銀の積極援助、商品高に著しき反騰を演じた。十一月はこの形勢一段顯著となり、新東株の百圓臺回復を見るに至り、濱口首相遭難も案外影響なく、十二月取引員の融資成立と石油株の暴騰に年末高となつた。

この年間に於ける東京市場東株相場の高値は、高値百廿四圓卅錢、安値九十四圓七十錢、新東は、高値百十三圓九十錢、安値八十二圓九十錢であつた。

昭和六年

年頭は不勢であつたが、事業不振の爲資金の需要皆無にして、金綬の趨勢著しきものがあるので、上旬貿易の

好調から買氣を發し、二月は國債市場連日活況を呈し、三月、紡績株は綿絲高に、砂糖株は、産糖協定成立に人氣を引立てられ、銀行の預金利下も好感せられたので、諸株一齊高であつたが、四月は國債の反落、綿絲安貿易の不成績に賣人氣となり、若槻内閣成立後の政情に嫌氣を生じて不況であつた。五月は、反動的となり外銀の利下を好感して大勢好良。六月に入り、所謂フーパー景氣を望んで買人氣旺盛、國債の白熱的好況を見た。

然るに七月は、萬寶山事件が起り、英蘭銀行の利上、正貨現送、外貨債投資による金融引緊りの爲、國債の下落から大反動を起し、フーパー景氣帳消しの形となつた。八月を平凡に過ぎて、九月滿洲事變の突發があり、英國の金本位停止から、廿一日遂に痛烈なる變動を起し、總崩れとなつた。市場混亂の爲立會を停止し、廿三日再開したが、形勢險惡、鐘紡、東株十八、九圓安、甲號五分利四圓廿錢安の激落を示したので、更に休會して善後所置を講じ、廿八日から立會を開始した。

その後も、不勢を續けたが、十月末に至り、金再禁止説を爲すものがあり、相當に信ぜられた模様であつて、下支え、十二月政局急變、犬養内閣の成立となつて、直に金再禁止の斷行を見たので忽ち熱狂相場となつた。好況の爲混亂に陥つたので、立會停止、四日間休場後再開したが、人氣沸騰、更に躍進高を演じ、好況は年末に及んだ。

この年間に於ける東京市場、東株相場の高値は、高値百七十三圓五十錢、安値百三圓十錢、同新東株の高値は

百六十七圓、安値は九十四圓六十錢であつた。

昭和七年

昭和七年は、いはゆる大養景氣の當年である。前年末内閣組織と同時に金再禁止を行ひ、積極政策に急轉換と出たのであるから、市況は當然の熱狂相場となり、年末すでに諸株の躍進高を見たのであるが、新春、皇軍の錦州占據を傳へて初相場沸騰し、短期新東株百六十九圓九十錢の好勢に始まつた。その後不敬事件なるものがあつて人心を暗くしたが、廿一日議會の解散後は、景氣待望の買人氣で諸株普遍高となつた。

月末、上海事件の突發で、大波瀾を描き、三月は、大取組の壓迫に人氣振はず、日銀利下も、好影響を與へなかつた。

しかし取引は盛況で、三月の受渡高九十一萬六千株は、東株創立以來の數字である。四月は軟弱に終り、五月日支停戰會議の成立から強調となつたが、五月十五日の凶變が起つて、大養首相不幸後は人心動搖甚しく、十六十七の兩日立會休止の外なかつた。十八日再開後も賣人氣の場面で、諸株の暴落を見たが、忽ち反騰に轉じ、齋藤内閣成立後は、米國財界悲觀に一時賣人氣であつたが、第二次日銀利下と、政府の時局匡救計畫に、人氣好轉諸株昂騰を示した。

下期に入り國債市場は、金緩低利に大活況を呈し、商品相場昂騰して、貿易の出超、英蘭銀行の利下に七月中

好勢を續け、八月商品相場の昂騰から關係諸株に買氣動き、新東も百四十五圓臺に躍進した。其後は一時低落したが、爲替相場の低落と物價騰貴の趨勢は自然に人氣を引立て、九月に及び滿洲國の承認、十月リットン報告などに波瀾ながら好勢を續け、十一月工業株の躍進に取引増大し、東京市場は、連日後場の立會を休止するに至つた。十二月に入り買氣は軍需株に廻り、諸株強調を極め、頗る盛況にこの歳を終つた。

當年中東京市場に於ける東株相場の高値は、二百十六圓、安値百廿九圓六十錢、新東株の高値二百廿三圓、安値、百廿九圓卅錢であつた。

昭和八年

前年末以來の買人氣で、新春は日本産業三菱鑛業の猛騰以下非常の好勢に始まつたが、日本銀行の市場操作聊か人氣を抑壓し過ぎた感があり、手持公債の賣出から灼熱的であつた人氣を冷却して一月末の不況となり、二月に入り聯盟案じいよく甚しく、諸株續落して慘澹たる不況を現はした。三月は尙ほ續落步調から恐怖的の人氣となり、暴落の結果却て反撥力を生じ、政變案じに波瀾を極め月末高となつた。四月は低金利の趨向が效いて高値の保合を續け、五月は値幅縮少して薄商内であつたが、國勢伸張の氣分に進まれて、諸株好化し、六月更に躍進して、新東株は再び二百圓臺の相場となつた。

七月は、日銀利下その他の好材料に拘らず、月頭を高値に反落相場となつたが、金融緩漫の趨勢は變らず雜株

物色買の爲に不均一の相場であつた。八月に入り、米國景氣反落の波及で下旬の不況を見たが、飽くまで低金利の波に乗る買方は時局關係株投資株を狙ひ、早くも反騰を演じ、九月は英米の金塊高に買氣一段強かつたが、三菱鑛業日本産業などが中心で、後半金融の硬化に反動的となつた。

十月に入り波瀾状態で、高値に揉合つてゐるが、雜株物色買の内に人絹株の奔騰が目立ち、十一月、歐洲金アロツクの危機を傳へ、形勢悪化の感があり、十二月は重要商品の不況、貿易の不振、新東株の増資による六萬株増加で、軟弱に大納會を告げた。

當中中に於ける、東京市場の東株の相場は、高値二百廿五圓四十錢、安値百四十三圓、同新東株の高値は二百卅二圓八十錢、安値百四十九圓十錢であつた。

昭和九年

前年來東株整理問題に絡み、不況を呈した市場は、新年に入るも依然好轉せず、取引減少閑散を極めたが、金塊の昂騰から、金鑛株中心の買氣起り、金緩低利の趨勢に、漸く全面的の好況となり、國債は甲號五分利百圓の高値があり、佛貨四分利が特に好人氣であつた。二月に入り、産金株中心の買氣強く、新東株、鐘紡株など主要株の不勢に拘らず、物色買的強調を示し、三月に入り、雜株選擇買いよく旺盛となり、實物市場空前の盛況を呈した。

四月は、大取組を懸念せられ、林陸相の突發的辭職問題から、政局不安を起したが、その留任で小康状態となり、五月、日本鋼管の特別配當から買氣を發したが、續かず、某事件の波及が、内閣の進退に及ぶかとの憂慮から、賣人氣となり、六月、雜株の強調に拘らず、新東に時局氣迷の賣人氣があつたが、月末に至り雜株も亦利食急ぎに落潮となつた。

七月に入り、五月以降の氣迷は岡田内閣の成立によつて解消したけれども、人氣は依然賣慕つたが、歐洲不穩と軍需株の強調に下値警戒となり、八月は政府の非増稅聲明に一時強調となつたが、短資の引緊りに伸縮み、九月は今春以來賣出したる新、舊實株の消化難から賣人氣となり、生産過剩氣構えと相俟て諸株不勢に陥つた。十月爲替相場の低落より日本産業株の昂騰を中心に諸株好勢となつたが、陸相の談話から脅威を感じ賣人氣となり臨時利得稅賦課を傳へて諸株慘落、十一月増稅懸念の賣人氣濃化して、諸株續落險惡の情勢となつたが、市場安定金融計畫に人心安定し、その後、高橋是清氏の藏相就任に月末強硬となる。十二月一應安定を見た市場の人氣も、政局案に引立たず、不勢のまゝに大納會を告げた。

この年内に於ける東京市場東株相場の高値は、百七十二圓九十錢、安値百十四圓九十錢、新東株の高値百八十四圓八十錢、安値百廿圓四十錢であつた。

昭和十年

前年來株式市場不安の原因となつてゐるものは、その儘儼存して解消せず、金買上値段の引上、北鐵譲渡、日支親善工作も響かず、入超増加、生産過剩、採算悪化等を年頭から悲觀して、一月は不勢に終り、二月も引續き不況であつたが、陸相の軍需會社配當制限否定、米國の金約款判決の有利好感などで月末には反撥した。二月、短資の強調に軟化した。金塊高に金鑛株が買はれ、投資株として電燈株が好人氣で、大量の買物があつたが、一般は振はず、四月引續き電力株が好勢で、金融緩漫から月末諸株強硬となつた。五月は月頭氣丈であつたが、内閣審議會委員の決定から増税懸念の賣入氣となり、佛國金本位の危機を傳へて反落を演じ、六月新甫から不勢を極め、増税説、當所株上場禁止説などに賣入氣は濃密であつた。

七月、關西の風水害に賣入氣であつたが、三菱重工業の猛反騰、製糖株の硬化に人氣回復、八月に至り久しきに互る悲觀材料の實株消化難、市場資金の枯渴による拂込忌避が、生保證券その他の肩替りによつて、解消に近く、諸株買氣復活し、東京電燈は六年振に額面を回復し、雜株界様變りの市況となる。

九月、外國貿易の大出超に人氣動き、伊エ關係切迫を入れて大活況を呈し、賣買高未曾有の巨額を算し、十月に入り伊エ關係の刺戟は、開戦により却て減少したが、他方重要商品の暴騰、出超の巨額、海外の好景氣、列國の軍擴、下期諸會社の業態樂觀、浮動株の吸收を好感して頗る強調となつた。十一月汪兆銘氏の遭難に人氣を傷けたが、基調に於て依然たる好良の状態を認めて採算買優勢を續け諸株強硬の商勢を示し、十二月は前月來の買入

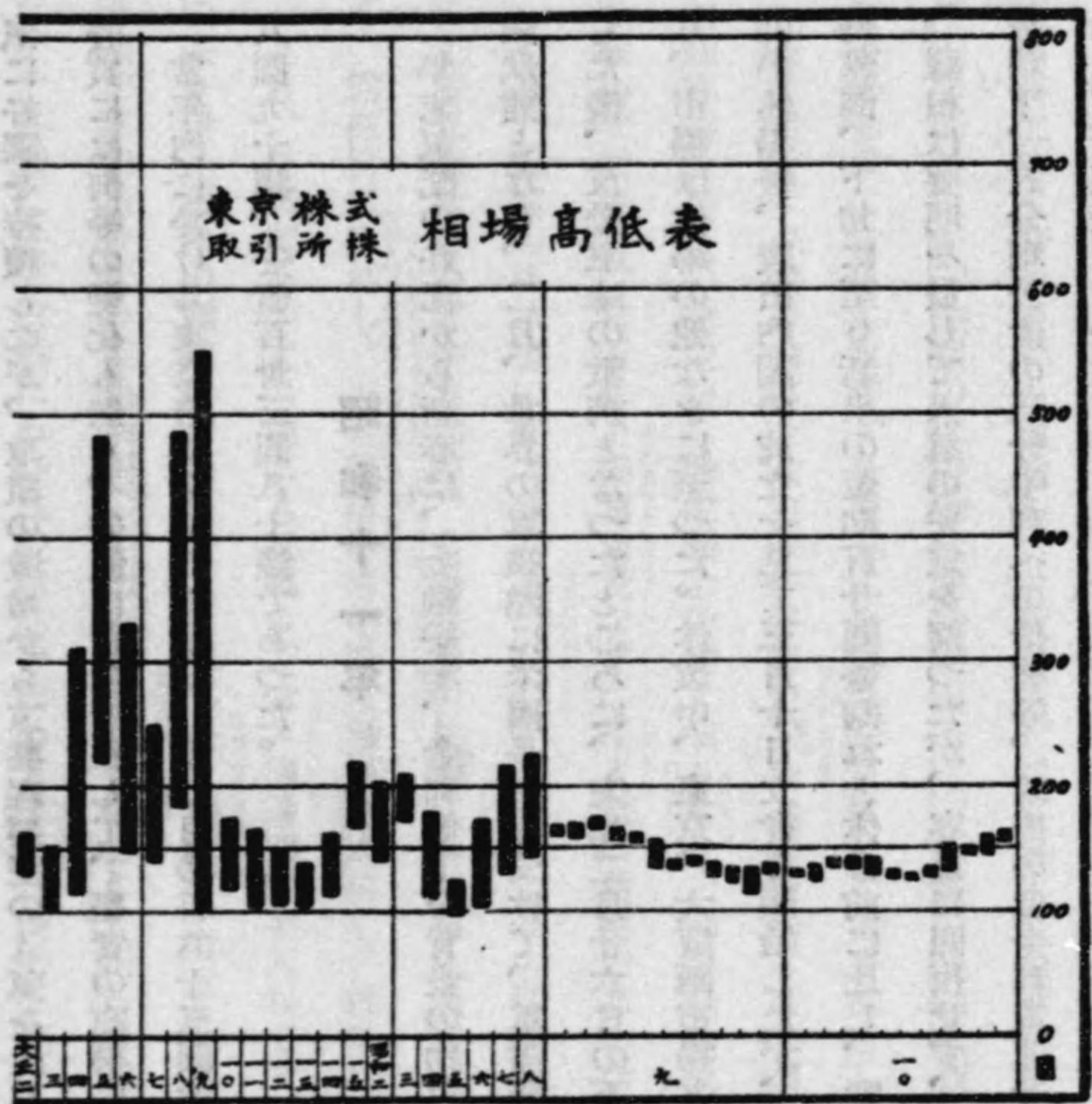
氣に好調を持續したが、取組の激増から玉整理要望の人氣を生じ、物價安に伸縮みを示したけれども、優良株投資には何等の變化も無く、安値に買氣潜在して、堅實の商勢にこの歳を送つた。

當年内に於ける東京市場東株の高値は、十二月の百六十三圓七十錢、安値百廿五圓十錢、新東株の高値百七十八圓九十錢、安値百卅三圓八十錢であつた。

昭和十一年

年末氣配の好況から新春は、金融緩漫、金利低下を背景の物色買であつたが、議會解散後、警戒の玉整理に波瀾状態となり、二月、世界の軍擴熱に米國景氣を受けて、軍需關係株が好勢を示し、總選舉が、與黨の勝利に歸した後、反動氣味の軟調となつたところに、突如二月廿六日の不詳事件が起り、帝都を戒嚴令下に置くこととなり、市場は休場の他なきに至つた。休業中、東京、大阪兩市場とも建玉中主要銘柄の半數解合を行つて、十三日間の休場後、廣田内閣の成立を見て三月十日立會を開始したが、商勢險惡、馬場新藏相の財政政策を危惧して、賣物殺倒、下旬に至り新東の短期百廿圓割れと休會前に比し、實に四十圓方の大崩落を示した。

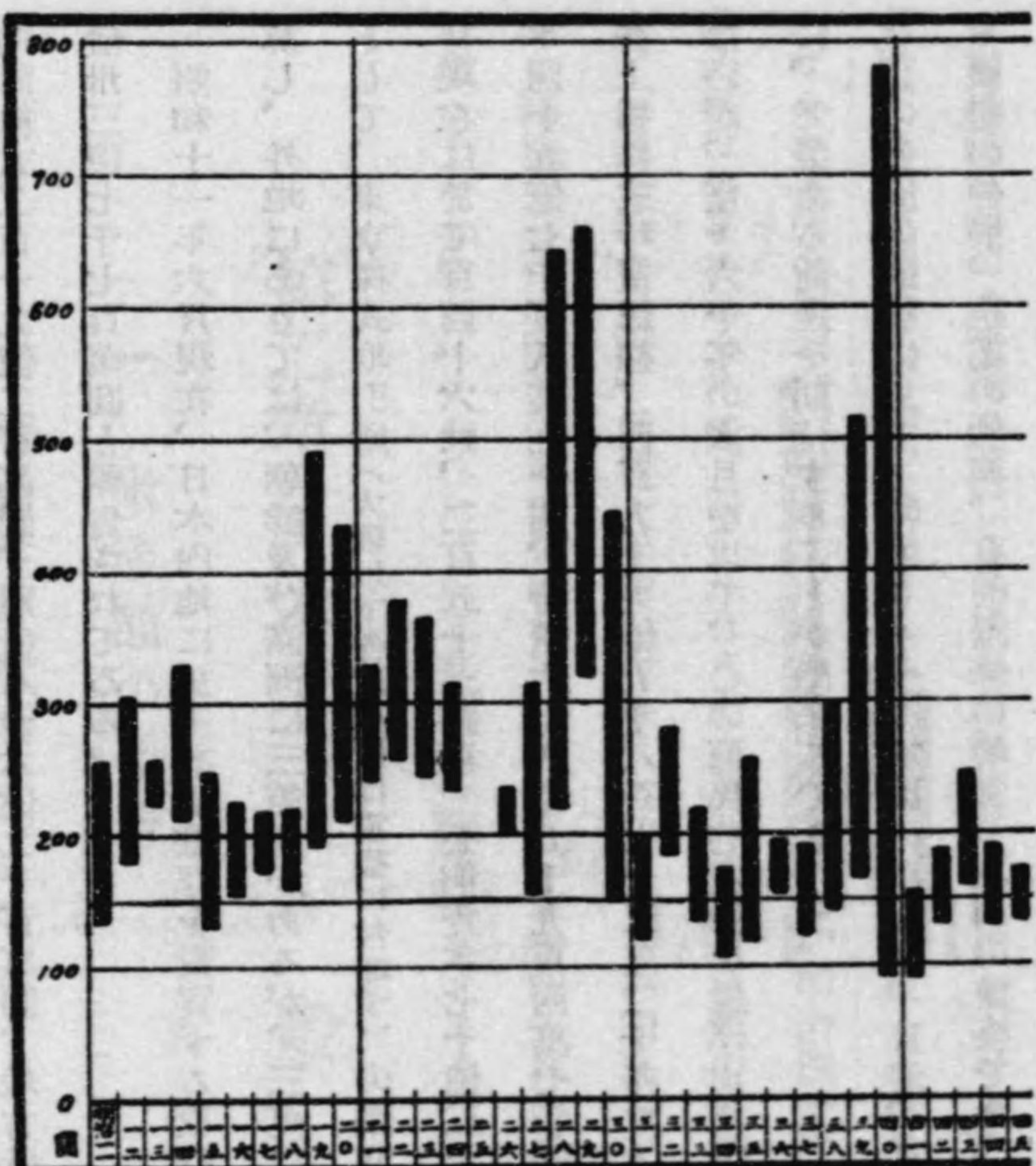
藏相は聲明を發して人氣の安定を圖つたが、容易に回復せず、四月に入り日銀利下と公債賣止、市中銀行の預金利下、五分利公債の三分半利への借替等、政府の低金利策連發に、漸く回復模様となり、低金利背景の投資株物色買が旺盛となつた。新東株以下投機性の諸株尙ほ回復せず、時局に對する不安人氣をその商勢に見せてゐた



が、金緩低利を基調とする工業株買入気は、頗る根強く、五月金買上値段の大巾引上あり、産金株から好人氣となつた。下旬濠洲の關稅引上から貿易悲觀を生み、波瀾に入つたが、特別議會の終了から國防豫算の放出を氣構へて強調となつた。六月に入り引續き軍需關係と投資株に買氣が強、雜株が好勢であつたが、中旬貿易の大入超と増稅問題、電力國營案の脅威に不勢となり、國策の氾濫に惱まされつゝ上期を終つた。

四 現 勢

明治六年第一國立銀行の創立以來、六十四年、同十一年東京及び大阪に株式取引所の開



註 長期取引相場に依る。明治廿八年當限最高八百二十圓及廿九年當限最高八百五十五圓なり。明治廿四年までは、百圓以降は五十圓拂込なり。

設を見てから五十九年、日本の株式會社並に株式取引所の歴史は、歐米先進國のそれに比すれば、遙に若く、規模に於ても、力に於ても遠く及ばないものがあるが、開國以來急速の進歩發達を遂げたる勢と獨特の經營には、先進諸國をして驚歎せしむるところが多いであらう。

昭和十一年四月日本銀行調査、全國（外地を含む）株式會社の總數は、實に三萬二千九百九十六社に止り、その公稱資本總額二百卅一億七千卅六萬八千圓、拂込金額總計百五十七億五千五百四十五萬圓を算してゐる。

内譯、銀行六百二社、公稱資本廿四億六千八百八十八萬四千圓、拂込金額十六億六千四百

五十三萬圓。諸會社三萬二千三百九十四社、公稱資本二百七億八百四十八萬四千圓、拂込金額百四十億九千九十一萬九千圓を示し、昭和十一年七月東京株式取引所調査、全國有價證券時價總額は、四百一十一億八千五百萬圓、内譯株式二百十九億二百萬圓、國債八十六億九千九百萬圓、地方債廿一億七千萬圓、社債五十億四千五百萬圓、外債卅三億七千七百萬圓と報告されてゐる。

昭和十一年六月現在、日本内地に於て有價證券を賣買する取引所は、東京、大阪兩株式取引所以下十一箇所を算し、外地にありては、朝鮮及び滿洲に三箇所があるが、三萬以上に及ぶ株式會社の株式中、市場性ある優良株として、東京株式取引所（大阪以下各取引所は重複に付略す）の長期清算取引に上場さるゝところのものは、七月一日現在に於て百四十六社、二百五十三銘柄、公稱資本七十億五千五百八十八萬五千圓、上場銘柄に對する拂込資本四十五億七千八百九千圓、時價六十八億五千九百四萬七千圓である。試に紐育株式取引所の本年六月一日現在上場株式時價總額、四百九十九億九千八百七十三萬二千九百圓に比すれば、國民經濟力の相違を感ぜざるを得ないが、僅々六十年の歳月を以て、この驚異的發展を遂げ尙ほ疑々乎として停まる事を知らざる新興日本の躍進に、光榮ある前途を期待することが出来るであらう。

この發展の過程に於て、特筆さるべき重要な事態は、日清、日露の兩戰役並に歐洲大戰、滿洲事變の影響に因る國勢の伸展、企業の勃興、有價證券の増加、取引の繁盛であつて、樂觀恐慌、波瀾曲折を極めつゝも一難を経

る毎に隔世的大飛躍を演じた株式界の歴史は、直にわが日本の國運である。明治十一年東京株式取引所創立の當時、その年間に於て賣買せられし株式の數量、二百五十三株に過ぎなかつたものが、日清戰後の明治二十九年には一ヶ年間の取引高、四百七十九萬八千株を示し、明治四十年、日露戰後の活躍期には千四百九十八萬六千株歐洲戰役後の大正十年は、四千八百八十六萬八千株、東洋の安定勢力として國威を世界に張るに至りし昭和八年は、一億二千八百四十三萬一千株の大量に上つた。この間取引の最も多額を算したのは、昭和十年九月十八日、伊エ關係の悪化に歐洲の風雲急にして、船舶株、軍需關係株の好況を極めた時であつて、一日の賣買高總計百廿六萬一千七十七株と註せられた。以て其盛運を知るべきである。

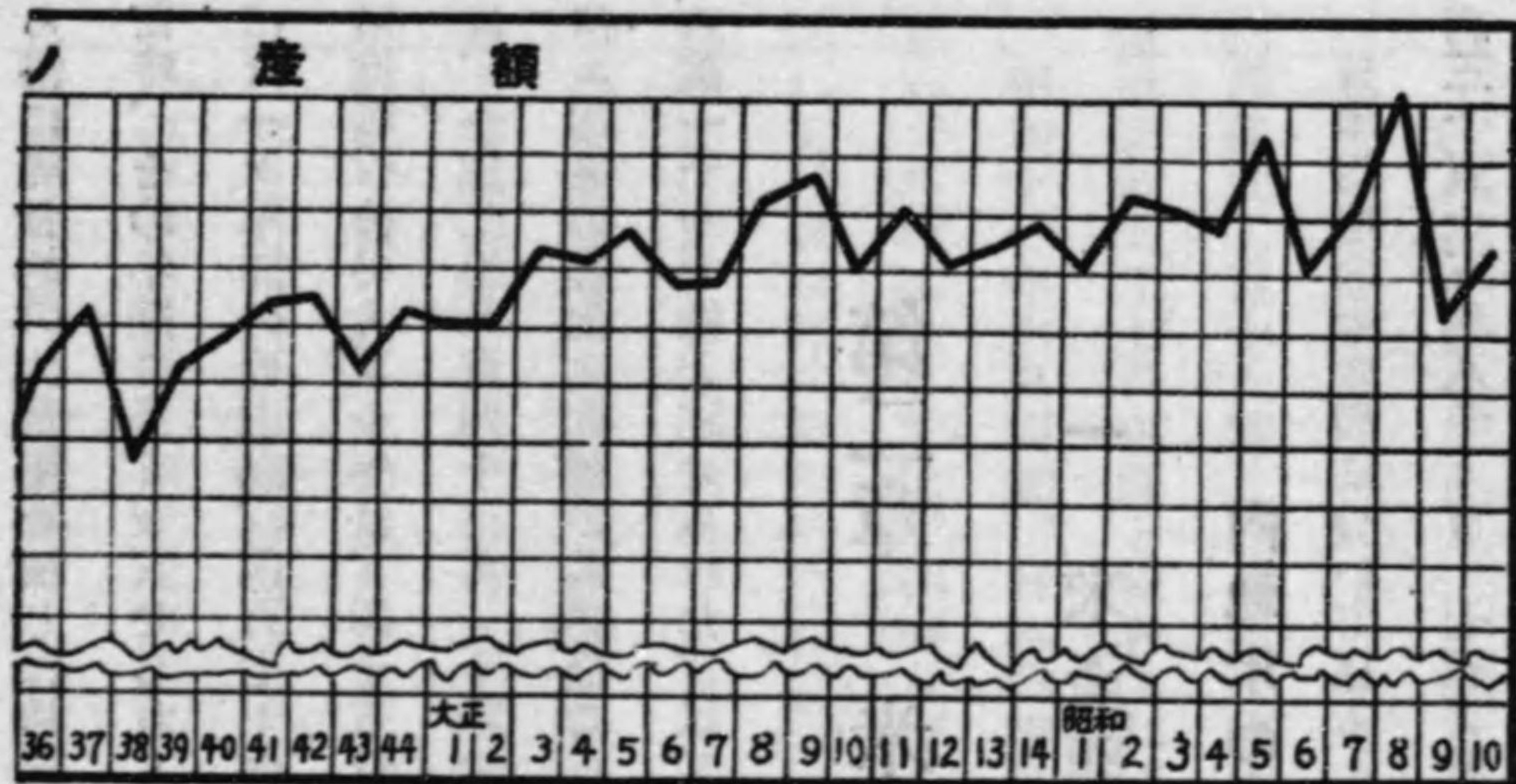
第二章 米

穀

一 米産額の今昔

内地米の産額

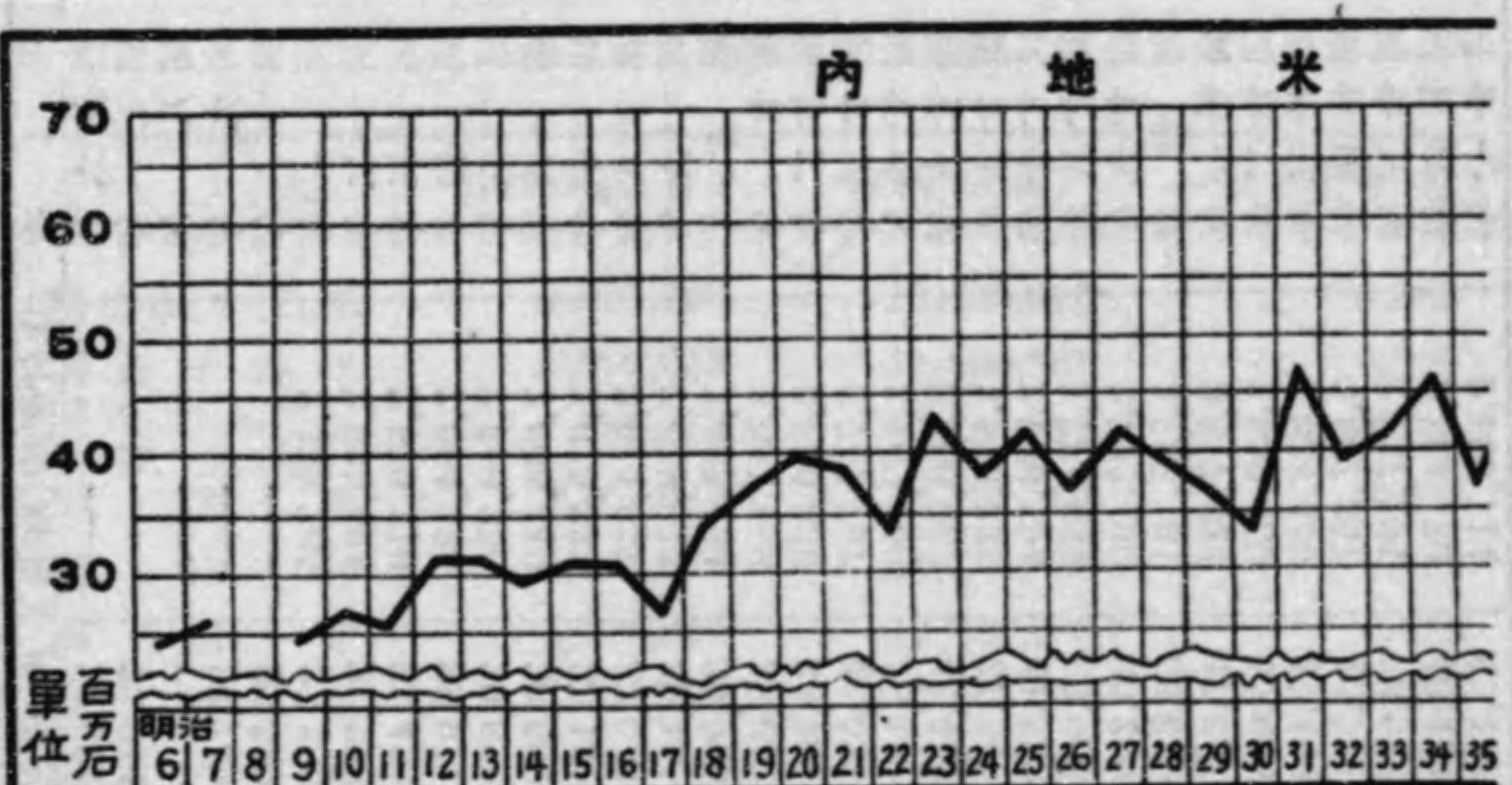
日本内地の米産額について見ると、大古の統計は判然としてゐないが、天保十三年は非常な豊作で、全國總石高三千五百八十九百七十七石と記録されてゐる。其後明治の時代となつて、同六年から産米統計が出来始め同



年は普通作で二千六百餘萬石であつた。それが卅四、五年頃は四千七、八百萬石、大正五、六年頃は五千四、五百萬石の平年作で、昭和の現在では、平年六千一、二百萬石の收穫を擧げてゐる。

しかし米を常食とする日本の人口は、年々歳々八、九十萬人も増加して行くので、如何に農業技術が発達しても、耕地面積の狹隘から、前記内地生産米のみでは、到底需要を満たす事は困難である。それで、今から數年前までは、大量に外國米の輸入を仰いで、漸く日本國內の需給の平衡が取れてゐたのである。然るに國運の隆昌は、遂に外國米の輸入を完全に驅逐してしまつた。即ち朝鮮米や臺灣米（二期作）の増産計畫が、豫定通り進捗して、最早現今では、日本國內で米の自給自足が出来るやうになつて、一時喧ましかつた人口と食糧問題も解決を見た。いま明治、大正、昭和の六十年間の内地米の累年收穫高、作付面積一反歩收量を表せば第一表の如くである。

朝鮮米の産額



朝鮮總督府始政前の産額につき信憑すべき統計が無いが始政當初即ち明治四十三に年於ける生産額から見ると、その年は僅に一千餘萬石であつた。それが併合以來、總督府で開墾開拓等の水利事業を奨励し、大正十年には産米増殖十五ヶ年計畫も樹てられ耕地の擴張、品種、耕種法の改良に努めた結果、産額は累増した。併合當時の作付面積は百卅萬町歩であつたものが、昭和九年には百七十萬町歩に増加し、實收穫も平年千六百五、六十萬石で始政當時より五割七分強の増加、反當收量に於ても二割九分方の増加で一石一、二斗を算するに至つてゐる。昔は朝鮮米といふと赤米や、稗や、石が多く入つて粗悪な米だと内地人に嫌はれてゐたが、現今では、内地の優良米と匹敵し、或はより以上の實質を備へてゐる程の發達振りである。一ヶ年八百萬石乃至九百萬石の移出力を有し、この大部分が内地の需要に應じてゐる譯である。累年の産額を見ると第二表の如くである。

臺灣米の産額

近年臺灣米の生産技術も非常に發達したが、水田が眞に開發されたの

第一表 内地米の産額累年比較

年次	作付面積(町歩)	收穫高(石)	一反歩收量(石)
明治六年	2,489,765	24,743,351	1.015
同七年	2,535,498	26,599,181	1.249
同八年	2,570,110	25,282,540	1.223
同九年	2,564,125	31,278,289	1.169
同十年	2,580,255	29,971,383	1.190
同十一年	2,603,410	30,692,327	1.174
同十二年	2,615,331	27,131,087	1.037
同十三年	2,611,637	34,040,773	1.304
同十四年	2,618,015	37,191,424	1.421
同十五年	2,637,184	39,999,199	1.517
同十六年	2,685,986	38,643,583	1.439
同十七年	2,726,538	33,007,566	1.211
同十八年	2,747,797	43,037,809	1.566
同十九年	2,763,200	38,181,405	1.382
同二十年	2,760,662	41,429,676	1.501
同二十一年	2,775,233	37,267,418	1.343
同二十二年	2,736,494	41,859,047	1.530
同二十三年	2,784,682	39,960,798	1.435
同二十四年	2,792,499	36,240,351	1.298
同二十五年	2,787,181	33,039,293	1.185
同二十六年	2,817,624	47,387,066	1.682
同二十七年	2,839,550	39,698,258	1.398
同二十八年	2,828,459	41,466,422	1.466
同二十九年	2,847,357	46,914,434	1.648
同三十年	2,847,191	36,932,266	1.297
同三十一年	2,864,139	46,473,298	1.623
同三十二年	2,800,714	51,430,321	1.785
同三十三年	2,800,714	51,430,321	1.785
同三十四年	2,800,714	51,430,321	1.785
同三十五年	2,800,714	51,430,321	1.785
同三十六年	2,800,714	51,430,321	1.785
同三十七年	2,800,714	51,430,321	1.785
同三十八年	2,800,714	51,430,321	1.785
同三十九年	2,800,714	51,430,321	1.785
同四十年	2,800,714	51,430,321	1.785
同四十一年	2,800,714	51,430,321	1.785
同四十二年	2,800,714	51,430,321	1.785
同四十三年	2,800,714	51,430,321	1.785
同四十四年	2,800,714	51,430,321	1.785
同四十五年	2,800,714	51,430,321	1.785
同四十六年	2,800,714	51,430,321	1.785
同四十七年	2,800,714	51,430,321	1.785
同四十八年	2,800,714	51,430,321	1.785
同四十九年	2,800,714	51,430,321	1.785
同五十年	2,800,714	51,430,321	1.785
同五十一年	2,800,714	51,430,321	1.785
同五十二年	2,800,714	51,430,321	1.785
同五十三年	2,800,714	51,430,321	1.785
同五十四年	2,800,714	51,430,321	1.785
同五十五年	2,800,714	51,430,321	1.785
同五十六年	2,800,714	51,430,321	1.785
同五十七年	2,800,714	51,430,321	1.785
同五十八年	2,800,714	51,430,321	1.785
同五十九年	2,800,714	51,430,321	1.785
同六十年	2,800,714	51,430,321	1.785
同六十一年	2,800,714	51,430,321	1.785
同六十二年	2,800,714	51,430,321	1.785
同六十三年	2,800,714	51,430,321	1.785
同六十四年	2,800,714	51,430,321	1.785
同六十五年	2,800,714	51,430,321	1.785
同六十六年	2,800,714	51,430,321	1.785
同六十七年	2,800,714	51,430,321	1.785
同六十八年	2,800,714	51,430,321	1.785
同六十九年	2,800,714	51,430,321	1.785
同七十年	2,800,714	51,430,321	1.785
同七十一年	2,800,714	51,430,321	1.785
同七十二年	2,800,714	51,430,321	1.785
同七十三年	2,800,714	51,430,321	1.785
同七十四年	2,800,714	51,430,321	1.785
同七十五年	2,800,714	51,430,321	1.785
同七十六年	2,800,714	51,430,321	1.785
同七十七年	2,800,714	51,430,321	1.785
同七十八年	2,800,714	51,430,321	1.785
同七十九年	2,800,714	51,430,321	1.785
同八十年	2,800,714	51,430,321	1.785
同八十一年	2,800,714	51,430,321	1.785
同八十二年	2,800,714	51,430,321	1.785
同八十三年	2,800,714	51,430,321	1.785
同八十四年	2,800,714	51,430,321	1.785
同八十五年	2,800,714	51,430,321	1.785
同八十六年	2,800,714	51,430,321	1.785
同八十七年	2,800,714	51,430,321	1.785
同八十八年	2,800,714	51,430,321	1.785
同八十九年	2,800,714	51,430,321	1.785
同九十年	2,800,714	51,430,321	1.785
同九十一年	2,800,714	51,430,321	1.785
同九十二年	2,800,714	51,430,321	1.785
同九十三年	2,800,714	51,430,321	1.785
同九十四年	2,800,714	51,430,321	1.785
同九十五年	2,800,714	51,430,321	1.785
同九十六年	2,800,714	51,430,321	1.785
同九十七年	2,800,714	51,430,321	1.785
同九十八年	2,800,714	51,430,321	1.785
同九十九年	2,800,714	51,430,321	1.785
同一百年	2,800,714	51,430,321	1.785

第二表 朝鮮米の産額

年次	作付面積(町)	收穫高(石)	一反歩收量(石)
明治十三年	1,352,796	10,405,613	0.769
同十四年	1,399,012	11,568,361	0.827
同十五年	1,147,174	10,855,051	0.767
同十六年	1,457,078	12,109,840	0.831
同十七年	1,484,014	14,130,578	0.932
同十八年	1,498,020	12,846,085	0.838
同十九年	1,518,844	13,933,009	0.917
同二十年	1,528,962	13,687,895	0.895
同二十一年	1,548,170	15,294,109	0.988
同二十二年	1,537,798	12,708,208	0.826
同二十三年	1,555,406	14,882,352	0.957
同二十四年	1,531,546	14,324,352	0.933
同二十五年	1,557,949	15,014,292	0.964
同二十六年	1,550,399	15,174,645	0.979
同二十七年	1,575,716	13,219,322	0.839
同二十八年	1,585,216	14,733,102	0.932
同二十九年	1,587,997	15,300,707	0.964
同三十年	1,602,331	17,298,887	1.080
同三十一年	1,517,755	13,511,725	0.890
同三十二年	1,632,064	13,701,746	0.840
同三十三年	1,662,020	19,180,677	1.154
同三十四年	1,674,610	15,872,999	0.948
同三十五年	1,643,449	16,345,825	0.995
同三十六年	1,697,463	18,192,720	1.072
同三十七年	1,711,950	16,717,238	0.977
同三十八年	1,694,539	17,884,669	1.087

は、日本の領土となつてからで、それは、恰も明治卅七年頃、内地米價の暴騰、日露戦争の勃發に依つて、軍用米として買上げられたのが動機で、産米の改良が加へられ、それが今日の如き聲價を擧げるに至つたそもその始めである。即ち産米改良

二期 米

年次	作付面積(甲)	收穫高(石)	一甲歩收量(石)
大正元年	271,835.8	1,950,092	7.17
同 二 年	278,201.4	2,537,315	9.12
同 三 年	283,834.8	2,615,543	9.22
同 四 年	275,645.8	2,510,708	9.11
同 五 年	263,281.6	2,172,885	8.22
同 六 年	263,192.3	2,379,463	9.04
同 七 年	279,066.3	2,220,118	7.96
同 八 年	280,756.4	2,513,857	8.95
同 九 年	286,138.4	2,466,548	8.62
同 十 年	283,613.7	2,466,858	8.70
同 十一年	291,581.7	2,710,194	9.29
同 十二年	291,690.3	2,265,682	7.77
同 十三年	306,071.0	3,096,608	10.12
同 十四年	318,694.2	3,269,050	10.26
同 十五年	326,841.0	3,382,050	10.35
昭和 二 年	336,643.1	3,644,159	10.83
同 三 年	334,270.6	3,598,094	10.76
同 四 年	345,466.4	3,628,215	10.50
同 五 年	357,976.8	3,887,879	10.86
同 六 年	370,519.2	3,851,401	10.39
同 七 年	392,783.8	4,727,769	12.04
同 八 年	417,045.7	4,423,109	10.61
同 九 年	390,241.9	4,577,840	11.73
同 十 年	393,862.1	4,793,959	12.12

る。一ヶ年九百餘萬石を産しこの中大體六割位は内地へ移出されてゐる。何しろ一ヶ年に二回收穫されて、一期作米は六月に出廻り、二期作米は十月に出廻るもので、内地では、絶対に必要な米となつてゐるのである。累年の收穫高を表示すれば、第三表の如くである。

第三表 臺灣米の産額
一期米(備考臺灣米の一甲歩は内地の九段七畝廿四歩に相當す)

年次	作付面積(甲)	收穫高(石)	一甲歩收量(石)
大正元年	224,292.4	2,096,519	9.35
同 二 年	231,442.7	2,589,002	11.19
同 三 年	231,339.7	1,992,713	8.61
同 四 年	230,672.5	2,273,870	9.86
同 五 年	222,023.1	2,476,288	11.15
同 六 年	217,450.3	2,454,350	11.29
同 七 年	219,267.6	2,412,086	11.00
同 八 年	231,874.8	2,409,384	10.39
同 九 年	229,542.6	2,375,798	10.35
同 十 年	227,176.5	2,509,436	11.05
同 十一年	235,514.5	2,735,620	11.62
同 十二年	231,888.1	2,600,405	11.21
同 十三年	241,860.6	2,980,020	12.32
同 十四年	249,224.5	3,174,113	12.74
昭和 二 年	257,921.3	2,832,122	10.98
同 三 年	266,517.5	3,254,513	12.21
同 四 年	269,531.4	3,196,911	11.86
同 五 年	240,107.3	2,852,547	11.88
同 六 年	275,317.4	3,482,637	12.65
同 七 年	282,860.9	3,628,445	12.83
同 八 年	292,144.2	4,221,447	14.45
同 九 年	296,289.6	3,938,730	13.29
同 十 年	297,518.2	4,511,046	15.16
同 十一年	305,813.4	4,328,193	14.15

には、内地種を移植して品質の改良と多收穫を圖つた。そして大正十五年、同地に大日本米穀大會が開かれた當時、内地種を蓬萊米と命名されたのである。今やこの蓬萊米が、内地全國に移入されてゐるものであつて、朝鮮米と共に、内地の需給を緩和する大きな役割をつとめてゐる。

二 米穀取引の起源

わが國で、そも／＼米穀取引の開始された處は大阪である、即ち天正時代、豊臣氏が大阪に本陣を据えた時に始まるが、文獻に依ると天正八年(紀元二千二百四十年)山城國八幡郷の源右衛門といへる者が大阪に出で、淀屋橋畔に居をトし、富數十萬を重ね、いろは四十七倉を建て店前に市を立て米の賣買を行つた。是れが大阪米市場の濫觴である。そして當時は藏前米切手なども發行され、取引の簡便と、金融の途も拓かれたのである。

其後元祿九年、堂島に大阪屋關所といふ米市が立てられ、これが享保十三年になつて、組織的の市場を形成するやうになつた。それが即ち「相場會所」と名付けられて、許されたものである。これが所謂「天下の堂島」と全國に誇るそも／＼始めであると傳へられて居る。

一方江戸の米穀取引開始は享保十五年に、皆川六兵衛といふ者が、日本橋小網町に「相場會所」を出願許可になつてゐる。更に文化十年には日本橋蠣殼町及伊勢町に「米商會所」の設立認可となり、これが可なり繁昌したといふ。この時に武州中米を建米として賣買され、取引人員も百廿人の多きを數へた。取引限月は六十日で、證據金も徴收したが、空米相場で殆ど賭博場の觀を呈し、取引員の數も、増加の一方となつたので、幕府はこの商會所の閉止を命じた。

其後いろ／＼の變遷があつて、明治九年米商會所條例及米商會所成規が發布されて、同年九月、日本橋兜町に資本金四萬圓で「兜町米商會所」が設立され、一方日本橋蠣殼町には資本金十萬圓で「蠣殼町米商會所」(この前身は中外商業會所と稱し)が立ち、同十六年には右兩者を合併して、資本金十萬圓で「東京米商會所」と改められ、蠣殼町米商會所に於て其營業を繼承することとなつた。

廿六年三月には取引所法の發布に依り「株式會社東京米穀取引所」と改稱され、廿九年には資本金廿萬圓に、又同卅年には四十萬圓に、同卅九年には一躍百萬圓に増資し、四十一年に、株式會社東京商品取引所を合併すると同時に資本金百五十萬圓に増加して「株式會社東京米穀商品取引所」と改め、四十四年には三百萬圓に増資し現在は七百廿五萬圓の資本金である。所で米商會所時代に、最も繁昌したのは蠣殼町で、明治十二、三年には仲買人が百六十名にも達した。何しろ米相場が幾年振りかで暴騰し、十二圓臺を見せた位で、米成金も出た當時だから、仲買店を開く者が簇出したのである。それに仲買を開くには、一等仲買人が五百圓、二等仲買人が二百圓、三等仲買人は百圓といふので、百圓あれば仲買人になれた頃だから、投機心のあるものは我も我もと争ふつて仲買人たらんとしたので、定員は忽ち満員となつた。

其處で商會所の重役達は、定數以外に仲買人を増すことが出来ないから、會社の株主でさへあれば、希望することが出来るといふ一つの變法を立てた。かうなると、株主が急に激増して、この商會所の株券は、見る／＼う

ちに曇りとなり、一時は一株八百圓といふ嘘のやうな高値に競り上げてしまった。この外に、所謂吞屋などといふのが數百人に達したのであつた。

三 米價變動の諸原因

米價の變動する第一の素因といふのは、生産關係である。即ち豊作した米は安く、凶作の米は高いといふことになるが、しかし實際の米價の動きは、豊凶のみでは定められてゐない。矢張り經濟的の動因があり、社會的の動因があり。それから又自然的の動因もある。これらに依つて米價の騰貴する場合と、下落する場合を考へて見よう。

(一) 騰貴する原因

(イ) 經濟的動因 供給の不足、通貨の膨脹、金融緩慢で購買力の増大、政府の米價維持策、財界の好況と投機的思惑の増大

(ロ) 社會的動因 人口の増加、生活の向上、戦争、動亂等に依る需要の急増

(ハ) 自然的動因 氣候不順、天災襲來して凶作人氣となる場合、運輸機關の杜絶等

(二) 下落する原因

(イ) 經濟的動因 供給の過剩、通貨收縮、金融梗塞、政府の米價引下策(拂下その他) 財界の不況から投機心萎縮、生産者賣急ぎ

(ロ) 社會的動因 人口増加率の減退、悪疫流行、生活程度の低下、非常時局の沈靜と需要の減退(戦争の終つた後)

(ハ) 自然的動因 氣候適順で豊穰見越し、天災が無く運輸機關も圓滑

大體前記のやうな諸原因に依つて、米價は騰落するが、その騰落の緩急は、動因材料の大小に依つて異つて來ることは無論である。只大勢的に見ると、米の變動の根幹は、云ふまでもなく需給關係である。尤も近年の如き米價干渉時代は、往々にして政策本位で動く場合が多い。米價放任時代から、統制時代に移つて來た今日としては、騰落の動因も複雑となつて來た譯である。

四 徳川時代の米價概況

米價七十年の動きを見る前に、少しく、徳川時代に於ける米價の位置を調べて見やう、慶長五年、關ヶ原役に依つて天下の覇權が徳川氏に掌握された當時の米價は、一石について、銀十匁内外(此銀一匁は、明治四十五年六月)通貨換算にて十一錢九厘に當る)であつた。それが慶長の末期十九年には十五、六匁を唱へ、寛永十二三年頃は、

四十匁臺から五十二匁を示し、元祿十五、六年頃には百匁内外に騰貴してゐる。江戸に初めて米市の立つた享保十五年の米價は、江戸市中の白米相場が、錢百文に米三升五合乃至四升と記録されて居る。また同年、春米の相場（玄米値）が米百俵に廿五兩、夏米十九兩、秋米廿六兩と記録に乗つてゐる。

今から七十年以前の安政元年頃の米價を顧ると、同年三月に、米國と通商や假條約を締結し、續いて英國、露西亞とも同條約を結んだ。此年は又、七月及十二月諸國に地震が起り、土佐、阿波の國々には海嘯が起つた。又富士の山崩れで民家の崩壊等、天災の多い年であつたので、米作の豊穰にも拘らず、米價は騰貴を辿り、江戸の米價は一兩に四斗七升八合を唱へた。

安政六年から慶應三年迄十三、四年間に於ける米價の年別平均價格を、米一石につき舊貨（銀）を現貨に換算したものと、その年の豊凶を示せば第四表の通りである。

安政元年の地震に次いで、翌二年八月にも、東海道に地震が起り、十二月には江戸に大震火災が起つて、壓燒死者二萬五千と稱されてゐる。又翌三年には江戸に大洪水が起つて、八月頃より米價騰貴せるも、幕府は大阪より物資を廻送し、暴利を貪る者は嚴罪すべしと命じた。安政四年正月三日の夕刻、火星月の北方に、太白星月と光を争ふの異象が起つて、巷間種々の浮説を傳へられたが、此年天候不順で、凶作となり、同五年天候不順で六月九州、東海道に暴風雨あり、米價騰貴し、七月、最も高く、幕府は諸式を高價に賣買すべからずと達した。

第四表 米價年別平均價格
(備考 中作とは大體普通作)

年 別	(豊凶)	現貨換算値 (一石値段)
安政元年	豊作	5.32
同二年	中作	4.39
同三年	中作	4.51
同四年	凶作	5.19
同五年	凶作	6.76
同六年	中作	6.59
萬延元年	凶作	8.82
文久元年	豊作	3.50
同二年	中作	2.32
同三年	豊作	2.58
元治元年	中作	3.64
慶應元年	豊作	5.48
同二年	中作	8.26
同三年	豊作	13.22

此年外國軍艦來航し、世上は何となく不穩氣分であつた。

安政六年米國人の日本物品購入を許し、その代價に米國金銀貨を以つてすることを許し、わが銀貨と交換するに、たゞその重量を秤量するに止り、その品質極めて劣悪である事を知らなかつた爲め、わが金銀貨の濫出甚だしく、幕府は金銀貨を改鑄して外國への濫出を防止した。此年米作は普通作柄で、大

體高値保合であつた。

萬延元年には櫻田事變で、井伊直弼暗殺され、新春來三、四月頃まで雨天多く、五月大出水あり、米價は騰貴の一途を辿り、酒造石數を三分一に制限し、物價抑制政策をとつたが、貨幣政策と相容れず、益々米價及一般物價は昂騰し、十月は凶作と決つて此年の大高値を示現した。文久元年は國內の攘夷論沸騰、物情騒然として各藩で貯米をなす爲め米價下らず、三月頃迄騰貴したが、四月以降は、幕府の米價下落策と偶々天候好順無類で、遂に暴落に轉じた。翌文久二年攘夷論益々高く、生麥事件の勃發、天下漸く多事となり、作柄も餘り良くなかつたの

で、九月頃より騰貴に移つた。

文久三年依然物情騒然として、諸藩侯は貯蔵米を賣却して調金した爲め、一時米價は下落したが、京都戦亂の爲め、七月頃より再び騰貴となり、元治元年に京都伏見の戦亂あり、幣制の紊亂は米切手の信用を減却し、取引減退して正米の立會も一時停止のやむなきに至つた。幕府は伏見の人民に貯米を拂ひ下げて、困窮を救ひ、米價は大體に騰貴を示した。

慶應元年は作柄良好であつたが、天下騒然として農家賣惜み、他物價高と共に昂騰し、殊に、秋より冬にかけて暴騰した。同二年米價益々高く、石建米は一時停止、武州では窮民蜂起して、江戸には粥食騒ぎがあり、酒造石數五分の一に制限し。大阪米商人の買方を獄に投じたりして下落策を取つたが、長州征伐の亂、その他物情騒然として米價は依然昂騰を續けた。

慶應三年五月長州事件平定し、下關の通船自由となり、十月に至つて慶喜大政を奉還し徳川幕府亡ぶ。且つ豊作で米價漸落歩調を辿り、秋は特に安値であつた。

五 明治年間の動き

幾多の犠牲が拂はれて、遂に慶應三年十月に、慶喜の大政奉還によつて徳川幕府が亡び、茲に帝政は復歸して

明治の御代となつたのであるが、明治大帝御即位以來四十五ヶ年、此間の米價の動きを、定期米の先限年別平均期で見ると、最高は四十五年の一石十九圓五十八錢、最低が二圓九十九錢であつた。そして平均一石十圓臺になつたのは、日清戦後であつて、日露戦後には、十圓臺を割るやうな安値は出ず、漸次騰貴の趨勢が示されて居る。これも、國內の生産高より人口増加で消費の多くなつて來たことが主因であらう。そして米價の變動の甚だしいのは、矢張り戦争を契機としての、經濟界に變化の多い時代である。

米價の變動について、之れを東京定期米相場及正米市場の相場の年別平均値を見るに第五表の如くである。

第五表 東京定期米及正米市場年別平均値 (定期米相場は先限であり、正米は東京正米市場の平均で何れも一石建値段)

年次	作柄	定期米(圓) 生限平均	正米平均 (圓)
明治元年	平作	5.95	5.98
同 二年	凶作	8.82	9.02
同 三年	豊作	9.05	9.20
同 四年	平作	5.61	5.63
同 五年	豊作	3.99	3.88
同 六年	平作	4.85	4.72
同 七年	豊作	7.19	7.28
同 八年	平作	7.25	7.28
同 九年	豊作	4.23	5.01
同 十年	平作	5.10	5.55
同 十一年	豊作	6.09	6.03
同 十二年	大豊作	7.15	7.90
同 十三年	豊作	9.90	10.47
同 十四年	平作	9.91	10.49
同 十五年	豊作	8.16	8.86
同 十六年	平作	6.23	6.45
同 十七年	豊作	5.16	5.11
同 十八年	平作	6.02	6.53
同 十九年	豊作	5.56	5.66
同 二十年	平作	5.17	4.99
同 二十一年	豊作	5.01	4.91
同 二十二年	平作	5.85	6.05
同 二十三年	豊作	8.21	8.94
同 二十四年	平作	7.16	7.06
同 二十五年	豊作	7.25	7.34
同 二十六年	平作	7.40	7.40
同 二十七年	豊作	8.62	8.80
同 二十八年	平作	8.66	8.87
同 二十九年	豊作	9.52	9.54
同 三十年	平作	12.15	11.88
同 三十一年	豊作	11.78	14.68
同 三十二年	平作	10.20	9.99
同 三十三年	豊作	11.55	11.90
同 三十四年	平作	11.82	12.34
同 三十五年	豊作	12.76	12.67
同 三十六年	平作	13.79	14.43
同 三十七年	豊作	12.94	13.22
同 三十八年	平作	13.76	12.84
同 三十九年	豊作	14.94	14.68
同 四十年	平作	16.55	16.42
同 四十一年	豊作	15.56	15.68
同 四十二年	大豊作	13.67	13.19
同 四十三年	豊作	13.67	13.27
同 四十四年	平作	16.91	17.34
同 四十五年	豊作	19.58	20.69

各年に於ける政治、經濟、社會の諸情勢から見た變動の概況を、便宜上十年を一期とし、主として定期米市場の動きを中心に記述して見ることにする。

明治六年以降十年迄

慶應を明治と改元されたのは九月であるが、この年春より維新回天の風雲益々急迫し、正月三日伏見鳥羽の戦に初り、九月廿二日の會津落城に到るまでは、物情騒然として居つた。米價は三月先限（以下全部定期先限を云ふ）は、三圓八十錢に暴落したが、これは世情の不安が素で、米を金に換える人氣となり、無暗に米を賣り放つた結果である。然し五月に、太政官金札發行されて以來、騰勢に轉じ、又各地の兵亂、出水沙汰等より廻米減ともなつて、七月には七圓六十五錢に暴騰し十月まで七圓臺を維持し十一月より反落した。

二年聖駕東京着輦、次いで遷都となり、茲に回天の大業全く成つたが、地に尙ほ動亂起り、政府の出師征討費及諸藩の改革遂行手段として、金札（不換紙幣）が濫發された。此年の紙幣流通高は五千九萬八千六百六十七圓と前年の倍額となつた。これが爲め物價騰貴、米價も不作かたぐ、秋十月には十圓臺に奔騰して、年末落付きを示した同三年維新の鴻業も着々其基礎が固められ、諸官制なり、諸法令相次いで人心安定し、紙幣流通高五千五百五十萬圓、財界の好況、米價高値維持せるも、秋は豊作確定で下落、同四年には、不換紙幣の回收、幣制強化と、廢藩置縣で各藩貯米を拂下げて米價は急に下落を辿つた。

五年、六年も三、四圓安の安値を續けたので、農民の困窮甚だしく、大分、敦賀、北條、鳥取、京都その他各地に農民の亂が起り、政府は、六年三月に、舊藩貸付金數收入法及負債償還法等を定め、二百廿三萬圓の公債を發行して、米價回復を圖つたが、容易に反撥せず、翌七年二月、江藤新平の佐賀の亂、四月、臺灣征討の議決等内外頓に多事となつた。五月に米粟の輸出禁止を行ひ、一方二回に亙つて、十二萬餘石の玄米買上げを行つた爲め、豊作乍ら騰貴したが、八年紙幣暴落、金貨相場騰貴し、財界不安となり、政府は貯蓄米條例を定め、米五十萬四千石を買上げたが、米作豊穰で秋より下落に轉じた。

更に九年は財界不安募り、不換紙幣の整理を行つたが、金札の差益々甚だしく、米價四圓臺に下落、地方に依つては二圓臺に慘落したので、政府は米の輸出を五十萬石に決定し、國內でも五十四萬石を買上げて漸く下落を防止する事が出来た。十年は西南の役勃發、他方米安に依る和歌山、三重、茨城等に竹槍、蓆旗沙汰起れる爲め、政府買上げに依つて騰貴を策したが、容易に上らず、その後事件の長引くと共に廻米不圓滑、地租半額の内納制等を行ひ、又一方南支那の飢饉から、同地の米輸出等の強刺戟もあつて、豊作乍らも漸騰歩調を示した。

明治十一年以降廿年迄

各般の施設が着々進捗すると同時に、財政は頓に膨脹を示して來た。十一年六月の通貨は一億三千七百七十餘萬圓を示した。十二年に金銀公債が下附され、銀貨と紙幣貨と三割六分の開きを生じ、物價高と共に、米價も上

昇を續けた。

明治十三年備荒貯藏法を發布し、廿二萬三千石を買上げた。貿易入超で圓銀の需要多く、紙幣價值下り物價は暴騰、米の買思惑も旺盛となり定期米は四月に東京先物十圓臺に暴騰、尙ほ買氣旺んの模様で、不穩の形勢となつた結果、遂に四月十二日、當局は東京、大阪その他各地の米商會所の定期米賣買停止を命ずるに至つた。然るに正米相場は十一圓八十錢臺の高値を現出した。十月一日定期米の立會停止を解いたが、買氣再燃して、十圓臺からその年末には、十二圓卅三錢に暴騰して、この高値は、明治元年から廿九年迄の最高値段となつたのである。かくして十四年にはインフレーションの絶頂から、既に反動の兆候を見せ、豊作と共に米は下落し、十五年は紙幣濫發の大反動が現出され、銀百圓に付き紙幣百八十五圓といふ開きを見せ、しかも豊作續きとなつた爲め、諸物價と共に滲落して、十七年一月には三圓四十九錢(深川正米安値四圓〇三錢)まで下落した。これが明治五年に次ぐ米安時代であつて、爾來、三圓臺の米價は見られなかつたのであるが、當時の米價安で、農業恐慌から不幸埼玉縣下に秩父暴動が起り鎮臺兵を討伐に向くるの餘儀なき状態であつた。去る十四年以來インフレーション後のデフレーションに依り金融極度に梗塞し、農産物價安、殊に米價安で所謂農業恐慌を起して一月には三圓臺に陥落したが其後次第に引返し秋は天候不良で六圓臺に上向いた。十八年には漸く人心も安定の緒について米價も五、六圓臺に保合つた。此間日支鮮三國交渉、三國條約の成立等あり、十九、廿年とは大體平凡な景況であつた。

明治廿一年以降卅年迄

廿一年三月、第三回海軍公債二百萬圓の公募、九月には金緑公債一千萬圓、十一月同公債五百萬圓が償還された。又貨幣條令の改正あり、白銅貨が發行された。米價は八月頃より天候不順で騰貴に向ひ、廿二年には阿部彦太郎一派の買占めが大阪で起り、六月頃より奔騰、九月には八圓臺に據頭したが、この買占めの根據としては、不作であつたこと(朝鮮も不作で防穀令に依り輸出禁止になつた)海外への輸出激増(此年卅三萬石)等である。

廿三年は凶作尻を受けて、買ひ思惑旺盛で九圓臺に躍進し、五月には外國米の代用受渡しを許可して、其後落付き、此年豊作して年末六圓臺に反落した。廿四年は平凡であつたが、此年十月より大阪で買占團が活躍して高く廿五年五月末迄の間に阿部彦、北平、古九、橋伊、谷治等の聯合買占米は、東京大阪で百五十萬俵に達した。しかし豊作續きで、廻米豊富だつたから政府が干渉せずとも、相場は遂に買占團の破綻となつて、八圓臺より六圓臺に落下した。

次で廿六年には銀暴落の影響で、七、八圓臺に強調を辿り、廿七年は銀貨暴落に基く物價高により、米價騰勢を辿つたが、偶々、日清戦争の勃發で、軍需品の騰貴となつて七月下旬には、遂に九圓臺に暴騰し、其後戦争に依る廻米減に乗じて思惑流行し、十月には十圓卅九錢に沸騰したので、政府は郵船に命じて、數隻を國內の廻米用として船繰りし、米價の暴騰を抑制する手段を取つた。そのために、豊作旁々秋は反落し、廿八年に入るや、日

清の戦況は益々わが國に有利に展開されて連戦連勝、北洋艦隊の降伏した三月には、遂に正式に李鴻章を講和使として休戦條約成り、茲に講和成立、日本の消費した軍費は二億五千萬圓、償金は三億八千萬圓であつた。然し三國干渉の事があつて遼東還附となつた。

米價は講和と共に買方聯合破綻して、一時立會停止となり、相場は八圓臺に下落、七月には臺灣平定の爲め軍用米買上げがあり、氣候も不順で再び暴騰し、立會又復中止を見たが、其後秋日和良好で落付くに至つた。廿九年は不作見越で關西市場に買占め行爲が行はれて、堂島は七月遂に立會休止を見た程で、十圓相場を出し、その暮には不作と決つて十一圓臺に暴騰し、卅年も引續き凶作で、前年より三百萬石も大減收した年であつて、米獨特の騰勢を續け、秋には十三圓八十九錢に爆發を演じた。此年十月には、金銀複本位制が、金本位制に復歸した。

明治卅一年以降四十年迄

日清戦後の企業膨脹の結果は、此年に至つて金融の緊縮、金利騰貴の傾向著しく遂に銀行の支拂停止、商店の破綻等茲に明治十六、七年以來の財界恐慌に見舞はれたのであつた。政府は約三千万圓の公債を買収して、市場の金融梗塞を解く可き融資を放出したり、勸銀をして百五十萬圓に達する貸付をなして、財界救済に乗り出した。定期米は一時立會停止となつたが、外米代用制が許されて、四月の高値十六圓廿錢まで、二年不作米の大天井を打つて下落歩調に轉じた。卅二年は前年に引續き、第二次増税を行つたが、外債の流入、支那よりの償金接收

等で、財界の人氣は明るくなつたが、大した景氣も出なかつた。米價は十圓前後に往來してゐたが、收穫減で年末は、十三圓卅二錢を示現した。卅三年には戦後の第二次財界恐慌來となり、銀行の取付起り、一方貿易は大入超嵩み、正貨流出四千五百萬圓に及んでゐる。金利暴騰、米價は春の十三圓を高値に漸落歩調を辿つた。

斯くて卅四年は、銀行の破綻續出せるも、政府は國家發展の準備工作として第三次増税を斷行した。酒造税は一石十五圓となり、財界も増税の荒療治で大底を打ち、米價は後半期より騰貴に移つて八月十四圓臺に、正米は十五圓臺を示現した。卅五年は不作で、後半期より昂騰、卅六年は前年の不作尻を享けたのと、日露國交危急を傳へて、五月に十六圓臺に暴騰したが、此年豊作で、年末は十四圓臺に落ちた。

卅七年二月になるや、日露の國交遂に斷絶し、第一次戦時非常特別税の實施、米、粳の輸入税新設もあつた。然し此年は五千百四十萬石といふ未曾有の大豊作を告げた爲め、戦争の割に、米價は上らず、平均十二、三圓を往來した。翌卅八年は、大豊作尻として、七月頃まで尙ほ保合つた。九月に休戦となつたが、八月より天候不順で、十四、五圓臺に昂騰を示した。卅九年には通貨膨脹、投機熱旺んで定期市場には、松谷の買占めで、三月には十六圓臺を示し、一時立會停止となつた。そして四月は反落したが、五月再び十六圓臺に上り、又復立會停止となつた。四十年も松澤及井野の買活動で、財界事情も良く、十七圓臺に進出したが、此年豊作四千九百餘萬石となつて、秋には反落した。

明治四十一年以降四十五年迄

前年の五千萬石近い豊作尻を受けた明治四十一年は、日露戦後の通貨膨脹の情勢を受けて、案外に高く十五、六圓臺を持続したが、豊作続きで、秋には十三圓臺の安値を示現した。四十二年は二年続きの豊作尻として十三、四圓臺に低迷してゐたが、松谷天一坊の買煽りで、六月十五圓臺に奔進したけれども、これに向つて松辰一派の大賣浴せあり、天候も好順で、松谷は敗戦した。其後松辰一派は、賣思惑から俄然買に一轉して、旺んに買捲つたが、又復大豊作で買支へ難く、秋には遂に崩落に崩落を重ねて、遂に十一圓四十錢まで互落を演じ、松辰も亦失敗に終つたのである。

三年続きの豊作相場も、四十三年一月の十一圓十五錢で大底を入れて、此年は天明以來の大洪水が襲來した。一方財界は金利の低下、安値に慣れたる米消費の増加等の反動で漸騰し、秋はいよ／＼不作と決つて、十六圓臺に反騰を告げた。四十四年は前年の正貨七千萬圓流入に基く通貨の膨脹、金融緩漫、金利安等で投機熱が加はり七月十九圓臺に暴騰し、八月には當限廿圓を突破して立會停止を見るに至つた。そして政府は臺灣米の代用制を許可して、九月に當中限は解合を行ひ、十月よりは人氣も落着き、豊作の新米が出廻つて十五圓臺へ反落し、年末再び十八圓臺を示現した。

四十五年は明治の末期として、米價も特筆すべき高値を示現した。而して「治中期に於ては、政府の米市場干

渉は殆どなかつたが、末期の數年間は米價政策が積極的となつて來た。これは財政の膨脹に連れて、投機熱が高まり、買占め等の人為相場が露骨に表はれるやうになつたからである。此年にも大阪に神吉、岡半、東京に小山某の買占行為が起つて、七月定期は先物廿三圓六十五錢の高値を現はし、正米は廿五圓近くに暴騰した。政府は米價抑制の爲めに、正米市場に於ける延取引を、取引所法違反として續々檢舉を見るに至つたが、これも却つて正米業者の反感的買進みを促進せしめて、一時は立會休止を命じられたのであつた。

更に政府は輸入米關稅を一石四十錢に引下げて、米價引下げを圖つたから、一時十六、七圓臺に反落を見た。しかし買氣は仲々旺盛で、再び勝勢を盛返して、廿二圓臺から更に廿三圓臺相場を示現するに至つたのである。

六 大正年間の消長

大正年代に入つて特筆すべきは何と云つても、歐洲大戰に基くわが國の財政大膨脹と、これに伴ふところの好景氣、物價高である。米價も亦、他物價と共に未曾有の大高値を示現し、好景氣の反面には、米騒動のやうな不祥事件の勃發を見たのである。しかし乍ら、何時の世にも、戦争から來る一時の好景氣は、總てその反動が痛ましく襲つて來るものである。歐洲戰亂に依るわが國の受けた好影響が前代未聞であつただけに、その反動も随分深刻であり、而も長時日に及んだのである。

更に十二年には關東の大震災が起り、帝都は全く焦土と化した大惨事があつた。戦争と地震で、大正時代は實に多事多端であつた。それで米價の消長も著しかつたが、十五ヶ年間の高低を表示して見ると、第六表の通りである。

第六表 米價高低表
(東京定期米先限相場、正米は深川
正米市場の平均値段である單位圓)

年次	最高	最低	一ヶ年平均	一ヶ年正米平均
大正二年	22.81	17.05	19.68	21.44
同三年	18.99	12.39	16.05	16.15
同四年	15.95	11.17	14.14	13.06
同五年	19.22	12.98	14.89	13.66
同六年	24.72	15.57	20.46	19.80
同七年	38.69	23.80	28.39	32.51
同八年	52.69	27.05	38.17	45.89
同九年	52.69	23.10	36.50	44.28
同十年	44.99	24.20	32.29	30.89
同十一年	41.29	24.80	33.07	35.15
同十二年	38.30	26.85	34.10	32.38
同十三年	41.45	33.99	38.55	38.33
同十四年	42.89	35.70	40.19	41.57
同十五年	40.90	34.75	37.65	37.58

調節に關する法律案を提出したが、議會解散となつて議決を見なかつたのである。しかし翌四年一月に、勅令を

日露戦後の好景氣の反動が四十年頃より襲來して、この不況が容易に愉えず、大正二年尙ほ小銀行の破綻沙汰もあつたが、これらは不況時代の最後の整理で影響は少なく、通貨は六億圓臺を示して居たので、年初は高値を維持したが、四月に朝鮮米の移入税を撤廢したので、鮮米壓迫となつて下落し、秋には高値から五圓安を演じた。三年七月には、歐洲大戰の勃發となり、十一月には青島攻略となつたが、鮮米の移入旺んで、米價は十八圓臺から十二圓臺に落ち、政府は初めて議會に米價

以つて米價調節令が公布された。

米價調節令(勅令)

第一條 政府は米價調節の爲め必要と認むる時は、米の買入、交換又は賣渡を爲すことを得

第二條 米の買入資金及其の賣買に關する費用に充つる爲め、政府は一般會計より國債整理基金、特別會計に

繰入るべき資金を減額することを得

第三條 本法に規定するもの、外必要な事項は、命令を以つて之を定む

米價調節を本格的に行ふやうになつたのは、これが最初であつて、勅令公布間もなく、卅餘萬石を買上げて、米價の落勢を喰止めたが、しかし、これは一時的であつた。一方、政府の非募債主義に依る緊縮政策の結果、金融梗塞し、一般物價安と共に、米價も、買上げの眞の効果もなく、再落の運命となつた。然し五年頃より歐洲大戰の長引くに連れて、わが對外貿易は頗る好調となり、四年度の出超一億七千餘萬圓に上り、財界好轉と共に、米價は豊作乍らも漸騰して十八、九圓臺の高値を現はし、更に六年はいよゝ正貨の流入激増し、従つて通貨は益々膨脹の一方で、金融大緩慢を告げ、諸産業は頓に勃興、株式界の飛躍など物凄く、茲に資本主義日本の成金時代が現出されたのである。

米價も廿三、四圓の高値を現はした。時の農商務大臣は、此米價抑制の意味で、二回に互つて十七萬石を賣却

したが、更に農省務令第廿號に依る彼の有名なる「暴利取締令」が公布されたのである。併し此年より翌七年にかけて、増貫、岡半等米界の大相場師を始めとして外十二名の處分問題を起した。増貫は政府の警告から戒告となつたが、買の手を弛めないで、遂に獄に投ぜられた。然し米價は單に相場師の入獄位で、騰勢は熄まなかつた。何しろ通貨の異常なる膨脹を背景として自然と思惑は募つて、定期相場より正米價格が爆發し、七年八月には、四十三圓臺を示現し、同十月は四十五圓相場となつた程で、定期も卅三、四圓臺から、年末には卅七、八圓に沸騰した。これが爲めに「米騒動」と云ふ、空前の不祥事が勃發して、蠟穀町に暴徒が襲ひ、某新聞社なども投石された騒ぎを演じたのである。

政府は定期市場の買方を見張る一方、外米管理令を發し、第一次外米百卅萬石、第二次二百萬石を買入れ、他の一方では、鮮臺米も産地から買入れたり、内地の管外移出米に對して、各縣の不合格米の臨時移出許可を命じ、八年一月には外米輸入税を免除、そして臺灣米と、外國米の定期受渡代用制まで行つたので、高値から十二圓餘りに暴落し、八年二月は廿七圓臺に落下した。併し安値は長続きせず、財界環境の好況で再び騰貴し、忽ち四十圓相場を出現したので、政府は全國の米に對し、鐵道無貨輸送まで行つたが、肝腎の農家が米を賣惜んだ結果、八年十二月の定期米五十二圓六十九錢、正米五十四圓臺といふ開國以來の新高値を出現するに至つた。しかし遂に九年三月には歐洲大戰も幕を閉じたので、好景氣に陶醉して居つた日本の經濟界にも、猛烈な勢ひで大反

動が襲來した。成金熱は俄然冷却し、相場師の一夜乞食も簇出した頃である。

米價も五十二圓六十九錢から、慘落又慘落して、全く釣瓶落しの下げ足で、その年中に廿三圓臺に落ちたのである。前年まで政府が凡ゆる手段を講じて、逆に奔騰した相場が、斯くも脆い瓦落を演じたことを考へると經濟界の大勢が、政策よりも、豊凶よりも、力強く作用することが首肯されるのである。

さて七、八年の米價高に悩んだ政府は、九年の大反動時代から更に十年に至るや、今度は、米價引上策を執らねばならなくなつた。其處で「米穀法」が制定實施されたのである。米穀委員会も初めて設置された。此効果が再び米價高の素因となつて、回復して來た時に、大阪で石井定七の買占めが行はれた。これが爲めに四十五圓掘みまで暴騰したが、豊作尻を受けた年だけに、此人爲相場も、財界の大勢に逆行してゐた不自然な現象だけに、石井の五十萬石買占めが時となつて、一轉反動來を招いた。十一年二月には石井が投げて市場混亂し、東京では一時立會不能となつた位で、暴落又暴落となり廿四圓臺まで下げた。尤も、銀行の取付問題などで、一層賣人氣を助長したことは争はれない。

十二年は忘れられぬ關東の大震災で、此年は九、十の二ヶ月休會のやむなきに至り、十一月より立會を再開した。案外早く立會の出來たのも、政府が戒嚴令を發し、非常徵發令、治安維持法、暴利取締令、支拂猶豫令を公布して人心の安定に努めたからである。その間米價は平均卅五、七圓を往來して年末は不作決定で四十圓臺を見

せ、十三年卅七、八圓から四十圓所の往來を續けた。十四年は外債の募集から對外爲替の暴落を招き、米價は不作尻を受けた結果、財界不安の割に下らず、四十圓中心相場であつたが、翌十五年には前年の豊作關係と、財界不況で卅六圓臺まで下落した。

七 昭和時代に於ける米價

歐洲大戰中の成金熱は、放漫な事業擴張となり、雨後の筍のやうに、いろ／＼な會社が簇出して有頂天になつて居たが、一度び恐慌が襲つて来るや、何れも狼狽して、次々に事業の緊縮が行はれ、或は破綻のやむなきに至つたので、遂に、金融界のパニックとなり、銀行の破綻續出、日銀は政府の命に依つて三億の非常貸出も行つたが、容易に常態には復せなかつた。同年三月、震災手形處理法が議會に提出されたが、時の片岡大藏大臣が、その議案の審議中に、財界内部の逼迫せる危機を洩らしたことが導火線となつて、茲に金融界未曾有の大恐慌が襲つて來て、全國的銀行取付騒ぎとまでなり、三週間のモラトリアム、そして七億の救済資金を抜け出した程であつた。

米價も、同年暮には、春の高値から十圓安の廿八圓臺に下げ、三年には政商筋高垣(三)一派の買占めが行はれた。この買占めは同年八月からで、廿八圓臺の米を買初め、折柄の天候不順に乗つて猛烈な買煽りを敢行し、同

月中に卅四圓四十七錢に暴騰せしめ、更に、九月は同買占團の活躍物凄く、當限卅九圓卅九錢まで買上げられ、先物卅五圓九十錢まであつたが、此時賣方の亂手が出て、形勢不穩の立會停止となつた。その後再開して十月は第一回豫想六千卅萬石といふ意外な豊作數字が出たので、先物卅一圓まで落下し、今度は買方の亂手が出て又停止となり、一旦整理が出来て蓋を明けた所、再三の亂手で、又停止を喰ひ、更に、四度の休會まで行はれた亂戦振りを演じた。

ところが案外作が良かったのと、株式慘落も影響して、十月末は先物廿八圓臺に慘落するに至り、當限は卅三圓九十錢の棒値段で、廿六萬三千九百石といふ大受渡しとなつて、結局買占團が倒れたのである。而して十限で受けた米の整理は、一ヶ年間を要した程で、買占めの最後は何時も不運に終つてゐる。

四年は大體平靜な市況を呈したが、五年には、金解禁斷行となつた。しかし爲替の回復する反面、正貨流出甚だしく、財界は不振に陥つた。更に歐洲の財界恐慌が起つて、日本への影響も亦甚だしく、しかも、此年は六千六百萬石といふ大豊稔となつたから、米價は遂に十月に十四圓といふ安値を出現し、去る大正四年の十一圓臺に次ぐ、十五年振りの安値に暴落した。此時生絲商の吉村が賣捲つたのであつた。

財界不況と米暴落に依つて、中小商工業者及農民は、全く塗炭の苦しみに喘ぎ、不景氣風が冷たく吹き荒んだのである。農村には此年に始めて豊作飢饉といふ、珍妙な言葉が流行したのである。政府は直ちに米穀法を發動

して、米の買上げを行ひ、一方又、穀の貯蔵奨励などの通牒を全國に發したりして、米價の回復を圖つた。爲めに同年末には十七、八圓臺に引返した。

翌六年は、春來歐洲諸國に財政恐慌が襲つて來た。先づ塊太利の財政破綻、これに伴れてのドイツの財政破綻、それからドイツに短期クレジットを持つ英國の金融恐慌にまで波及し、終に六月に至つて、米國は一ケ年の戦債世界モラを宣言するまでの暗流に突入してしまつた。しかし、大戰亂後の歐洲經濟界は、戦債モラトリアム位では人心の安定が見られず、九月廿二日には、英吉利は金本位制を離脱の已むなきに立至つた。日本財界は歐洲の財政恐慌の影響で、非常なショックを受けた。一方、日支軍の衝突事件なども起つたので、米價も政府の買上げする割に高値を見せず、十七、八圓を往來してゐた。五月以降は天候不良で漸次上昇し、八月廿五圓まで騰貴した。

年末は犬養内閣の金再禁止となつたが、しかし財界は一時の線香花火式の犬養景氣から再び暗轉した。即ち滿洲上海事變の擴大から、國際聯盟の折衝困難等、所謂國難來が叫ばれ、五・一五事件の突發で、いよゝゝ非常時代に移つて來たのである。米價はこの非常時局と農村の疲弊から持米の換金賣が流行して、廿五圓臺から廿一圓臺に低下し、更に八年はインフレ政策背景で、春は廿七圓臺を見せたが、疲弊せる農村は、この高値を見て續續と賣出すし、朝鮮米の壓迫も加重され、一面國際聯盟の成行案じとか、アメリカの金輸出禁止、株式界の不況

等で、漸落歩調を辿つた。下期は臺灣米の壓迫も更に加はり、内地朝鮮通じての理想的天候で、豊作人氣を出して廿一圓臺に暴落するに至つた。

併し十一月より米穀統制法に依る豊作米の買上げで、その後も廿一圓臺を安値に残して、翌九年は政府が一千万石以上も買上げたので、五月頃から方向を轉換して、一路騰勢に向ひ、天候の悪化で、秋には卅二圓近く奔騰するに至り、久し振りに卅圓以上の聲を聞くに至つたのである。その間政府は、外地米の移入調節などを試み、統制法の効果が一般に認められるやうになつたのである。十年は、九年の五千百八十萬石といふ、大正二年以來實に廿二、三年振りの大凶作となつたので、卅圓臺の高値を續け、下半期は需給不安と、二年續きの不作人氣となり、當限卅三圓五十八錢といふ大高値を出現した。

十一年は二・二六事件などあり、非常時局は依然續いてゐるが、一方、軍擴時代となつて、所謂軍需インフレが濃化して、二年續きの不作米は上半期に卅四圓六十四錢といふ、昭和三年以來の珍高値に暴騰するに至つた。そして下半期に移つては、政府米の隨時賣却が擴大されたのと、一面、天候の良順で新米期限月の先物は卅二圓臺となつた。尤も軍需インフレは繼續し、農村經濟の更生、雜穀肥料市價の高値關係もあつて、更に販賣統制も徹底してゐるので、農村の持米賣腰は、依然強硬を續けてゐた。昭和元年からの東京清算米市場先物の年別高低と正米年別平均値を示せば第七表の通りである。

第七表 昭和年間の米價高低表(單位圓)

年次	先限最高	先限最低	深川正米 中米平均
昭和元年	40.90	34.75	37.58
同二年	39.45	28.35	35.23
同三年	36.79	28.26	30.58
同四年	31.55	25.01	28.84
同五年	30.34	14.00	25.21
同六年	25.00	15.70	18.37
同七年	27.00	20.92	21.03
同八年	27.08	22.51	21.36
同九年	31.06	22.67	26.13
同十年	31.79	28.88	29.10
同十一年 (七月迄)	34.64	31.19	—

何時の世にも米價が暴騰を續けると消費者が困り、暴落續きとなると農村が窮地に陥る。この米價を、高からず安からず變動を少なくすることが、先づ國民生活安定の第一要件である。今日では統制法が制定されて、米の豊凶に拘らず、一定の範圍に大體安定せしめることも出来るが、昔は米價安定の根本を考へずに、只以てその時々、緩漫なる調節策を行つて、輿論の抑壓に努めたものである。

徳川幕府時代の米穀政策として見るものは主として警告、戒告が行はれてゐる。例へば嘉永六年には、大阪の米商に「本年當地の米多きに、追々米價騰貴するは、米商等一己の利に耽るためなり。以來右等のことをなす者あらば調査して罪に處すべし」或は安政五年に「近頃江戸米價高値の趣聞ゆるに依り、米穀融通の爲め、後命のあるまで、去年違作の國或は運送不便の地は格別なれど、其他領分知行所より江戸へ廻米すべし」萬延元年には「米麥を外國人に賣渡すことを禁ぜしに、未だ賣渡す者有之、今

後交易品に取り交へ賣渡すべからず」元治元年には「物價沸騰、諸民困窮台慮の趣もあり、恐懼に堪へず。町奉行、勘定奉行、代官其他と談合、物價低下を工夫すべし。京、伏見の動搖、幕府京都民に米五斗入二萬俵を一升代百文にて拂下げを命ず」

以上のやうなものであつたが、明治維新には、直接政府が米の買上げ拂下げを行ひ、或は外米の輸入禁止、又は解除を行ひ、備荒貯藏を行はしめ、又取引所政策として、買占等の人為相場甚だしき時には、戒告或は取引所の立會を停止せしめるやうな方法を取つて、暴騰暴落を防止したのである。然るに、大正年代に移つてから米穀政策は、積極的となつて來た。左に大正三年から、昭和時代の米穀政策の經過概要を摘記して見ると、

大正三年から九年頃までは、(一)外國米の輸入税低減或は免除、(二)定期市場に朝鮮米代用、(三)外米管理令(四)臺灣米の定期市場受渡廢止、(五)米價調節令發布、(六)政府所有米の買換、(七)暴利取締令發布、(八)朝鮮米の買上、拂下、(九)混食、代用食の奨励、(十)支那米委託販賣、(十一)米麥の輸出制限

而して大正十年原内閣時代に、米穀法並に米穀需給調節特別會計法の制定を見たのである。これが經常的に、恒久的に制度化した最初である。この調節資金は二億圓を限度として、米量及米價の調節が買上、拂下、外米輸入等の形になつて行はれ、只管米價の安定を企圖されたものである。斯くて當時は、米穀法の威力も顯はれたのであつたが、その後朝鮮米臺灣米といふ植民地米の増産が、加速度的となり、一方内地米に、極端なる不作のなか

つた結果、政府が買上げしても、米價の下落を喰止めることが出来ず、その内年々資金も減つて来て、調節が行詰り出し、國民からは、政府の調節失敗と、國庫の損失加重を指摘されて、米穀法の有害無益を叫ばれたのである。依つて政府は、昭和六年に借入金限度を二億七千萬圓に増加し、更に其年に米穀法の一部を改正した。即ち基準米價を設定し、また外國米の輸入許可制度を發布し、更に又資金を三億五千萬圓に増額した處、これまた所期の目的を達し兼ねて、昭和七年七月には、農村救済の爲の臨時議會まで招集されたることとなつたのである。この時局匡救の臨時議會までに出来上つた米價調節方法は、

- (一) 基準米價に依る買上實施
- (二) 鮮臺米の月別平均移出統制
- (三) 季節調節買上
- (四) 米穀需給調節、借入金限度四億八千萬圓に増額

以上の對策案が議決されたのである。しかし以上の調節策でも、尙ほ不安が伴ふのみならず、大正十年に米穀法施行以來、昭和七年までに米價資金の増額三回に及び、七年は四億八千萬圓となつたが、その年の末に發表された米穀特別會計の内容は、一億八千五百萬圓の赤字が明確にされた。

かくの如き國庫の大損失に鑑みて、政府では、昭和八年に米穀統制調査會が設けられ、米穀問題を研究した。

その結果として左の三案が作られた。

- (一) 米價公定制
- (二) 米穀管理制
- (三) 米穀專賣制

右の(一)を採つて現行の米穀統制法が成立したのである。この米穀統制法の内容は、米穀の最高價格と、最低價格とを公定し、最低價格に依つて、民間の賣る米はこれを無制限に買上げ、最高價格にて、政府米の賣渡しを、申込み者には直ちに之に應じて賣却し、以て常に米價を最低と最高の價格の範圍内に安定せしめて、生産者及消費者の生活を安定せしめるといふに存するのである。而して最低價格は生産費が基準となり、最高價格は家計費が基準となり、これに物價その他經濟事情を參酌して、これを定むるものであり、又物價の變動著しき場合、又は米穀の需給狀況に著しき變動を生じ、若くは生ずる虞れある場合には之れを改定し得ることになつて居る。尙ほ公定價格に依る調節以前には、季節的出廻數量調節がある。之は十一月から翌年三月までの間の出廻期に、中小農級の利益を保護する爲に、米價の下落を防止する法である。更に米の輸出と輸入の常時許可制度は、米穀法時代と同様である。

尙ほ米穀低利資金の貸出に依る貯藏獎勵、或は交付金を支出して、植民地に於ける短期玄粳の貯藏獎勵等も行

はれてゐる。而してこの米穀統制法の運用資金は、特別會計法の改正にて、従来の四億八千萬圓を更に増額して七億圓となし、昭和八年十一月より實施せられたものである。

然るに、右統制法實施初年度即ち昭和九年米穀年度は、前年即ち八年の大豊作(七千八十萬石といふ未曾有の産額)尻を受けて米價が暴落して、最低公定價格(同年は廿三圓卅錢)で、無制限に買入した所、その年の五月までに、一千廿七萬石といふ巨額の買上に達した爲め、早くも統制法の前途に一脈の不安が流れ初めた。それに一方朝鮮米や臺灣米が、年々益々増産されて内地米價を壓迫するので、政府は九年三月に臺灣米と朝鮮米の調節の爲めに、「臨時米穀移入調節法」を制定するに至つた。それは大體、出廻期に、臺灣米七百萬石を買入れ得る方法を樹てたもので、この資金を、一億五千萬圓新たに増額して、總額米資は八億五千萬圓となしたものである。尙ほこれでも不安を生ずれば、更に三億圓の増額も可能といふ法律が出来、今日に及んでゐるのである。

而して政府は、更に第六十九議會に於て懸案の「米穀自治管理法」を成立せしめて、昭和十二米穀年度より實施すべく準備を進めて居る。この管理法は、現行統制法を一段強化せしむるものであつて、毎年十一月の持越米と、第二回豫想收穫高を基礎に、その年の需給を推定して、過剩米の自治的管理を行はしめるものである。即ち過剩米を政府が推定して、地方に統制組合、販賣組合を設定して、それを以つて、過剩米を一時封印して、一定の價格までは賣却を許さぬことにして、従来の買上げ等に依る調節を、なるべく、行はぬ方法を執ることになつたのだ。

たのである。何分にも昭和十年末の米穀調節資金の赤字は、二億五千萬圓にも及んでゐるので、買上政策に依る米價維持の恒久性が、我國財政上許容せられぬやうになつたのが、この管理法案成立の、そも／＼の原因となつたのだ。

第三章 生 絲

(第二篇第七章「養蠶」及第
八章「製絲及絹織物」参照)

一 沿革及現況

草創時代

わが國に於ける蠶絲業の起源については、未だ定説と見るべきものがないが、古書に蠶業機械に關係ある文字の存するのを見れば、蠶絲業はわが國建國の當初よりあつたものと思はれる。而して歴代の朝廷は深く御心を民政に用ひさせられ農桑機織の業を保護奨励になつた爲め蠶業は次第に各地に普及した。特に仁徳、雄略、孝徳、文武、桓武、嵯峨、光仁、醍醐天皇時代には隆盛であつた。然し平安遷都以來、泰平打ち續くに連れて漸く一般奢侈安逸に流れ、地方産業は漸次荒廢に傾き、爾來慶長八年徳川家康が天下を統一し、江戸に幕府を開くまで、蠶業は殆んど衰微するに至つた。尤も徳川時代に於ても、累代の將軍は常に諸侯懐柔策に腐心し、微々たる蠶業

の振興を圖るが如き事は殆んどなく、寧ろ絹物は贅澤品なりとして屢々禁絹令を發布して、斯業の發達を阻害してゐる時代もあつた。

然し何と云つても、泰平三百年の長年月は、應仁以來衰微せる蠶業をして、やがて發暢の萌芽を培養し後世その發展の素地を作つた。そして安政六年横濱函館の二港が開港されるや、わが蠶絲業も愈々海外市場に向つて發展するに至つたのである。斯くて、今を去る七十七年前、即ち安政六年六月廿八日、伊人イソリキなる者の横濱辨天通三丁目の芝屋清五郎の店頭に來り、甲州島田造生絲六相（一相九貫匁）を、一斤に付一分銀五個の價を以て賣買出來した。之が生絲貿易の嚆矢である。これより生絲賣込の爲めに來濱する者、或は又横濱にて開店する者次第に増加し、翌萬延元年五月、惣年寄名主をして横濱移住商業者の主なる者を調査せしめたるに、總數二百軒にて、其の内生絲賣込業者は九十三名の多きに達してゐる。

然しこれにより、江戸への荷物が減少して、江戸の諸人難儀を極めた爲め、幕府は生絲を直ちに横濱に輸送するを禁じ、必ず江戸問屋の手を経べき事を命じ、更に文久元年には、横濱關門に生絲を持込む事を嚴禁した。次いで文久三年は例の生麥事件突發の爲め、横濱に於ける諸品交易は一時停止の止むなきに至つた。然しこれ等の間にも、秘かに禁を破る者續出し、生絲取引は次第に發達した。そこで元治元年一月には生絲問屋の生絲改めを廢止し關門通印鑑を渡し積送る事となり、又同年七月には横濱生絲賣込商業者協議の上、江戸問屋の承諾を得て

生絲荷受所を設置し、取引を一定する爲め仲間議定書を制定し、其筋に出願許可を得て施行する等、大いに生絲取引の改善に努めた。

翌慶應元年には、西曆一八四〇年佛國カバイオン地方に發生した蠶病で、歐洲の養蠶が絶滅せんとする状態に陥つた爲め、佛帝ナポレオン三世は蠶種一萬五千枚の買入れを日本政府に申込んで來た。當時の政府は之れを公然容るゝ事難く、爲めに佛馬廿六頭と交換する事に決し、寄贈と云ふ名目を以て輸出したが、之れが蠶卵紙輸出の濫觴で、之れより蠶種製造は一般養蠶業より分離し、全く一個の職業となつた。斯くして、生絲及び蠶種の輸出が漸次盛んになつた結果、農家は次第に養蠶を營む様になり、開港後逐年蠶業は發達するに至つたのである。

明治時代

明治維新の大業成るや庶政萬般一新され、蠶絲業も亦一段の發達を見た。然し當時の製絲法は尙極めて幼稚である上、蠶種の輸出が盛んであつた爲め、優良なる繭は多く蠶種の製造に供せられたので、生絲品質は粗悪となり、外商非難の聲が高かつた。之れが爲め、一般に改良の必要を痛感し、各地に器械製絲が計畫される様になつた。即ち明治三年前橋藩に於ては、政府に乞ふて外人ミウラーを招聘し、木製六人繰の製絲場を開いた。之れが本邦に於る器械製絲の嚆矢である。次いで翌四年には小野善右衛門なる者、東京築地榮町に六十人繰の伊太利式機械製絲工場を建設し、翌年更に九十六人繰に擴張したが、或る事情の爲め經營困難となり、僅か三年にして小

野組製絲場は閉場の止むなきに至つた。之れと相前後して、伊藤博文氏は外人の製絲に熱心なるを見て、斯業に利益の存するものあるを思ひ、洋式製絲の設立を計り、五年十月上州富岡に佛國式製絲場を作つて、大いに本邦製絲界に洋式機械製絲の範を垂れた。

然し一方、此の頃漸くわが國の蠶種は粗製濫造に流れ、海外に其信用を失墜するに至り、時恰も佛國に於けるバストール博士の蠶病研究の成功で、衰微せる伊佛兩國の蠶絲業も次第に回復しつゝあつた爲め、茲に蠶種の供給過剰を來し、市價は低落して蠶種商の破産する者續出した。こゝに於て政府はこれが救済策として、七年には四十四萬五千五百枚、及び翌八年には四十四萬八千四百枚の蠶種を買上げ、高島町及び公園にて夫々焼却した。越えて十一年には、更に十八萬枚の蠶種を買上げ摺り潰しを行つたが、生産過剰の徹底的救済成らず、十年以後は價格低落すると共に、其輸出額も遞減し、後年全く蠶種の輸出は跡を絶つに至つた。

而して蠶種輸出の不振は、反面、次第に生絲の輸出を旺ならしめ、十三年には生絲の直輸出會社たる生絲同伸會社が設立され、翌十四年には外商の專横を抑制する爲め、聯合生絲荷預所が設置される等、大いに生絲取引の改善を圖つた。尙この間、蠶兒飼育の試験研究や、製絲場の改良等も行はれ、蠶絲業の經營は漸次科學的發達を遂げたが、其の後日清戰爭の勃發により、わが國經濟界に及ぼした影響は實に多大なるものあり、政府は生絲貿易の刷新に就て特に意を用ひ、廿七年に株式會社橫濱蠶絲外四品取引所を設置して、生絲の直取引、延取引、

定期取引を實行し、次で廿八年には横濱神戸に生絲検査所を設立した。

卅年には生絲の輸出獎勵策として、生絲輸出獎勵法を發布し、翌卅一年四月より、向ふ五ヶ年間法定の條件を具備する生絲を、海外に直輸出せる者には獎勵金を交附し、又從來生絲輸出に際しては、輸出税が課せられてゐたが、輸出の増進を圖る爲め、卅三年に該税を全廢した。斯くの如く、直接間接に生絲輸出の保護獎勵が行はれたので、生絲の輸出額は爾後、年々増加の趨勢を辿つた。而かも卅七年日露の國交斷絶し、二月戰端を開き大捷を博するや、わが國は一躍世界の一等國となるに従つて、蠶絲業も亦、戦後の好況を受けて急速なる發展を遂げ、世界第一の蠶絲國となるに至つた。勿論この間十七年、廿六年、廿九年及び卅三年、四十年と數次に互つて生絲恐慌が勃發したが、何れも當業者の自主力を以て之れを克服し、明治時代には、蠶絲業救済運動を起すが如き事は殆んど絶無であつた。

大正時代

明治時代一路目覺しい發展を遂げた蠶絲業は、大正期に入つて、生産規模は益々増大するに至つた。即ちその發展概數を示せば次に掲ぐる諸表の通りである。

斯くの如く生産力は逐年發展過程を辿つてゐるが、かやうに生産力の増大した反面大正期以降に於ては、恐慌の襲來に對して常に特殊の政治的救済策が要求される様になつた事も看過出来ない。以下それについて概説して

第一表 繭、生絲生産の數的増加
(單位生産高貫、金額千圓)

年次	繭生産高	生絲生産高	生絲輸出額
明治卅五年	25,492,240	1,792,928	76,859
同四十年	34,569,670	2,329,416	116,888
同四十五年	44,523,070	1,644,955	150,321
大正五年	57,084,630	4,519,850	267,036
同十年	63,327,800	5,238,796	417,124
同十五年	86,725,510	9,159,648	735,152

第二表 養蠶農家の數的増加

年次	農家總戸數	養蠶戸數	割合%
明治卅八年	5,379,969	1,484,750	2.8
同四十年	5,406,172	1,421,030	2.6
同四十五年	5,438,051	1,500,409	2.8
大正五年	5,457,793	1,765,937	3.2
同十年	5,455,681	1,802,543	3.3
同十五年	5,555,157	2,061,587	3.7

第三表 桑園並に蠶種數の増加
(單位反別町)

年次	桑園總反別	蠶種數
明治卅八年	339,972.0	484,967,589
同四十三年	442,542.6	764,525,281
大正五年	465,520.2	782,854,384
同十年	535,099.7	769,725,044
同十五年	571,706.7	821,842,264

四五二
見よう。

大正三年八月歐洲大戰の幕が切つて落されるや、全世界の經濟界には大波瀾が捲き起されわが蠶絲業も混亂に陥つて、絲價は大暴落を演じた。而もこの慘落は未だ曾て見ざる激烈なものであつた爲め、横濱生絲

貿易商組合並に製絲業者は、全國蠶絲業者大會を開いて絲價維持に對する決議を行ひ、政府に向つて、蠶絲業救

第四表 製絲工業の發展概表

年次	十釜未満	十釜以上五十釜未満	五十釜以上百釜未満
明治卅八年	407,224	3,809	603
同四十年	392,581	3,770	620
同四十五年	342,164	2,819	765
大正五年	280,641	2,316	882
同十年	236,055	1,935	934
同十五年	88,311	1,747	838

濟の陳情をなし、遂に第一次帝國蠶絲株式會社が設立されたのである。これは政府五百萬圓、民間當業者二百萬圓出資の半國營會社であるが、大正四年三月廿日に成立して、第一次買上を四月廿一日より五月五日まで、百斤當り八百卅三圓十五錢の價格を以て九萬斤餘、第二次買上を五月廿七日より同卅一日に互つて、百斤當り八百十九圓八十六錢で五十九萬斤餘を買上げた。

其處で會社は端境期の新絲買上に備ふるを理由として、更に政府に五百萬圓の増額を要求したが、容れられなかつた爲め六月十四日、政府より解散命令の下れるを理由に、翌十五日株主總會を開いて解散した。然しこの時、恰も歐洲大戰の影響で米國の經濟界は異常な發展を告げ、延いてそれがわが生絲需要の上にも好影響を及ぼして、蠶絲業はやがてその不安を一掃するに至つた。然し間もなく、歐洲大戰の範圍は次第に擴大し、六年二月には米國も遂に參戰した爲め、わが經濟界に非常な衝動を與へ、諸株は一齊に暴落した。而かも米國では、生絲に對して輸入税賦課設や、輸入禁止説が傳へられた爲め、絲價は又復

大慘落を演ずるに至つた。そこで當業者は十月下旬、絲價千三百圓以下賣止めを中心とする操業短縮の決議をな

し、十一月より實行した。

然るに一方、時偶々米國大統領の講和條約についての聲明あり、彼是相俟つて絲價は次第に回復した爲め、右決議は七年一月に撤廢された。斯くて大正七年は初頭より生絲は好況を傳へられたが、七月に入つて、米國に於て生絲輸入に對し、政府の許可を要する旨の聲明があり、次で十二月より向ふ六ヶ月間、絹織物に對する生産制限の入報があつた爲め、わが國の生絲市場は、再度混亂の兆候を現したので、十月二十八日再び操業短縮の決議をなした。越えて九年には、世界戦争後第一回の世界恐慌の襲來を受け、先づ第一に生絲市場を襲ひ、而かもこの暴落は空前のものであつただけに、當業者は耐り兼ねて直ちに生産制限、絲價維持救済運動を起し、遂に九月廿九日第二次帝國蠶絲株式會社を設立するに至つた。斯くて會社は三井物産を初め十店の輸出商をして、十一月十八日第一回の買収に着手せしめ、第二回買上げを十二月四日に行つたが、なほ山の如き滯貨で、絲價の前途は尙容易に回復すべき兆候を現はさなかつたので、翌十年四月八日より六月一日迄に、十四回に亘つて第二期買上げを敢行した。そしてこれにより、漸く絲況恢復の曙光が現はれるに至つたので買上げを終了し、次いで十二月一日を以て會社は解散した。

斯くて第二次帝國蠶絲株式會社は無事解散したが、端しなくも十二年九月一日起つた關東地方の大震災によつて、横濱市に於る在荷實に五萬六千捆、その價格約六千萬圓が一日にして烏有に歸した。これが爲めこの燒失生絲を中

心に、商業資本と製絲資本と銀行資本が、約九ヶ月間に亘つて對立抗争をなし、その結果、遂に銀行資本が支配的地位を獲得して、蠶絲關係既往の中心勢力に對し、大なる變動を與へるに至つた。尙生絲市場が横濱、神戸の二港に分離したのもこの時である。斯くの如く大正時代の蠶絲業は、躍進途上に幾多の恐慌、試練に遭着し、多難なる昭和時代を迎へたのである。

昭和時代

明治、大正を通じて、一路上昇過程を歩み續けて來たわが蠶絲業の發展と、之に伴ふ生絲貿易の増進も、大正の末期から昭和の初頭にかけて漸く爛熟期に入り、神戸取引所及び紐育ナショナルが、清算生絲の上場を開始したる昭和三年を轉機として、生絲貿易の如きは著しく衰退の兆を見せるに至つたのである。試みに昭和元年以降各年の生絲輸出數量及び價額に徴するならば、次表の如く數量に於ては昭和三年度の五十五萬二千九百〇二俵を絶頂とし、價額に於ては昭和元年度の七億七千五百九十六萬三千圓が最高になつて、昭和五年以後は忽ち四億圓臺から三億圓臺を彷徨すると言ふ急落振りである。

一方又、昭和元年以後各年の絲價騰落の跡を一瞥して見れば、こゝにも亦落潮滔々たる業界の大勢を窺ひ知るに足るものがある。殊に昭和七年六月一日には、白十四中D格現物が實に三百九十圓(百斤建)清算先限は四十圓十錢(十斤建)に慘落して、生絲關係者を呆然たらしめたのであつた。

第五表 昭和元年以降生絲輸出數量價格
(年度は七月より翌六月まで)

年 度	數量(俵)	價額(千圓)
昭和元年	507,515	775,963
同 二年	520,577	713,041
同 三年	552,902	751,285
同 四年	473,055	604,202
同 五年	551,210	400,241
同 六年	550,931	336,276
同 七年	536,785	412,305
同 八年	501,941	366,198
同 九年	525,964	302,359
同 十年	487,194	378,049

第六表 昭和元年以降生絲現物値段
(年度は七月より翌年六月まで)

年 度	高價(圓)	安價(圓)	平均(圓)
昭和元年	1,720	1,400	1,500
同 二年	1,480	1,250	1,342
同 三年	1,420	1,220	1,333
同 四年	1,350	1,110	1,252
同 五年	820	530	652
同 六年	685	415	581
同 七年	1,110	390	759
同 八年	1,090	495	692
同 九年	660	445	555
同 十年	1,005	575	779

かやうに絲價の崩壊が、歳と共に甚だしさを加へた原因は、わが國に於ける製絲業の無統制な生産とこれに基く供給量の増加にある。而かも内外物價が下落傾向にあつた事は、これに拍車を入れ

たものであつたが、更に米國人絹が高度の發達を遂げて、生絲を壓迫した事も看過出来ない。この結果として、蠶絲業の各部門に互つて、時には進退兩難の悲境に苦申し、種々の救済對策が講ぜられた。先づ昭和元年から二年にかけて、共同保管貸付が行はれたのを初め、第三次帝蠶の設立、次いで昭和四年二月常置的安全舞として公

第七表 昭和元年以降算先限
(年度は七月より翌六月まで)

年 度	高値(圓)	安値(圓)	平均(圓)
昭和元年	1,799	1,379	1,565
同 二年	1,497	1,295	1,369
同 三年	1,425	1,206	1,332
同 四年	1,357	882	1,190
同 五年	858	551	668
同 六年	719	431	680
同 七年	1,125	401	757
同 八年	1,071	501	813
同 九年	667	451	557
同 十年	991	557	765

れ、養蠶關係にあつては資金を交附して桑園の改植を奨励し、これによつて掃立制限策を執つたのである。農林省調査に基く昭和元年以降各年の桑園面積を比較すれば、第八表の如く減反の實績は可成り著しいものがある。一方販賣方面に於ても、直接之等恐慌對策と關聯を持つものではないが、間接的には海外市場に於ける日本絲

第八表 桑園面積年比較
(年度は七月より翌六月まで)

年 度	總畑反別 (千町歩)	桑園反別 (千町歩)	割合(%)
昭和元年	2,961	517.7	19.3
同 二年	2,948	594.7	20.2
同 三年	2,937	609.0	20.7
同 四年	2,704	625.6	23.1
同 五年	2,711	714.1	26.3
同 六年	2,741	682.9	24.9
同 七年	2,772	652.5	23.5
同 八年	2,803	640.1	22.8
同 九年	2,819	623.0	22.1
同 十年	—	582.2	—

の消費増進の一策として、多年の懸案たる輸出生絲の第三者格付案が喧しく論議された。格付検査は昭和二年から実施されてゐる正量検査と共に、検査法の兩翼をなすものであつて、國際品である生絲取引科學化の必要は論ずるまでもない。昭和六年三月、その検査法改正法案は貴衆兩院を通過し、翌七年一月一日より實施の運びとなつた。

かくて生産調節と取引の整備によつて、絲價は近年漸く回復の兆を示し、國際經濟界——殊に米國財界の上昇傾向に副はんとしてゐるが、しかし過去に於ける苦驗に鑑みて見れば、更に根本的に且つ強度の自衛策を行ふ事は、もとより必要とする處で、偶々蠶絲業界がかゝる生産統制の機運に際會してゐる折

柄、五・一五事件以來、自由主義經濟機構是正の風潮が愈よ盛んになつて來た。殊に二・二六事件の勃發と共に統制經濟の聲は財界各方面に於て瀾漫するに至り、それに先立つて、既に、昭和六年蠶絲業組合法が制定せられたのを初めとして、製絲業法、原蠶種國家管理法等が公布せられた上に、昭和十一年五月には、産繭處理法案

が特別議會を無修正で通過した。而かもこれが附帶決議として「輸出生絲販賣統制に關する具體案を決定して、可成り早き時期に提出すべし」と言ふ一項が附されてゐるのは、全く時勢の然らしめるところで、生産部門に於て一段の進捗を見た統制策が、その針路を販賣部門に求めて來た事は、絲價安定問題と相俟つて、蠶絲業今後の動向を決すべきものあり、その成行は市場の注視を集めてゐる。

二 蠶絲業の將來

蠶絲業の將來について留意すべき問題は多々あるが、今日最も喧しく論究されてゐる處のものは、絲價の安定及び維持と、米國人絹進出に對する對策如何にあらう。殊に絲價の安定及び維持は最も望ましい問題であつて、變動常なき絲價の宿弊が、過去に於て如何にわが蠶絲業各方面を困憊せしめ、延いては米國絹業を阻害したかは事例に乏しくない。業界統制運動は全くかゝる苦難に鑑み、絲價の安定乃至維持の目的に副ふべく樹てられた一方法であつて、昭和六年に制定せる蠶絲業組合法は、この統制運動の根幹をなすものであつた。爾後生産統制を中心として、既に製絲業法、原蠶種國家管理法、産繭處理法など、生産部門は略完成の域に達しつゝあるが、之に比べて一見販賣部門の統制が遅れてゐるものゝ如く一般に考へられてゐる。之は生産が販賣に先行する順序にある事及び販賣部門にあつては既に組合法の下によく自治的統制が行は之以上實現困難な爲であつた。

しかし五・一五事件、二・二六事件の勃發に伴ふ統制經濟の聲は、自治的統制下にある販賣部門に對して、より高度の統制を求めんとし、產銷處理法に附帶して何等かの具體策決定に迫られてゐる。即ち農林省案として傳へられるところによると、やはり根本精神を當業者の自治に置いてあり、異常なる高値及び安値を防止する爲めに一事業年度間に於ける最高最低價格を豫め設定する事となつてゐる。而してこれが設定は製絲業者、問屋業者、輸出商の各代表者を以て組織する自治的組合が年度初めに決定する事とし、政府がこれを指導後援して制高値を突破した場合には手持在荷を賣出さしめ、制低値を下廻る際には右組合を通じて買上げる事とする意向であるが、その間の値幅に相當の開きがあるので、その掛け聲の大きいのに比して兎角八方美人式であるのを免れない。

第二のアメリカ人絹の進出については、近年愈よ人絹が技術的進歩を加へつゝある折柄、これ亦忽諾に附し難い。絲價の安定は、この問題にも關聯する處が多く、生絲の暴騰せる場合は、人絹蠶食の懸念が極めて多い。勿論生絲にも靴下方面の如く人絹の侵し難い分野もあり、對人絹比價二倍半乃至三倍の値頃は、徒に悲觀の要はないが、その對策としては、生絲の生産費遞減と之が國際格付實施とによつて、先づ取引の基礎條件を改善する必要があると共に米國の人絹織物が値段の點ばかりでなく、色柄の上からもよく流行に魁けて、效果的宣傳方法に基き消費大衆の欲求に積極的に働きかけてゐる點を顧みれば、生絲當業者も亦以て他山の石とする處が多い。

然し之等絲價の安定、生産費の低下、販賣宣傳等の外、わが蠶絲業全般が徒らに米國依存を能事とする風を改

める事も肝要であつて宜しく新用途を計つて内外に新販路を獲得し一層わが蠶絲業の繁榮を希はねばならない。

第四章 綿

絲

(第一篇第四章「棉花」第五章「綿絲」並第六章「綿織物」參照)

一 概 觀

わが國の綿業の歴史は、足利末期の南蠻貿易によつて、印度南洋の手織綿布が輸入されたのに始まり、降つて安政二年(一八五五年)には西洋綿絲が初めて輸入され、次いで安政五年(一八五八年)の開國條約後は、歐洲の機械織布が上海を経て輸入高も激増するに至つてゐる。慶應三年、島津忠義公が鹿兒島に鹿兒島紡績所を設立したのが本邦最初の紡績工場である。爾來今日に至るまで、僅々七十餘年間にして、紡績業は本邦産業界の第一位を占め、棉花の輸入、綿絲布の輸出は、わが國貿易の消長に甚大なる影響を持つに至り、また長く世界紡績の霸王として君臨した英國紡績を、完全に壓倒するに至つたのは、實に驚異的發展といふべきである。

之は當業者の拮据經營甚宜しきを得たるによるものであるが、また地の利を占めたること、勞銀の低廉であつたことも、大いに與つてゐるといふべきである。日清戰爭以前は、紡績技術の未熟と種々の障害のために、外國品に壓迫されてゐたが、戦後は技術と經營の進歩により、先づ國內に於て外國絲を驅逐し、進んで朝鮮支那に進

出し、日露戦後は支那に於て完全に外國を驅逐すると共に、東洋の先進綿業國たる印度に侵入するに至つた。歐洲大戦後綿絲の輸出は減少したが、綿布の活躍は目覺しきものあり、東洋諸國は勿論、遠くアフリカ、歐洲、南米に及び近年は米本國へも殺到して、同國の關稅引上げの原因をなすに至つたが、良質、廉價の邦品は、各國の殆ど禁止的な關稅の障壁を突破して、益々發展し、綿絲產額の六割以上は輸出向綿製品に振向けられる状態となつた事は、まさに驚嘆すべき躍進である。

二 明治初期時代

明治の初年から日清戦争迄の、紡績創業時代に於ては、綿絲相場は外國綿絲によつて決定され、而も公定相場はなく、全く一貫匁いくらの現物の相對取引であつたから、頗る不正確のものであつた。東京に於ては鹿島萬平氏が、明治五年に瀧の川に紡績工場を設立したのが最初で、その後前川太郎兵衛、薩摩治兵衛、齋藤辨之助、日比谷平左衛門氏などが横濱までインド綿絲の買ひ出しに出かけ、非常なる利益を得たといはれてゐる。西南戦争後諸物價騰貴の際綿絲も昂騰して洋絲相場十六番手九十圓以上であつた。當時米相場は一升二、三錢を往來してゐたのであるから、洋絲相場が如何に割高であつたかはいふまでもないが、本邦絲は品質粗悪で、到底インド絲に比すべくもないので、洋絲の輸入は益々増加し、綿絲輸入額は本邦輸入總額の二割以上を占め、綿布を加へる

ときは、四割の巨額に達し、貿易上寒心すべき状態であつた。

茲に政府は、綿絲布輸入防遏の必要を認め、明治十三年各地に紡績工場を設立して民間に拂下げ、斯業の獎勵に努めたが、當時紡績業を理解するもの少く、容易に着手するものもなかつた。その後明治十五年設立した大阪紡績株式會社が、業績頗る良好だつたので、爾後續々紡績工場を設立する者が出來、明治廿一年頃には、財界の好況と民間事業熱の勃興とにより、紡績工場漸次増加し、明治廿三年には廿七萬七千錠、綿絲生産高十萬五千梱となつた。然るにその後企業熱の反動と金利高、株式安とに財界は恐慌状態となり、而も銀塊は五十片を抜くの暴騰を告げたので、わが貿易は甚大なる打撃を受け、諸物價暴落し綿絲も七十二三圓となつた。

當時は品質に於て孟買絲に及ばず、價格に於てガラ紡絲と競争をなし、而も棉花の價格は、依然として高位を保ち、紡績業者は甚だしき苦境に陥つた。是より先、明治廿一年紡績聯合會創立せられて、全國紡績の、統制が採れるに至り、明治廿三年六月、第一次操短一ヶ月八晝夜休業を實行し、且つ綿絲の輸出を開始して需給の調節を圖つた結果、一般財界の恢復と共に絲價も強調を示し、一方輸出は豫想外に好調を告げ、殊に、印度の幣制改革以來爲替の變動により、支那に於て本邦絲は印度絲より割安となり、且つ品質改善の結果、漸く邦品の聲價は認められ、明治廿六年以後急激に對支輸出が増加した。

綿絲の輸入は、明治廿一年を最高として漸減してゐるが、尙年額七百萬圓を超へ、未だ印度絲を驅逐するに至

らなかつた。明治廿五年の不況時代に於ても、一柵九十圓以上の綿絲が輸入されてゐたに徴しても知られる。當時本邦絲は八十圓位であつたが、それでも正米一石七圓位に比しては高價であつた。綿絲相場は、明治廿七年三品取引所が設立される迄は、公定相場なく、明確な相場は不明であるが、紡績聯合會の調査によれば第一表の通りである。なほ當時の相場は支那棉百斤十七、八圓で工費は十六番手で十圓、廿番手十二、三圓であつたから十六番手七十圓廿番手七十二、三圓であつた。

三 綿業勃興時代

創業時代技術の未熟と、インド絲に悩まされてきたわが綿業は日清、日露の兩役を経て、財界の好況と對外輸出の進展により俄然勃興するに至つた。明治

第一表 綿絲相場

綿絲十六番手 (一柵四十八貫 建單位圓)		
明治廿年	同	98.49
同廿一年	同	107.63
同廿二年	同	92.19
同廿三年	同	80.70
同廿四年	同	72.60
同廿五年	同	75.58

廿四年を不況の底として、財界の恢復に連れて明治廿六年には、綿布輸出は一千萬圓を突破し、綿絲もまた一柵相臺へと飛躍したが、偶々廿七年八月、日清戦争勃發し、財界は混亂に陥り、支那輸出は杜絶し内地需要は閉塞し絲價は十月、當限六十九圓臺に崩落した。廿八年四月、媾和條約締結となり、一時三國干渉に市況は動搖したが、三億五千萬圓の償金を手にせる財界は物價騰貴を促し、綿絲も百圓臺を突破して、十二月には當限百四圓の高値となつた。

次いで、廿九年五月には思惑熾烈となり、百五圓九十錢の高値をつけたが、卅年には早くも反動來り株式商品の崩落、金融の梗塞で低調を辿つた。下期に入り、印度のベスト流行で印度紡績閉鎖し、邦品の對支輸出増加し市況また回復して九月、當限百八圓二となつたが、印度の幣制改革にて銀塊大暴落し、輸出杜絶し、十二月には急轉直下七十八圓に慘落した。紡績會社は極度の資金難から政府に陳情し、正金銀行より三百萬圓の融通を受け資金の窮乏を救つたが、財界は益々不況に陥り、卅二年五月、當限七十二圓に崩落した。要するに、戦後の好況に乗じて急激に増設したる結果、供給過剩を招來した、めである。

卅三年春來印度棉の昂騰で、三月先限百十五圓と空前の高値を現したが、五月北清事變起るや、市況は忽ち逆轉して六月、先限七十七圓九の安値を示し、綿業界は慘憺たる状態になつた。紡績聯合會は是が救済策として、一千萬圓の融資を政府に請願し、又不當なる安値を防止するため、三品取引所に三期に係る新規賣買休止方を交渉するなど、種々方策を講じたが、何れも奏效せず、結局七月以降夜業休止及び四割操短を實行した。この結果市況稍安定したが、卅三年十二月、熊本第九銀行の支拂停止に端を發し、卅四年には、東京、大阪、横濱、兩毛地方に波及し破綻するもの數十行に及ぶ金融恐慌に見舞はれて、漸く回復にせんとした絲價は、又復大暴落し三月先限八十六圓五に低落して綿業界はいよゝ窮迫した。

卅五年四月には、銀塊が廿一片臺に慘落し、上海爲替は八十六兩に暴騰した。之が爲め、綿絲輸出は大打撃を

受け、前年来回復の機運に向つてゐた綿業界は、再び暗澹たる情勢を告げた。聯合會に於ては不況対策として綿
絲シンジケート案、紡績大合同案、輸出奨励案等種々なる案が討議され、遂に輸出奨励案が確定し、卅五年九月
十五日より十月廿五日迄に輸出したる綿絲布に對し、奨励金を交付することゝなつた。この結果、綿絲二萬餘
梱、綿布七萬六千餘反を輸出し、滯貨は一掃せられ、操短の効果も漸く現れて景氣回復の徴を示した。

三十六年に入り米綿の續騰、内需の好況で相場は漸騰し、十二月には當限百二十八圓と新高値へ昂騰するに至
つたが、日露國交の危機迫り、形勢は忽ち一變した。國運を暗した日露戰爭の宣戰詔勅は、明治三十七年の紀元
節に布告された。此時、我が國民の舉國一致國難に當る決心は、實に悲壯なものであつたが、綿業の受けた打撃
も亦甚大であつた。紡績業は曩に日清、北清兩事變に多少の打撃を受けたが、却つてその後に發展をなし、不振
に惱み乍らも、徐々に其基礎を固めつゝあつたが、日露戰爭の勃發は、未曾有の國難であるだけに、前途を非常
に悲觀し相場は崩落した。

然るに、前年来サリー氏の買占めで昂騰を續けた米綿は、三月に至り十六仙六五の高値を示したので、綿絲も
また百十九圓に暴騰した。其後戰捷と軍需品買上げに、相場は上進し、九月百卅四圓に奔騰したが、米棉增收と
織物消費稅賦課に形勢逆轉し、十二月百九十圓に惨落し大波瀾を呈した。卅八年を迎へて銀塊高、輸出増、奉天
大捷に市況好轉、五月日本海々戰の勝報に人氣沸騰し、百十六圓六と熱狂相場を現した。前後一年有半の日露戰

も、漸く終末を告げたが、勃發當時は悲觀された綿業界は戰時中、原棉低落、需要増加、絲價昂騰で形勢一變し
大悲觀より大樂觀に轉回し、紡績業大發展の動機を與へたのである。而して米棉相場が、直接わが綿絲市場に影
響するやうになつたのも、此の當時からである。

戦後の財界は、空前の好況を招來し、綿業界もまた活躍、卅九年三月、當限百四十四圓の高値を示し、その後、
反動押しはあつたが、下期に入り、銀塊卅二片の大暴騰により、輸出増加し、十二月先限百卅七圓臺を呼ぶに至
つた。四十年に入り株式の大沸騰に連れて市場は活氣横溢、先限、百四十七圓臺の新高値を出現した。綿業界の
好況に伴ひ、紡績會社の利益増加し新設、増設相踵ぎ、斯業の基礎は此の時に出來たといふべきである。斯の如
き股盛を告げた財界も、一月廿一日の株式の暴落により形勢一變し、綿絲も連日暴落して、四月百十圓臺に陥落
した。下期は米國財界の恐慌、銀塊の暴落、内地各地の風水害等悪材料續出し、綿業界も米棉安と需要不振に大
打撃を蒙り年末先限百七圓臺に低落した。此年三品取引所は市場振興策として、太番手取引を開始し、更に十六
番手延取引も開始したが、何れも失敗に終り、自然中止となつた。

戦後の恐慌によつて綿絲商の受けた打撃は甚大なるものがあり、四十年十二月大阪綿絲商同盟會より、紡績聯
合會に生産制限を要望した。聯合會も此希望を容れ、四十一年一月十二日より三ヶ月間、毎月五晝夜休業を實行
したが、銀塊の暴落と輸出の梗塞で、綿絲相場はなほ落潮を續けたので、四十一年三月一日以降綿絲輸出促進の

ため景品付奨励法を實行した、かくして輸出高は一時増加したが、三月辰丸事件により、南支一帯の日貨排斥により對支輸出激減、株式暴落、内需減退となり市場は益々萎縮した。之が對策として夜業全廢、休日増加、産額半減等種々の説が傳へられたが、遂に四十一年五月一日より十月末日までの六ヶ月間に於て、三ヶ月間繼續夜業を休止するか、六ヶ月間二割七分五厘休鍾することに決定した。操短を實行した五月は、相場も皮肉に百圓臺を割るに至つたが、其後株式銀塊高にて復活し、七月三品先限百十六圓臺に昂騰した。

然し棉安、銀安にて市況はまた悪化を示したので、前記操短を十一月一日より四十二年四月末日迄六ヶ月間繼續實行し、且つ輸出奨励法を變更して實行した。四十二年に入り、三品取引所は、新甫二月限より格付標準取引を實施すると共に、輸出も好轉し、操短も五月一日より更に六ヶ月間繼續に決定したため、内外の需要増大し、偶々定期市場で野村絲店の買占めが行はれ、三月初旬當限百十三圓臺から月末には、百卅九圓に激騰した。下期に入り、米棉の強調に九月先限百卅圓臺の高値を示したが、十一月以降操短七分五厘緩和と、機業家の破綻などで反落した。然し十一月の輸出高三萬四千捆に激増するに至つたので、十二月先限は百卅二圓臺に反撥した。

日露戦後沈衰の極に達した財界は、四十一年下期より漸次回復に向ひ、八月戊申詔勅の發布より人氣更新、四十二年は金融緩漫物價騰貴と財界の定石を割り、綿絲もまた大巾の浮動を示したが、概して高値に終始し、高率操短を實施せるにも拘らず綿絲生産高は著しく増加した。四十一年一月以來實施された操短は、四十三年四月を

以て撤廢されたが、年初以來、相場は棉高と輸出の好調で高値を維持した。下期に入り上海財界の恐慌、關東の風水害で七月、百十七圓に暴落したので、紡績はまた十月一日以降六ヶ月間、廿手以下の太番二割七分五厘、廿一番手以上二割の休鍾と輸出奨励を實行した。操短の結果、棉高、銀塊高の後援とにより市場は活躍し、十二月當限百五十圓臺に昂騰した。

四十四年に入り輸出は益々好調を告げ、三月には當限百六十二圓の高値を示した。十月清國革命戦亂起るや、市場は大狼狽し一舉に十五圓方の惨落となつた。偶々原棉も低落したので、十一月先限は百十七圓臺となり、綿絲商は甚大なる打撃を受けた。茲に於いて東京、大阪兩綿絲商組合より紡績聯合會に對し、操短擴張を要望したが、遂に成らず、年末に至り清國動亂も納まり、綿業界も漸次好轉した。四十五年清國再び動亂、輸出奨励金の廢止、休鍾を四晝夜休業に振替へたるにより、人氣稍沮喪したが、銀塊高、清帝退位、平和見越しに市況恢復し、六月先限百五十五圓臺に昂騰した。七月明治大帝崩御あり、國民哀愁に閉されたる折柄、北濱銀行の支拂停止、株式崩落などに不勢を告げた。其後人氣は再び好轉し、九月操短撤廢も何等の影響なく銀高、輸出好勢で、十二月百五十三圓臺を突破した。

四 好況時代（前期）

日清、日露の役から歐洲大戰迄の約廿年間の綿業界は、戦後の好況を除いては、概ね不況の裡に経過したが、この時代に於て生産設備は擴張され、廿七年の五十三萬錘から、大正二年には、二百四十一萬四千錘に増加し、綿絲の生産高は、廿九萬二千四百捆から、百五十一萬七千九百捆に激増した。かく綿絲生産高の激増は、海外販路擴張となつて現はれ、日露戦前綿絲の輸出先は、朝鮮支那に過ぎず、而も支那に於て印度綿の壓迫を受けたが遂にこれを驅逐して、印度本國にまで輸出するに至り、大正二年の輸出高は四十六萬八千七百捆に上つた。綿布に至つては、綿絲以上の躍進で、戦前僅に五六百萬圓に過ぎなかつたものが、戦後滿洲より米國綿布を驅逐、支那に於る英國綿布に肉薄し、尙進んで南洋印度方面に進出し、大正二年には三千三百萬圓に上つたが、更に大正三年歐洲大戰勃發するや、わが綿業界はいよ／＼好況時代を迎へるに至つた。

大戰中英國其他歐洲綿布輸出杜絶のため、本邦綿布がこれに代つて俄然進出し、支那市場の大部分を始め、印度瓜哇南洋諸島より遠く埃及近東方面にまで進出し、大正八年には、三億五千萬圓の巨額に上り、戦前の八倍に激増し、世界到る所に牢固たる地盤を獲得するに至つた。戦前僅に内地と支那とを顧客とせるわが綿業は、一躍世界の綿業國となつた結果、綿絲相場もまた、世界各般の材料に支配され、波瀾はいよ／＼激甚を加へた。

大正二年は初頭に銀塊安、下期に支那政情不安あり、七月百廿九圓臺に落ち、其後支那は、袁氏の大總統就任で擾亂沈靜したが印度正金銀行の破綻で、一年間を通じて沈滯、大正三年は五月に 皇太后陛下の崩御で市況軟

調を辿り、先限百九圓臺に慘落した。絲價暴落で多大の打撃を受けた綿絲商は、之が救済策として、生産制限を要請したが、結局八月一日より四晝夜休業一割休錘と決定し、形勢立直らんとする際、歐洲大戰勃發、日獨國交斷絶し市場は大恐慌となつた。折柄北濱銀行の破綻にて、市況益々險惡となり、九月には三品各限九十圓臺を告げたので、綿絲商より再び操短擴張が要望され、十二月一日より一割増加に決定せるも、大勢は挽回するに至らず、株式暴落、滯貨の山積に十二月八十五圓九五と、實に明治卅三年以來の大安値に慘落した。

大正四年に入り、戦亂に對する恐怖心も沈靜し、軍需品の需要喚起に反撥したが、偶々日支外交の行儀も、廿一ヶ條問題などに日貨排斥が起り、市況は不勢を辿つたが、八月排貨運動の終熄と共に輸出活況を呈し、偶々原棉の暴騰、財界の好轉に連れて暴騰し、十一月には、操短一部解除せるにも拘らず、十二月先限百卅圓臺を復活した。操短は大正五年一月末日限り解除されたが、相場は強調を持續してゐた。

此間、歐洲はヴェルダンの大激戦を報じ、支那は南北の抗争等あり、下期に入りて袁總統没落して商勢安定を缺きたるも、米棉稀有の凶作と、銀塊高に十一月先限百九十六圓の高値を告げた。十二月獨帝の講和提議説傳へられ株式暴落し、綿絲もまた此餘波を受けて、百六十圓迄下押したるも、財界の實體堅實のため再び好勢を告げ、大正六年二月支那政府が獨支斷交を條件に關稅改正を提議し、三月露國革命勃發して露獨休戦提議説が報ぜられ、相場は浮動した。然るに四月米國の對獨宣戰布告により原棉の昂騰を豫想され、銀塊暴騰、内外需要の旺

盛に市場は買人氣白熱化し、四月下旬二百圓突破、五月二百四十圓、六月二百七十圓、七月は一氣に三百圓の大關門を突破して、七月廿一日當限は、四百七十圓と空前の高値をつけ、市場は熱狂して亂手を振るものあり、取引所は一時賣買を休止する状態であつた。

八月八日物價調節令の内定を見るや、十七日俄然大暴落を演じ、月末には急轉直下、先限二百八十五圓に慘落した。九月一日いよいよ物價調節令發布されるや、十月には二百十六圓に崩落して破綻者續出、綿業界は大混亂に陥つた。併し七月一月より一割操短を決定したのと、米棉相場が卅一仙臺へ奔騰したので、年末には、三百圓臺を恢復し、市場は一陽來復の觀を呈した。

大正七年に入り、米棉は三月に百圓を突破するや、絲價は益々昂騰し、四月には四百圓臺に躍騰した。併し内外の需要は存外振はず、滯貨は五、六萬梱に上り、偶々米棉の作柄良好に紐育市場大瓦落となり、紡績聯合會は大番の操短繼續を決議したるも利かず、六月先限二百九十五圓に崩落した。其後米騒動勃發などあり、一昂一低の裡に經過したが、印度輸出の好轉と原棉の反撥で、八月には先限四百十九圓臺に進み、更に米棉配給、輸出制限説、印棉管理説等で一層買氣を煽り、九月には先限四百廿四圓臺に昂騰、十月洪牙利の單獨休戦より塊國の講和提議、獨帝退位氣運濃厚となるや株式の悪化と相俟つて慘落、十一月休戦條約成立後更に低落して十二月先限二百八十八圓臺に暴落したが、平和後の好況を豫想して、年末は人氣一轉して、三百四十圓臺に昂進した。

大正八年は初頭軟調を示したが、二月より騰勢に轉じ、その間日貨排斥支那關稅引上げ、獨逸講和條件拒絕等の弱材料を無視して、逐月暴騰、七月五百廿圓の高値をつけた。而して政府の物價調節、通貨收縮説などに、その後大中の浮動を繰返したが、銀塊の暴騰と調節令の不實行に十月には、六百廿四圓の大高値を現し、人氣は沸騰した。政府は大阪綿絲商に就き、暴利取締令違反の有無を調査したり、綿絲を輸出特許品中に加へたり、相場暴騰を押へるに努めたが、市場は皮肉に投機思惑益々旺盛、一年乃至一年半の長期先物の賣買が行はれる程の熱狂振りとなつた。十一月十七日、三品當限七百廿七圓八と、空前の新高値をつけ、先限との鞘は百圓の大逆鞘を示した。現物は紫鳳八十手二千四百廿圓、大鳥四十手千五百廿圓、富士廿手七百六十圓に激騰し綿業界は百花燎亂の黄金時代を出現した。

大正九年初頭は財界未だ活況を持續し、二月銀塊八十九片半と、空前の高値に躍騰せると米棉の續騰に、三月發會の綿絲は當限七百圓に昂進し、猶綿業界の絢爛を誇つたのである。

五 好況時代 (後期)

騰貴の後には低落の來るのは經濟界の定期である。先づ好景氣の夢は株式界より破れ、綿絲も期近より崩れ、四月十二日以後大慘落市場は大混亂に陥つた。十五日より三日間、三品取引所の休會も、恐怖人氣を緩和す

るに至らず、四月廿六日當限三百九十圓に崩落した。相場暴落の爲め、綿絲商は高値買付品の値下りと、約定品の受渡不能、代金回収困難にて非常なる苦境に陥り、何等かの救済策を講ぜざれば、綿絲商は全滅の悲運に遭遇するので、全國の綿絲商は聯合會に對し操短を要請した。この結果、紡績は五月十日より一ヶ月間六晝夜休業することに決定したが、頽勢は最早挽回するに由なく、五月十二日當限は三百九圓臺に落ち、市場は一層險惡となつた。

爰に大阪綿絲商同盟會及び輸出綿絲布同業會協議の結果、五、六月限約定品の總解合をなし、其の解合尻たる手持品を收容するシンヂケート(輸出組合)を組織する案を立て、紡績聯合會の贊同と銀行團の融資とを求めた。かくして大阪綿絲シンヂケート成立後の一般財界は、横濱七十四銀行の破綻、茂木系事業の倒壊、株式、商品の暴落にて益々混沌たる情勢を呈し、綿絲は滯貨激増、米棉、銀塊の暴落にて當限三百六十圓に惨落した。このため再び當業者間に操短を要求する聲昂まり、聯合會は六月十五日以降六ヶ月間三割操短を決議した。大阪に次いで東京に於ても、同様の善後處置を講じたが、これは焦眉の急を救済せるのみで、當時一年以上、約二百萬圓の先約定が行はれてゐたので、根本的解決策として、先約品全部の總解合を斷行することになり、七月以降綿絲仲間賣買の總解合をなすことに決定した。七月に入るや市況も稍落付き、當限は三百五十八圓に回復したが、綿絲布の滯貨は、卅萬圓に達し、原棉、銀塊暴落などに形勢は再び悪化したので、聯合會は八月十五日以降四ヶ月間

更に一割を加へ四割操短を決定した。

併し乍ら一般財界の不況と米棉の暴落で、絲價は落調を續け、十月先限二百十八圓に惨落した。綿絲商は解合値合金の支拂、紡績との約定履行、シ團損失の負擔等巨額の債務を負ひ、窮狀甚だしく、市場の痛たるシ團所有荷物の急速なる處分を必要とし、十月廿二日第一回の入札をなし、前後七回の入札にて、約四萬四千圓を處分し、殘餘五萬圓のうち四萬圓は會社が各自の製品を買戻し、其他は競賣により年内に全部を處分した。かくして、綿業界空前の大混亂を來した大正九年を終つたが、顧れば實に波瀾重疊の一年であつた。

混亂の九年を送り、十年の新春を迎へるも、綿絲界は銀安、棉安と滯貨の壓迫で不勢を續け、三月三品百七十圓に低落し、操短も六月十五日以降更に六ヶ月間繼續することに決定した。此間財界の整理も進捗して好轉したので、綿絲も九月には三百圓を回復し、十二月十五日期限満了と共に、操短は撤廢することに決定したが、在荷拂底と米棉高で、十月當限三百卅三圓と昂騰した。併し其後銀安、米棉安にて形勢また逆轉、十一月三品先限二百廿圓臺に低落した。

十一年は輸出不振と財界の沈衰で低迷したが、五月は輸出の意外の好調と棉高、銀高で好轉し、六月三品當限二百七十八圓に昂騰、下期は輸出の激減と政府の緊縮政策に不勢を辿り、生産増加と相俟つて供給過剩に陥り、十月百九十圓臺に陥落した。十二年に入るも、業界の不安はなほ解消せず、原棉の暴騰に對し綿絲は低調を續け

たので、聯合會は五月十五日より深夜業廢止に至る迄、一ヶ月四晝夜休業、一日晝夜十時間運轉の操業基準統一を決議した。該決議は、所謂紳士協約であつたので、效果なく生産高は増加し日貨排斥は旅大回收問題に端を發

第二表 三品綿絲先限相場(單位圓)

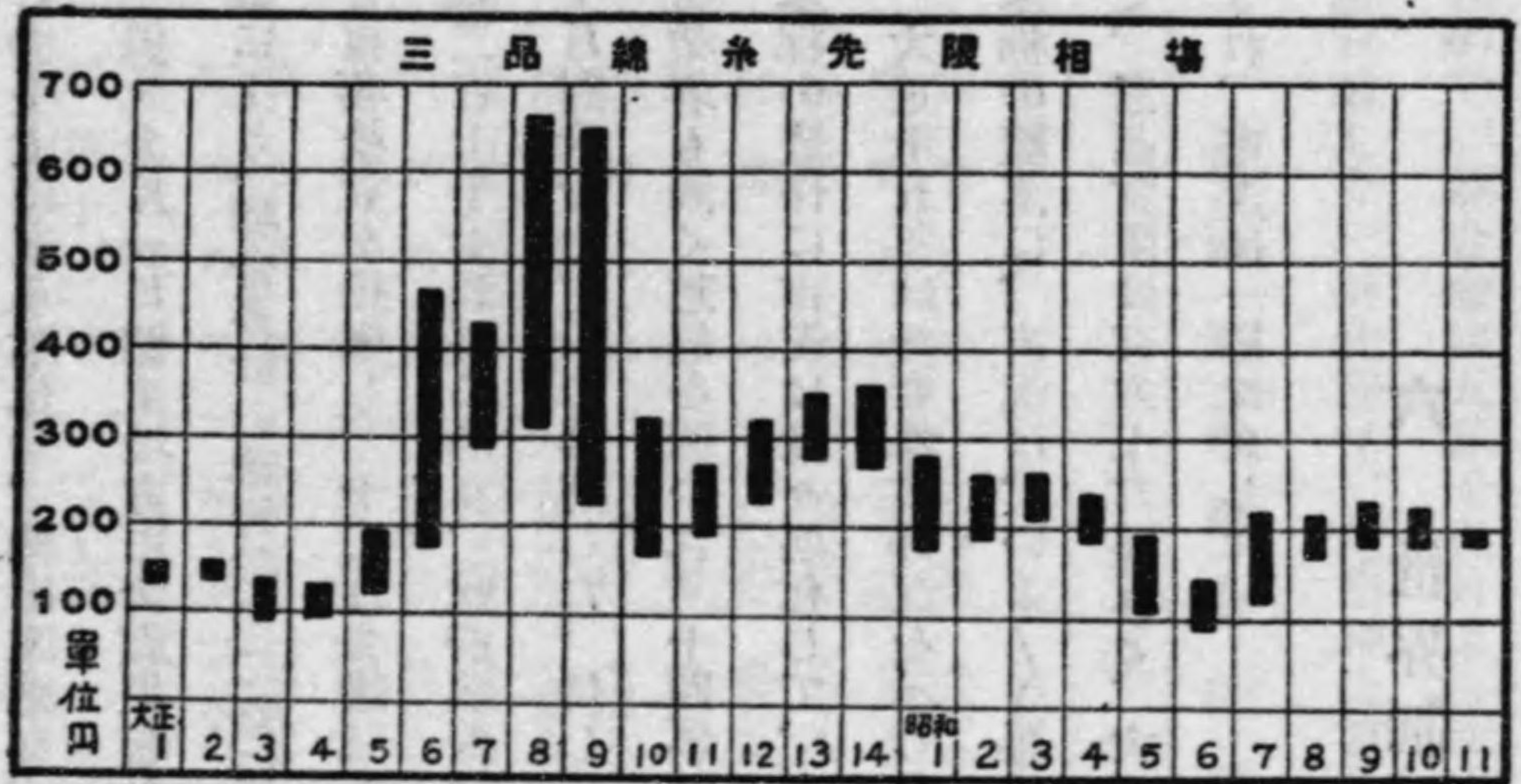
年次	最高	最低	年次	最高	最低	年次	最高	最低
明治廿七年	九六・八〇	八〇・〇〇	同四十二年	一三三・一〇	一〇五・三〇	同十三年	三三三・八〇	二七三・三〇
同廿八年	一〇三・五五	八三・〇〇	同四十三年	一四九・五〇	一二七・五〇	同十四年	三〇〇・〇〇	二六三・〇〇
同廿九年	一〇〇・七五	八六・〇〇	同四十四年	一五六・三〇	一二七・〇〇	昭和元年	二八三・九〇	一七三・一〇
同卅一年	一〇八・三〇	八〇・〇〇	大正元年	一五三・三〇	一二三・三〇	同二年	三六〇・九〇	一九〇・五〇
同卅二年	九六・六〇	七四・五〇	同二年	一五三・八〇	一二九・〇五	同三年	三三九・五〇	二〇六・九〇
同卅三年	九七・四〇	七四・七〇	同三年	一五三・四〇	九〇・〇五	同四年	三〇〇・三〇	一八九・五〇
同卅四年	一一五・四〇	七七・〇〇	同四年	一三〇・五〇	九八・六五	同五年	一五三・〇〇	一〇五・〇〇
同卅五年	一〇九・三〇	八六・五五	同五年	一九六・三〇	一二三・九五	同六年	一四四・三〇	九三・〇〇
同卅六年	一一〇・九五	八一・〇〇	同六年	四六五・〇〇	一六八・九五	同七年	二四四・九〇	一一六・〇〇
同卅七年	一一三・〇〇	九三・〇〇	同七年	四三四・九〇	二八八・〇〇	同八年	二二二・八〇	一六八・一〇
同卅八年	一一六・〇〇	一〇三・五五	同八年	六六九・〇〇	三〇九・五〇	同九年	三三七・八〇	一八三・一〇
同卅九年	一二三・七五	一〇四・七〇	同九年	六四九・一〇	三二一・〇〇	同十年	三三三・三〇	一八一・七〇
同四十年	一四三・七五	一二九・〇〇	同十年	三三四・〇〇	一七三・三〇	同十一年(六月末)	三〇〇・〇〇	一八五・七〇
同四十一年	一四七・九五	一〇七・五〇	同十一年	二七〇・〇〇	一九一・六〇			
	一九・八〇	九・九五		三三三・四〇	三三・一〇			

して全支に互り激化し、輸出激減し、市況益々軟化し、八月先限二百廿七圓に低落した。

偶々九月一日關東地方に大震災起り、紡績も甚大なる被害を受けたが、被害紡機は九十萬錘、織機は五千八百臺に上り、聯合各社の總錘數の二割に當る大損失を蒙つた。財界も一時混亂の止むなきに至つたが、十月より棉高と復興景氣を招來し、十二月先限三百十三圓を示現した。十三年は貿易の大逆調に財界は悪化し、綿絲も六月先物二百七十七圓臺に陥り、政府は入超緩和のため國產獎勵、贅澤品の十割關稅を實行したが、爲替は落調を辿り十月對米卅七ドルに慘落した。併しこの爲替安により輸出激増し、十二月三品當限は、三百九十五圓九を告げ、當業者も漸く愁眉を開いた。十四年初頭は續いて強調を示したが、生産増加と爲替の恢復で輸出減退し、その後米棉の豐作に市況は益々悪化して、十二月三品先限は二百六十三圓と年初より百圓方低落した。

大正十五年は新春株式好況を示したるも、綿業界は爲替高と内外需要不振、加之生産は激増し、更に銀塊及び米棉の續落に、市況は、いよく悪化し、米棉の十二月最終豫想が一千八百六十一萬八千俵と發表されるに及んで、三品當限は百六十六圓五と、大正十年來の安値に慘落し、折柄十二月廿五日大正天皇崩御に、舉國憂愁に閉され、市況は一層沈衰した。

六 世界制覇時代



歐洲戦後の好況に、設備を擴充し、内容を一新したわが綿業は、その後の不況時代に際しても、深夜業廢止に備へて増鍾に努め、偶々世界的恐慌の襲來に際して、金本位制の離脱から爲替相場の暴落に乗じ、邦品は決河の勢で海外市場に進出し、到るところで英國品と競争するに至つたが、遂にこれを壓倒して、綿業の世界制覇を完成、据付鍾数は待望の一千萬鍾を超へ、生産高は月額三十萬捆に達するに至つた。併し國際關係は益々複雑となり、内政また安定を缺き、大事變踵出に綿業界もまた波瀾に富み、端睨すべからざるものがある。

諒闇の裡に昭和二年を迎へた綿業界は、何等好轉を見ず、三月十四日東京渡邊銀行の破綻に端を發したる金融恐慌に、財界は混亂に陥り、綿絲取引所は二十二日より五月十三日迄休業した。紡績聯合會は五月一日より六ヶ月間、一割五分休鍾の操短を決議し、約定品引取猶豫を承認し、綿絲布業者の便宜を圖つた、かくてモラトリアム中は、商談全く杜絶したが、財界の安定と爲替安に市況は漸次回復、九月には減産と米棉高で三品先限二

百四十七圓に上進した。其後支那は内亂相次ぎ、山東出兵説、日貨排斥等に需給關係は悪化し、聯合會は十一月十五日より操短率を二割三分に擴張したが、市況はなほ低迷やまず、昭和三年に入り、對支輸出の増加と、在荷の減少で市況硬化し、七月三品先限二百五十九圓五の高値に上進したが、偶々濟南事件を動機に支那全土の執拗なる排貨に大打撃を受け、加ふるに深夜業廢止を明年に控へて設備増加し、生産も著増し、市況は、また軟調を呈した。

昭和四年は金解禁論の流行と爲替高に、沈滯の上期を經過し、七月に入り民政黨内閣成るや、事業緊縮を宣傳し、明年一月十一日を期して金解禁を實施する旨を發布したので、綿業界は漸衰傾向を辿り、偶々永遠の繁榮を謳はれた米國は、十月株式暴落、これに連れて米棉また惨落し一方爲替の昂騰、銀塊暴落、輸出梗塞、逐月の増産等々悪材料山積し十一月三品先限は百八十九圓臺に惨落した。昭和五年二月十五日以降一割七分二厘の操短を實行したが、一月十一日、金解禁後の財界は極度に悪化し、偶々印度の綿布關稅引上げが發表されて、綿業界は意氣鎖沈、株安、銀塊安、爲替暴騰、支那内亂再發、輸出梗塞等悪材料續出し、聯合會も六月十六日以降第二次操短二割七分二厘を實行するも實勢の不良は如何ともすべからず、六月三品先限は、九十七圓と不安と恐怖に市場は慘憺たる状態となつた。

然し下期を迎へてからは人氣一轉し、銀高旁々輸出も回復し、米棉が九仙臺に低落したにも拘らず、十月一日

以降の第四次三割四分厘の高率操短に、相場は昂進、十一月三品當限百四十七圓臺となり、上半期とは形勢全く一變した。かく徹底的減産の結果、昭和六年に入るも品薄は緩和されず、四月以降三分六厘の操短緩和も反響なく三月下旬三品當限百六十五圓に昂騰した。この間世界的恐慌は益々深化し株式、生絲は低落し銀塊は十二仙と有史以來の安値を告げ、輸出減退、米棉續落で絲價も再び落調に轉じ、フーバー大統領の國際モラトリアム案も一時的の反響に止まり、八月米棉收穫豫想大增收に絲價は慘落した。

九月十八日滿洲事變勃發、次いで廿一日、英國の金本位制停止に財界混亂、三品當限は八十五圓一と崩落恐怖人氣を現出した。更に九月一日より、インドは第二次差別關稅を實施するに至つて、紡績は十一月以降操短五分八厘を擴張し三割一分四厘としたが、財界は正貨の激減と共に收縮し、絲價は九十圓臺に低迷した。十二月十三日、犬養内閣成立し再禁止が發表されるや、財界の情勢一變して、綿絲相場も狂奔的相場を演出、三品先限百四十一圓九と沸騰した。政友會の積極政策と爲替安に好轉せる綿絲は、昭和七年に入り、益々昂騰したが、米棉の暴落に次いで五月十五日、犬養首相の凶變に財界に非常なる衝擊を與へ、米棉の四仙臺出現と共に、絲價は六月百十六圓九に崩落した。

併し政府の積極的救濟策と輸出の好轉、米棉の反撥に絲價は再び立直り、十月以降の操短五分擴張の三割六分四厘の決定と、爲替安に人氣沸騰し、八月三品先限二百十四圓九と昭和四年以來の高値を現出した。九月は米棉

增收と印度の五割關稅實施で奔落したが、秋季需要期を迎へて品不足を告げて、また／＼反撥し、その後米棉安明年の操短八分八厘緩和、爲替廿ドル臺、綿布輸出激増等強弱材料輻輳したが、荷動き活潑に相場は強調を保つた。昭和八年は前年の好況を受けて年初好調を示したが、二、三月は國際聯盟脫退、米國金融恐慌で慘落を見たが、四、六月は、印棉不買問題勃發せるにも拘らず、強調を保ち、九月の減産期には期近から爆發高となり、當先五六十圓方の大逆轉を示した。併し、十一月の生産廿八萬捆の新記録を一轉機として、不自然相場は訂正されるに至つた。

九年は引續き反動相場が続き、一月百八十二圓一の安値を告げたが、八月には米棉の大減收に猛反撥し、二百廿七圓八の高値を示し、稀らしく平穩の年を過し、翌十年は、原棉の強調に高値を持続したが、三月、米國政府の産棉制限放棄説に暴落、次いで八月には米棉九仙融資説が報道され、百八十圓臺に慘落したが、米棉第二回收穫豫想の強氣的に漸次恢復に向ひ、伊エ戦争などに強調を持続したが、實勢不振と米棉安に、年末は閑散化した。

十一年は、各國の關稅障壁はいよ／＼高められ、年初來、輸出悲觀に軟調を辿つたが、二月廿六日の東京事變勃發に財界は混亂、取引所も四日間立會休止の餘儀なきに至つた。翌三月の發會は投物山積し、百八十圓臺に慘落したが、其後米棉の強調に漸次立直り、七月の米棉植付反別が豫想以上に減少したので、二百圓臺に擡頭好調を示してゐた。

第三表 明治元年以

年次	會社數	錠數(千錠)	織機(千臺)	生産(千捆)	綿絲輸入(千捆)	綿布輸入額(千圓)
明治元年	1	5		1	12	2,543
同 二 年	1	5		1	19	2,623
同 三 年	1	5		1	28	2,982
同 四 年	2	7		1	26	5,525
同 五 年	3	8		2	43	4,888
同 六 年	3	8		2	31	5,609
同 七 年	3	8		2	34	5,404
同 八 年	3	8		2	44	5,045
同 九 年	3	8		2	49	4,908
同 十 年	3	8		2	50	4,195
同 十 一 年	3	8		2	91	5,007
同 十 二 年	4	10		2	78	5,831
同 十 三 年	5	12		3	95	5,522
同 十 四 年	7	16		4	92	5,044
同 十 五 年	13	28		7	84	4,219
同 十 六 年	16	43		11	(綿絲輸出) 62	(綿布輸出) 104
同 十 七 年	19	49		13	—	177
同 十 八 年	22	59		15	—	231
同 十 九 年	22	71		15	—	170
同 廿 年	21	76		23	—	153
同 廿 一 年	24	116		31	—	147
同 廿 二 年	28	215		67	—	173
同 廿 三 年	30	277		104	—	243
同 廿 四 年	36	353		144	—	544
同 廿 五 年	39	385		204	—	1,109
同 廿 六 年	40	381		214	—	1,861
同 廿 七 年	45	530		292	11	2,315
同 廿 八 年	47	580		366	11	2,224
同 廿 九 年	61	757	1	401	43	2,512
同 卅 年	65	970	2	511	140	2,597
同 卅 一 年	74	1,146	2	644	229	3,910
同 卅 二 年	78	1,189	2	757	341	5,723
同 卅 三 年	79	1,135	3	645	208	5,461
同 卅 四 年	66	1,181	3	660	209	

第四章 綿

絲

四八三

來綿業統計

年次	會社數	錠數(千錠)	織機(千臺)	生産(千捆)	綿絲輸出(千捆)	綿布輸出額(千圓)
同卅五年	56	1,246	4	770	197	5,998
同卅六年	54	1,379	4	801	307	6,875
同卅七年	49	1,349	5	695	257	7,743
同卅八年	49	1,426	8	905	267	11,492
同卅九年	47	1,472	9	945	267	15,619
同四十年	42	1,540	9	983	226	16,344
同四十一年	36	1,795	11	878	167	14,611
同四十二年	31	1,954	13	1,025	258	17,672
同四十三年	36	2,099	17	1,134	347	20,462
同四十四年	34	2,170	20	1,129	285	19,679
大正元年	41	2,176	21	1,352	374	25,761
同 二 年	44	2,414	24	1,517	468	33,605
同 三 年	42	2,657	25	1,666	569	43,403
同 四 年	41	2,807	30	1,700	573	48,493
同 五 年	40	2,875	31	1,925	547	73,173
同 六 年	43	3,060	36	1,923	470	148,108
同 七 年	43	3,227	40	1,803	421	268,640
同 八 年	54	3,488	44	1,920	230	351,195
同 九 年	56	3,813	50	1,816	304	352,173
同 十 年	61	4,161	54	1,811	292	221,045
同 十 一 年	64	4,517	60	2,228	394	244,032
同 十 二 年	60	4,197	61	2,171	248	259,479
同 十 三 年	56	4,870	64	2,072	270	354,937
同 十 四 年	64	5,447	73	2,436	310	472,357
昭和元年	64	5,679	77	2,607	205	448,720
同 二 年	64	6,116	78	2,530	117	418,578
同 三 年	70	6,467	81	2,451	71	390,702
同 四 年	70	6,836	77	2,792	67	412,706
同 五 年	74	7,214	79	2,524	59	272,116
同 六 年	72	7,535	77	2,567	31	198,731
同 七 年	71	7,964	79	2,810	89	288,712
同 八 年	60	8,525	83	3,099	48	382,090
同 九 年	62	9,325	87	3,472	64	490,622
同 十 年	62	10,262	88	3,560	96	491,458

第三篇 市

場

四八二

第五章 人

絹

(第二篇第九章「人造絹絲」並第十章「羊毛」中三(ステープル・ファイバーの躍進)参照)

一 創設時代より大正末期迄

人絹は新興製品として、近年わが産業界の花形となつてゐるが、その歴史は相當長い。人絹絲が本邦に初めて紹介されたのは、明治卅五、六年頃、神戸の謙信洋行の手によつてされたが、次いで、明治卅六、七年頃播州網干町に、セルロイド製造工場が建設され、やがて金子直吉氏によつて、資本金三百萬圓の日本セルロイド人造絹絲株式會社が設立されたのが、本邦人絹會社の始である。當時はなほ、硝化綿式人絹であつたが、明治四十年頃東京本所の東京レザー合資會社に於て、ヴィスコースの研究に先鞭がつけられ、明治四十二年東工業株式會社と合併するに及んで、漸く人絹製造に曙光が認められ、大正五年四月、米澤に於て、國産の人絹が初めて製造されたのである。

爾來廿年、當業者の研鑽により今日の盛大を迎へ、いまや、生産高は米國に次いで世界第二位、製品の販路は綿絲布の跡を追ひ全世界に跨り、國際貿易に寄與するところ頗る大である。

過去廿有餘年の歴史を有する人絹市價の變遷、もまた波瀾曲折、人絹業そのもの、消長をよく反映してゐる。

而して人絹相場の建て方から業界の歴史を見れば、大正の初期より大正十五年頃までを、定價販賣時代と稱すべく、伊太利絲の投資が開始された大正十五年より、昭和七年福井に人絹清算市場が開設されるまでを成行相場時代、昭和七年より今日に至る時代を公定相場の時代といふことが出来るであらう。大正十一年中頃までは絲價も混沌として、全然相對の相場であつた。この時期には、格付もデニール別も確定してゐなかつた時代で、また人絹の生産高も第一表に見る如く、大正七年僅に十萬ポンド、十五年に至つて五百萬ポンドと、現在の月額の四分の一にも足りぬ状態である。相場もまた第二表の如く驚くべき高値を維持してゐた。

第一表 人絹生産高(單位封度)

大正七年	100,000
同八年	140,000
同九年	200,000
同十年	250,000
同十一年	527,000
同十二年	780,000
同十三年	1,363,000
同十四年	3,200,000
昭和元年	5,000,000
同二年	10,500,000

第二表 人絹相場 (單位圓)

大正六年	450
同七年一月	500
同八年六月	750
同八年十月	950
同八年十二月	1,000
同九年三月	1,100
同九年四月	900
同九年五月	700
同九年八月	550
同十年三月	450
同十年六月	375
同十年十二月	380

右は某商店の商人よりの買付値段であるが、六年七年は二百、二百五十デニールの込み、八年以降はA格二百デニールの相場であるから、現今の相場と比較すると、まさに今昔の感に堪へぬものがある。かくするうちに生産高は増加し、取引また活況を告げるに至つて、會社の定價値段も漸次引下

第三表 帯人百五B格の定價 (單位圓)

大正十一年	六月一日	510.0
同	七月七日	550.0
同	十二月一日	500.0
大正十二年	四月一日	500.0
同	六月一日	480.0
同	七月十日	450.0
同	八月十五日	400.0
同	九月二十七日	420.0
同	十一月一日	430.0
大正十三年	四月一日	400.0
同	五月一日	410.5
同	七月一日	350.5
同	八月七日	360.5
大正十五年	七月一日	360.0
同	九月一日	300.0
同	九月十五日	280.0
同	九月二十五日	240.5
同	十月一日	230.0
同	十二月一日	220.0

げられるに至つた。

二 昭和時代

而して大正十五年末より伊太利品のダ
ンピングが行はれて、市價に動搖を起し
會社の定價販賣も不可能となつてきたの
で、茲に獨占相場時代は去つて、成行相
場時代を迎へるに至つたのである。

第四表 帯人百五B當月物 (兩毛相場單位圓)

昭和二年		
月次	最高	最低
一月	246.0	222.0
二月	255.0	248.0
三月	285.0	260.0
四月	288.0	274.0
五月	270.0	262.0
六月	267.0	262.0
七月	262.0	243.0
八月	247.0	235.0
九月	238.0	220.0
十月	220.0	215.0
十一月	237.0	214.0
十二月	240.0	235.0
昭和三年		
月次	最高	最低
一月	275.0	248.0
二月	280.0	265.0
三月	262.0	235.0
四月	237.0	218.0
五月	227.0	212.0
六月	212.0	204.0
七月	223.0	204.0
八月	224.0	218.0
九月	221.0	220.0
十月	224.0	222.0
十一月	223.0	219.0
十二月	220.0	211.0

大正十五年の伊太利品ダンピングに、漸くその緒についたばかりの人絹會社は悲鳴をあげるに至つた。そこで政府は直ちに百ポンド當り、九十三圓七十五錢の保護關稅を設定したので、昭和二年の相場は安定を示した。翌三年も年初の二百八十圓から、年末には二百十圓臺に低落したが、それでもなほ二百圓臺を保つてゐた。

第五表 帯人岩國百二C當月物 (單位圓)

高低 月次	昭和四年		昭和五年	
	最高	最低	最高	最低
一月	248.0	240.0	178.0	145.0
二月	241.0	237.0	201.0	163.0
三月	245.0	237.0	191.0	171.0
四月	253.0	241.0	210.0	184.0
五月	241.0	227.0	197.0	160.0
六月	230.0	225.0	160.0	110.0
七月	228.0	208.0	130.0	98.0
八月	221.0	208.0	137.0	106.0
九月	210.0	197.0	163.0	129.0
十月	197.0	135.0	145.0	127.0
十一月	143.0	130.0	136.0	120.0
十二月	180.0	130.0	144.0	138.0

ところが昭和四年に至り生産過剩の聲高まり。市況は軟勢を辿り、四月に入り金解禁問題が論議されて人氣よく萎縮、七月内閣の更迭と共に、悪材料續出、年末には百三十圓臺に下落するに至つた。茲に聯合會も對策を講ずることとなり、十二月より六ヶ月間一割操短、並に義務輸出を決定したので、人氣は安定し、相場も向上し、昭和五年には二百圓臺に反撥したが、七月インド市場混亂の爲め九十八圓臺といふ未曾有の安値を示現した。聯合會は再び七月以降三ヶ月間、二割操短及び義務輸出を決議し、十月に至り更に三ヶ月繼續することにな

つて、市況は漸く引締つた。

第六表 帯人百二C福井現物 (單位圓)

月次	昭和六年		昭和七年	
	最高	最低	最高	最低
一月	135.0	118.0	102.0	82.0
二月	138.0	119.0	102.5	88.5
三月	185.0	116.0	101.5	92.5
四月	144.0	121.0	92.0	76.5
五月	124.0	101.0	86.0	73.5
六月	127.0	97.5	89.0	72.0
七月	140.0	116.0	120.0	80.5
八月	115.0	105.5	157.0	97.0
九月	110.0	89.0	150.0	118.0
十月	88.0	75.5	191.0	136.0
十一月	79.5	72.5	215.0	159.0
十二月	103.0	65.0	250.0	175.0

第七表 本邦人絹産高 (單位百ポンド)

年次	産額
昭和七年	643,824.4
同八年	904,285.3
同九年	1,250,289.2
同十年	2,010,315.7
同十一年	1,405,029.1/4
前年同期	922,941.0

第八表 福井清算年別高低 (單位圓)

年次	年初	高値	安値	年末
昭和七年	82.0	203.9	67.8	203.9
同八年	145.1	145.1	76.9	86.3
同九年	95.1	101.9	78.3	83.1
同十年	81.1	81.1	54.4	60.4
同十一年 (上期中)	55.2	63.3	51.7	55.1

昭和六年八月の英國金本位停止並に印度關稅引上げは、六十五圓といふ空前の安値を示現したが、同年十二月金再禁止、並に積極政策を謳歌し、爲替安による輸出の好況と共に、七年末には二百五十圓の高値を示現した。

併しこの爲替安により、輸出景氣に乗じて既設會社の増設、新設會社の創立相踵き、生産高が左の如く加速度的に増加を示したので、俄然供給過剩に陥り、聯合會は昭和十年七月一日より操短一割、義務輸出一割の生産制限を実施したが、效果乏しく、人絹絲價は九年四月、福井先限二百一圓九を高値に漸落し、十年七月には五十四圓四となつた。十月には伊エ紛争で反撥したが高値は續かず、昭和十一年三月には五十一圓七と空前の安値に陥つた。其後アウトサイダーを聯合會に加盟せしめ、業界の統制完壁期を待たされ、市は漸く安定して今日に至つてゐる。

第六章 砂

(第二篇第十五章「製糖」参照)

一 砂糖市場の發達

砂糖の不規則な渡來、即ち足利時代の支那交易流行によつて、貿易品として多少共輸入されたのは堺であつたが、正式の砂糖貿易市場としては長崎であつた。それはこの地に外國の商館が集つてから、自然正式な市場の成立を促したからである。

長崎の官市といふものは、唐及和蘭來船の品物を、商人會といふものがあつて、買入より入札を以て買取り、

之を堺の間屋に回漕する事になつてゐたものである。故に之を官市と稱へたのである。砂糖は官市の重要な商品であつたが、然しそのみではなく、薬種、砂糖、銕丹、藤此等もあつた。

大阪に於ける砂糖商組合の起源は豊臣氏の末、和蘭支那等の諸國と互に通商を開き、外糖の當市に輸入せられた頃に組織せられたものと思はれる。而して組合中最も舊いものを戒講と唱へ、次で大黒講、三社講成立し、この三講を合せて大仲間と言つた。また天明年間戒講、大黒講、三社講は大阪町奉行の命令に基き三組各々改役を選舉し、又年行司月行司を定め、改役は商品の検査を擔當し、年行司、月行司は組合取引一年二期の總會其他百般の事務を整理執掌し、輸入砂糖の取引に關しては戒講、大黒講の二講當番非番を定め、隔年に行司をして之に従事せしめた。之を買出行司と言つた。降つて文化年間、和製砂糖の輸入高漸次増加するに及び、戒講より長久講大黒講より榮壽講、三社講より榮壽講なる三講を組織し、和製砂糖取引に従事する組合を形成した。

慶應三年神戸開港以後は、外國糖は總て支那商館の手により取扱はるゝやうになり、支那商人は仲立人の手を経て砂糖仲買商に賣捌いた。和製糖の取引は、幕政時代大阪市に於ては黒砂糖と和製糖は區別されてゐた。黒糖は島津藩のものに限られてゐた。島津藩の黒糖は、島津家より特に指定せられたる一種の鹿兒島商人の手により大阪へ輸入を扱つたものである。島津家以外の砂糖は、生産地を領する國主大名が和製砂糖荷學問屋中の數人を選定し、自領に於て産出する砂糖の販賣を取扱はしめた。

江戸砂糖組合の起源は、大阪より遅れてゐることは明白であるが、寛政七年に組織された住吉講以前のものは不幸にも記録がない。元來砂糖は薬種問屋が取扱つてゐたのであるが、寛政の頃砂糖の需要増加と共に、薬種商の手を離れた。この住吉講は途中衰微消滅したが、太々講といふのが最後迄繼續し、組合解散まで續いた。

大阪糖業組合は明治三年組合解散を命ぜられ、明治十八年に府令達を以て再び組合の組織を命ぜられ、府下一圓を抱合してゐるが、卅一年組合の區域を大阪市四區に縮少した。明治四十二年十二月十五日、阪神間の砂糖商有志廿八名が相謀つて、阪神糖業組合が組織せられた。これは大正十二年現在の大阪糖業組合と改稱した。東京砂糖組合は、明治五年二月東京府が東京砂糖商に對して仲間組合組織を命令したので、爰に東京問屋組合が組織された。

砂糖市場の發達は、前述の如く非常に古き歴史を有するが、取引が旺盛となつたのは、鐵道の便備はりて消費の途開け、外國砂糖の輸入も亦漸次増加するに至つた明治廿四、五年頃である。日本内地の需要の高が激増し、臺灣の生産高も又之に伴ふて増加するに至り、砂糖の取引は層一層振興され、先取引も亦盛んになり、四ヶ月、六ヶ月の長期のものさへ行はれるやうになつた。この取引保證機關として設立されたのが、東西砂糖取引所である。これについては後に述べることとする。

砂糖市場のうち最も大きな京濱、大阪、名古屋、下ノ關、函館、小樽を六大市場と稱して、これが配給市場の

第一表 東京砂糖取引所營業成績 (昭和三年十二月一日開業)

年次	出來高(片方)	代 金 (片方)	摘 要
昭和三年	366,600	6,257,856.00	十二月、一ヶ月分
同 四年	5,006,600	96,292,862.00	
同 五年	2,998,600	44,848,804.50	
同 六年	2,536,700	33,449,157.00	
同 七年	3,930,500	68,042,091.00	
同 八年	3,903,300	77,089,435.50	
同 九年	3,115,600	54,002,562.00	
同 十年	3,455,500	62,510,836.50	
同 十一年	3,726,700	70,421,247.00	一月ヨリ七月マテノ分

核心をなしてゐる。会社はこのほか四日市、坂出、広島、神戸、三池青森、新潟、留萌、伏木、鹽釜、鹿兒島、船川、清水、長崎等に移入場を設けて、砂糖の配給を圓滑ならしめてゐる。

生産される砂糖は、産糖協定によつて秩序を保つて來たことは既述したところであるが、昭和三年精糖、耕地白糖の共同販賣機關を設立したが、成績良好ならず、間もなく解散となつた。

砂糖取引所は遠く明治廿五年大阪に、廿六年東京に何れも株式組織で設立されたが、何れもその時期にあらざるか閉鎖されてしまつた。大阪砂糖取引所の開設は、大正十四年十二月、東京砂糖取引所は昭和三年十二月である。何れも會員組織であつて、名古屋綿絲布取引所と共に、わが國に於ける會員組織による模範取引所と稱せられてゐる。第一表は東京砂糖取引所の營業成績である。

二 砂糖の輸入關稅、消費稅及糖價

わが國より砂糖輸出の行はれたのは政府の統計によると明治卅五年以後となつてゐる。品種は、臺灣はともかくとして、内地からは精糖と氷糖のみである。輸出先は支那であつて、鈴木商店の手で、約千擔を上海に試賣したのが最初である。氷糖の輸出は僅少なものであつたが、精糖は非常なる増加を示した。即ち内地は、明治四十四年七十七萬二千五百一十一擔であつたのが、大正元年には九十萬八千八百五十二擔と増加し、昭和元年には三百六萬三千八十七擔に激増し昭和十年には二百七十六萬四千四百十八擔、日本全土では四百卅六萬九千二百六十六擔となつてゐる。

砂糖輸入は内地明治八年七十四萬八千擔であつたのが、卅四年には四百九十五萬四千擔と激増し、昭和四年には三百七十九萬五千擔となり、昭和十年には二百卅四萬千八百四十一擔、日本全土に於ては二百六十五萬五千六十一擔となつてゐる。仕出地は爪哇、比律賓、香港、支那、米國、玖瑪、其他である。昭和四年以前に於ては、輸入高は輸出高の約倍數に達したものであるが、昭和四年には同額となり、それ以來臺灣の増産で輸出の激増を見て、日本全土では輸出は遙かに輸入を凌駕した。

安政五年、英米佛露蘭五ヶ國と修好通商條約を締結した際該條約に、貿易章程なるものを附し、輸出入品に對し、適用すべき稅制を定めた。これがわが國輸入稅の濫觴である。この稅率によれば砂糖は從價二割であつた。其後慶應二年五月、英米佛蘭の四國と條約を改訂するに當り、改正せられて稅率從價五分を標準とすることになつ

た。明治卅二年には關稅定率法が實施され、國定稅率の外協定稅率が、設定されてゐる。これは條約が改訂出來なかつた爲め、便法的に制定されたものである。四十四年七月、獨立關稅實施以來協定稅率は廢されて一本となり、臺灣粗糖は三圓十錢、廿一號以上の精白糖は四圓六十五錢に改められた。昭和二年再び改正あり、粗糖は廿二號未滿三圓九十五錢、精糖は五圓卅三錢と改正、更に昭和七年同價の下落によつて、從量稅附加稅三割五分増徴されることになり、今日に及んでゐる。

消費稅は、卅四年十月より實施されたもので、卅七年日露戰爭財源獲得の必要に依り、非常特別稅を定め、四十年よりは日露戰役後の財政整理の爲め更に稅率を引上げた。これは更に昭和七年軍備縮少により負擔輕減して減稅されてゐる。現行稅率を挙げれば、第一種糖甲樽入黑糖九十錢、乙樽入白下糖一圓八十錢、丙其他のもの二圓廿五錢、第二種四圓五十五錢、第三種六圓七十五錢、第四種七圓七十五錢、第五種九圓五十錢である。其他糖蜜、糖水各々稅率を異にするが、こゝでは略する。

わが國砂糖市場に於ける糖價の決定は爪哇、玖瑪、倫敦等海外市を中心として變動するものであるが、内地的には臺灣產糖高の如何、在荷、會社の市場統制、仕事關係等が市價を定むるものである。併して東西砂糖取引所の受渡代用品は、爪哇糖中双で十六號以上、十八號未滿の二種糖となつてゐる。

かくの如くわが國糖業の發達に連れて市場の發達も自覺しきものがあるが、取り分け世界大戰によつて、別表に

第二表 東京市場分蜜糖納稅 現物相場(單位百斤)

平均年次	單位圓
明治廿六年	7.01
同廿七年	7.88
同廿八年	6.81
同廿九年	7.02
同卅年	6.60
同卅一年	7.12
同卅二年	7.01
同卅三年	7.29
同卅四年	7.98
同卅五年	7.52
同卅六年	7.50
同卅七年	10.23
同卅八年	13.10
同卅九年	11.98
同四十年	12.21
同四十一年	13.49
同四十二年	14.15
同四十三年	13.25
同四十四年	13.75
同四十五年	16.24
同四十六年	15.48
同四十七年	16.05
同四十八年	16.50
同四十九年	18.23
同五十年	19.07
同五十一年	30.59
同五十二年	38.43
同五十三年	28.75
同五十一年	19.14
同五十二年	23.89
同五十三年	21.94
同五十四年	19.58
同五十五年	18.15
同五十六年	19.53
同五十七年	17.41
同五十八年	17.58
同五十九年	15.15
同六十年	13.71
同六十一年	15.39
同六十二年	17.38
同六十三年	16.37
同六十一年	16.63

第三表 爪哇市場白双直 渡相場(單位盾)

明治十九年	14,281
同廿年	36,000
同廿一年	20,000
同廿二年	19,500
同廿三年	13,875
同廿四年	21,000
同廿五年	14,000
同廿六年	13,375
同廿七年	11,375
同廿八年	10,625
同廿九年	14,625
同卅年	12,625
同卅一年	15,313
同卅二年	14,750
同卅三年	14,250
同卅四年	13,380
同卅五年	11,750
同卅六年	11,000
同卅七年	8,130
同卅八年	7,880
同卅九年	6,630
同卅十年	6,370
同卅十一年	5,750
同卅十二年	5,750
同卅十三年	5,400
同卅十四年	5,380
同卅十五年	3,500
同卅十六年	3,050

示す如き糖價の大暴騰、また戦後の大反動があり、其後に起つた世界的經濟恐慌とわが國の金本位停止、圓價下落による砂糖相場の大動搖、人口の増加、文化向上

による消費増加は特に記録すべきである。また最近圓爲替の低落によつて、外糖輸入採算向上し製糖會社は安定して市場の統制もよくとれ、相場も非常に穩健となつた。次に外糖事情を見るに世界恐慌によつてキューバ代表チ

第五表 日本砂糖生産高累年表

年次	内地	臺灣	北海道	朝鮮	南洋羣	合計
明治						
35—36年	850,007	506,806	—	—	—	1,356,813
36—37年	791,124	758,344	—	—	—	1,549,468
37—38年	816,901	826,327	—	—	—	16,643,228
38—39年	847,875	1,273,884	—	—	—	2,121,759
39—40年	832,843	1,064,613	—	—	—	1,897,456
40—41年	899,880	1,092,015	—	—	—	1,991,895
41—42年	979,792	2,038,797	—	—	—	3,018,589
42—43年	1,093,122	3,404,019	—	—	—	4,497,141
43—44年	1,142,733	4,505,647	—	—	—	5,648,380
大正						
44—1年	1,056,136	2,926,452	—	—	—	3,982,589
1—2年	1,094,776	1,191,492	—	—	—	2,286,268
2—3年	1,452,591	2,512,792	—	—	—	3,965,383
3—4年	1,265,820	3,474,464	—	—	—	4,740,284
4—5年	1,613,792	5,351,071	—	—	—	6,964,863
5—6年	2,138,457	7,634,903	—	—	—	9,773,360
6—7年	1,548,649	5,735,380	—	—	—	7,284,029
7—8年	1,472,801	4,863,570	—	—	—	6,336,371
8—9年	1,164,948	3,720,169	—	—	7,556	4,892,673
9—10年	1,578,673	4,212,236	4,063	15,360	19,560	5,830,142
10—11年	1,259,852	5,877,581	72,885	15,460	3,586	7,229,367
11—12年	1,161,440	5,923,203	108,560	10,023	21,311	7,224,537
12—13年	1,400,936	7,536,829	216,329	6,053	58,378	9,218,525
13—14年	1,306,824	7,992,330	167,777	6,301	148,954	9,622,186
14—15年	1,417,292	8,332,097	190,095	9,378	152,657	10,101,519
15—2年	1,299,077	6,852,340	286,635	5,320	204,952	8,653,324
昭和						
2—3年	1,438,103	9,667,548	343,761	9,793	181,768	11,640,973
3—4年	1,501,891	13,155,480	343,579	10,721	162,006	15,179,720
4—5年	1,813,571	13,710,000	424,335	11,080	350,000	15,808,982
5—6年	1,295,412	13,289,289	361,743	15,091	642,789	15,603,021
6—7年	1,566,209	16,678,731	405,814	24,800	729,808	18,195,223
7—8年	1,712,072	10,561,684	402,307	—	729,803	13,396,576
8—9年	1,515,514	10,783,904	383,455	—	750,303	13,469,176
9—10年	1,752,480	16,094,206	587,395	—	1,135,345	19,569,427
10—11年	1,981,816	15,334,933	515,871	—	819,168	18,351,788

第六章 砂糖

四九七

ヤドボルン氏の提唱に世界協定が締結せられ、五ヶ年後の昨年春終了したが、その爲め世界の需給は著しく改善せられ、漸く底突きと見られるに至つたことは、糖界の爲め多とすべきである。

第四表 日本砂糖消費高累年表(單位擔)

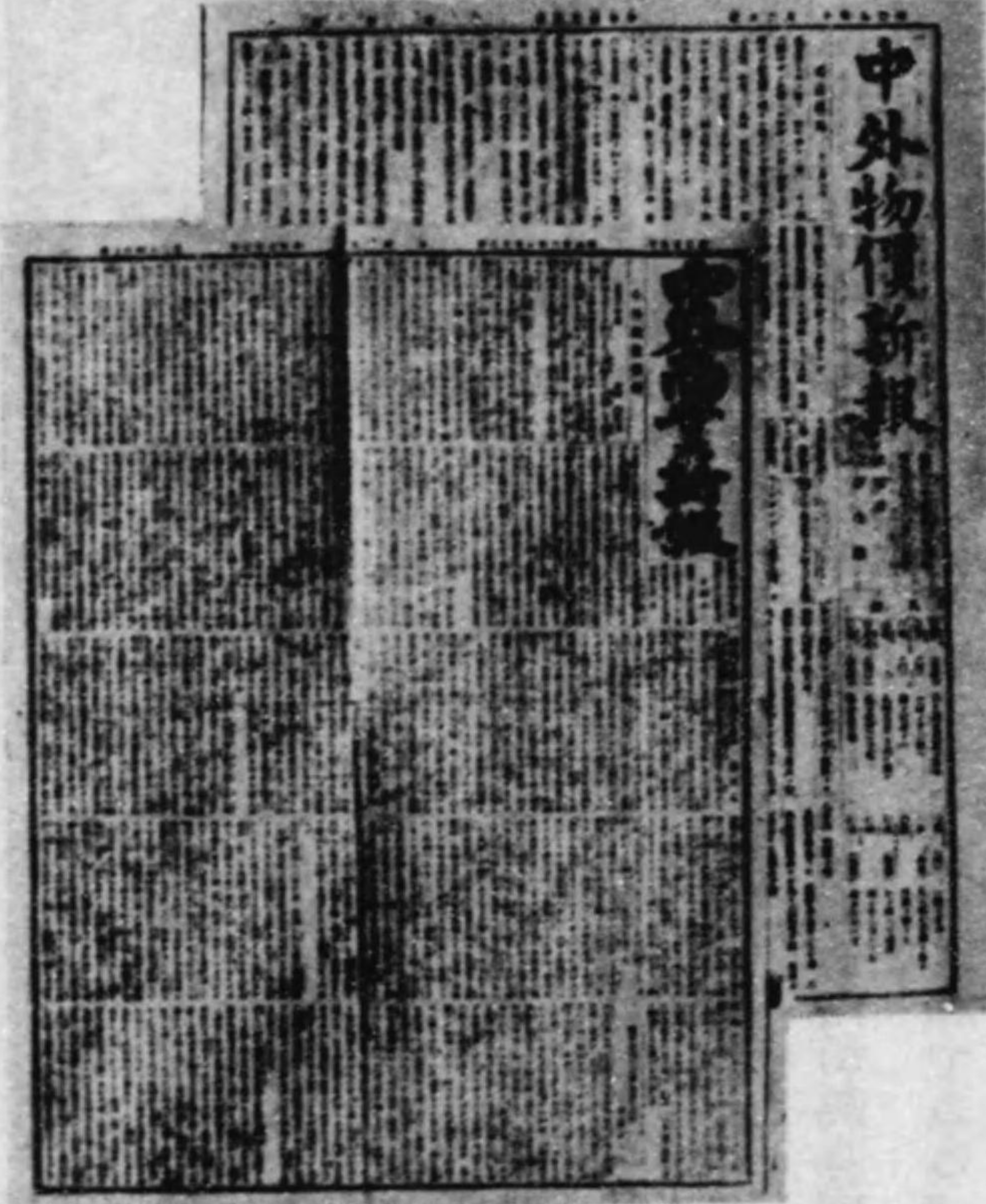
年次	内地	臺灣	朝鮮	南洋羣	合計
明治四十一年	3,978,987	124,643	—	—	4,103,630
同四十二年	2,561,021	160,513	—	—	2,721,534
同四十三年	2,604,013	258,023	—	—	2,862,036
同四十四年	2,839,016	250,306	—	—	3,089,322
大正元年	3,220,159	203,023	—	—	3,423,182
同二年	4,291,572	236,563	—	—	4,528,135
同三年	4,253,360	368,825	—	—	4,522,185
同四年	4,704,962	228,184	—	—	4,933,146
同五年	5,370,048	204,560	—	—	5,574,608
同六年	5,878,906	274,372	—	—	6,153,278
同七年	7,375,662	410,104	—	—	7,785,766
同八年	8,148,369	302,638	170,472	—	8,321,449
同九年	6,722,308	235,230	149,364	7,556	7,114,458
同十年	10,149,331	326,273	291,986	19,560	10,837,150
同十一年	11,280,717	317,973	175,128	3,586	11,777,404
同十二年	10,562,258	363,116	276,902	21,311	11,223,587
同十三年	11,162,300	351,373	209,427	58,378	11,781,983
同十四年	11,690,520	520,002	262,006	148,954	12,621,482
昭和元年	12,674,740	551,597	315,313	152,657	13,694,307
同二年	12,305,829	519,120	402,633	1,421	13,229,042
同三年	13,211,734	651,579	322,343	3,691	14,189,347
同四年	13,758,877	622,664	432,580	1,790	14,815,911
同五年	13,258,204	688,805	340,988	297	14,288,294
同六年	13,461,709	662,753	333,604	5,000	14,463,066
同七年	14,310,189	671,064	363,977	5,000	15,350,230
同八年	13,936,850	684,163	355,600	5,000	14,981,553
同九年	14,510,374	727,946	414,691	6,000	15,659,011
同十年	16,505,544	829,822	427,574	9,938	17,772,608

第三篇 市場

場

四九六

號一第報新價物外中(上)
(日二月二十年九治明)



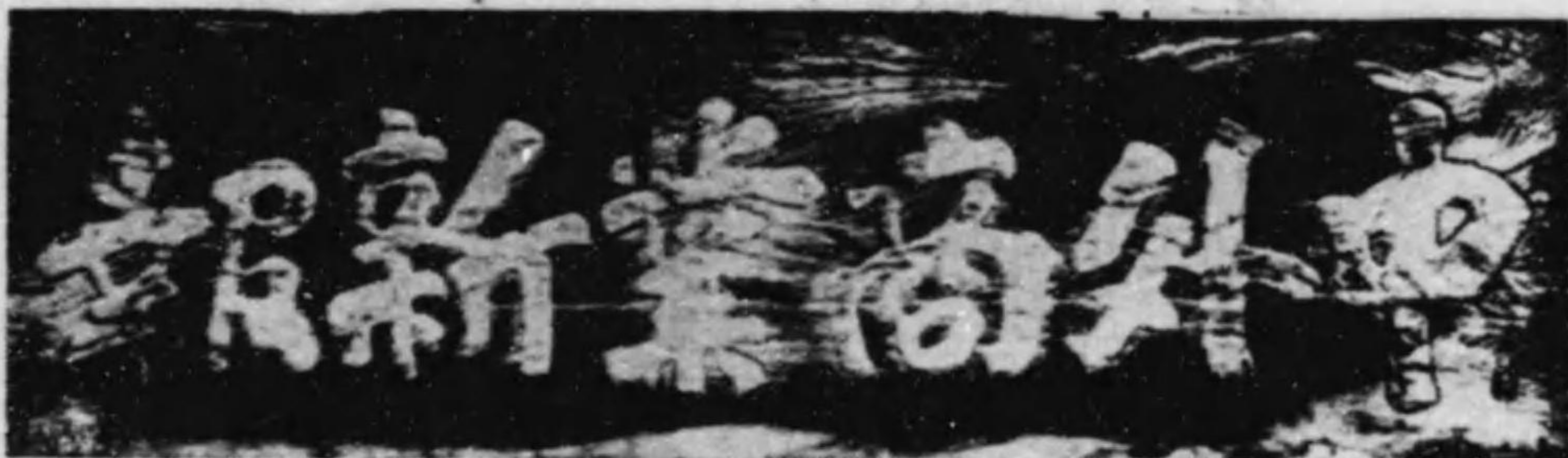
中外商業新報社六十年史

(日七廿月一年二廿治明)面紙の日當題改(下)

わが中外商業新報は、明治九年十二月二日を以て創刊した「中外物價新報」を濫觴とする。當時明治の新政漸くその緒に就かうとして、人心はなほ堵に安じない。人あつて口を開けば、政治を論じ民権を説いて自ら高しとし威勢は獨り士族階級に盛んで、商工業者の如き眼中になしと云ふべく、封建の餘弊歴々、一國の富強は得て望み難い状態にあつたものである。この世態は、その頃都鄙の間に急激に數を加へて來た新聞事業にも反映して、次々に發刊されるものは主として政治關係からざれば、文學、社交に關するものゝみ、商工業者の指針、實業界の羅針盤たらんとするが如きは、求めて得られない。この實狀に察して遂に座視するに忍びず、敢て

四九九

附録 中外商業新報社六十年史



(年二十治明) 牌招社本筆氏郎一源地福痴櫻

起つたのがわが海外貿易の先覺益田孝氏で、その主唱の下に、新日本實業界の指導者澤榮一氏等と謀つて創刊されたものが「中外物價新報」である。云ふまでもなく商工業者の良友であり、同時に一般の人心を啓發して實業界に誘ひ、これが進歩發達を促して富國強兵の實を擧げやうとするのがその抱負であり趣旨であつたのである。試みに創刊號の紙面に就て見れば判然之を指摘し得る。

冒頭「東京景況」の欄には十一月廿九日夜半から翌曉に及んだ市中大火に原因する木材相場の昂騰、大工、屋根職、左官職等の賃銀騰貴の程度を報じ、正米市況と並んで兜町、蠟設町兩米商會所の限月賣買出來高その他を掲げ、更に、大阪堂島、馬關の商況が電報に依て採録されてゐる。次で雜穀、鹽、酒、西洋藥種、鐵類の市況がある。

「横濱」の欄には生絲の商況を詳報する外、茶、石炭、石炭油(今の石油)唐絲、生金巾、メレンス、唐天鵝絨、砂糖等の項目があり、更に大阪、長崎、新潟、水戸、佐原、静岡名古屋、四日市、上田、岐阜、二本松、姫路、仙臺、石巻各地の米、生絲、茶などの商品相場が擧げられ、更に生絲、米に就ての倫敦市況電報があり、その他英米通信、香港通信、上海通信等の欄には、それら主要輸出品の商況相場が盛られてゐる(約

四六四倍版四頁、一枚五錢、半年前金一圓廿五錢、一年同二圓四十錢)

その頃中外物價新報本局を兜町六番地に置き、銀座二丁目三番地日報社を發行所としてゐた。一週一回、土曜日夜の發刊で、漸く號を重ねると共に、東京商況欄中の商品種目は、急激に増加し、地方商況も發信地が廣く擴張され、海外市況も著しく精細になつて來た。それと共に銀行業務、商業機構、貿易實務等々——さうした實際的事項の解説指導に屬する通俗啓蒙的記述が、續々連載せられて來る。次で十一年八月からは「各月各港輸出入品一覽表」(勸商局調)が月々六頁の附録として添附されてゐる一方内務省勸業寮(後の農商務省)が、夙に勸業に關する海外報告その他の資料を提供して、特に本紙上に掲載するの便宜を與へた事實は、それが國內企業の開發を獎勵したい希望に出たものとは云へ、本紙の立場乃至存在意義を有力に説明するものであらう。かくの如くにして、内に殖産興業の基礎を築き上げて、外に貿易の發展を期する、即ち産業立國の大抱負は渺たる週刊時代に於て、既に烈々として燃えてゐるのである。而して社會は、當時唯一の經濟新聞を何時までも週刊のまゝで置くこ



(年二十治明) 屋社の代時町代三

とを許さなかつた。十一年一月からは、毎週二回、十五年七月からは三回となり、更に十八年七月に至つて完全なる日刊新聞として江湖に見えらることになつた。次で明治廿二年一月廿二日、本局及び發行所を日本橋區三代町に移すと共に、同月廿七日、二千四十八號を重ねた「中外物價新報」の名を改めて、新たに「中外商業新報」の題號が掲げられたのである。當日紙上に示された「改題の趣意」に於て、社長木村清四郎氏は次の如く云つてゐる。

(前略) わが社創業以來改良を加へたること、今回と共に前後四回(註發行回數の増加三回、之に改題の事を擧げて云ふ)に及び、以て實業社會の進歩と共に進歩したり、左れば、今日よりわが新報の變遷し來りたる跡を顧れば、わが新報の運命は、終始實業社會の運命と相伴ひ來りたるものなり、故にわが新報を以て、實業社會の消長盛衰を卜するの觀測器と爲すも可なり、反響と爲すも亦可なり、わが輩は茲に既往の變遷を叙し來たりて、轉た感慨に堪へざるものなり、抑も今回紙面の改良と共に改題の舉に出でたるものは、他なし、是迄の物價なる文字は其意義狹隘に過ぎて名實相協はず、人をして單に物



(年八廿治明) 屋社の時當轉移町島北

價を報ずるに止まるものと解せしむるの不便ありたるが爲にして、商業なる文字の更に廣且大なる意義を示すに如かざればなり、故に今回の改題は、決して從來の性質、主義を變更せざるのみならず、愈々從來の趣旨を擴め、以て、農工商業の事項は勿論、苟も之と關係を有するものは、政事上社交上の出來事も盡く報道することを勉めんとす。殊に實業の益々發達進歩して社會の有力なる要素となり、國家富強の基礎となるに隨ひ、遂には國家の政略も、之に由て動かざるを得ざるに至る程のものなれば、苟も實業社會の利害得失に關係あるものは、之を論じ之を報じ、以て世の實業家の注意を促すことを怠らざるべし(下略)

現在社屋



血をその使命の達成に濺ぎ來たつて、本社基礎は着々と築かれ、國運の進展、經濟界の興隆は、更にこれを確

實強固に進めて行つた。明治廿八年八月には、發行所を三度、北島町（現在社屋所在地、茅場町二丁目）に移し、その以前から主宰してゐた野崎廣太氏の方寸に依つて、内外設備の擴充改善を遂げ、かくして更に社會の信望を集むると共に、社業の基礎益々備はるに及んで、明治四十四年八月、これまでの個人經營組織を一擲して、株式會社に改め、茲に社業遂行の上にも、又經營機構の上にも一段飛躍の跡を印したのである。

大正十二年、現位置に於て敷地を擴張し、社屋の改増築工事に着手し、五層鐵筋コンクリートの建築將に工を竣らんとする時、九月一日の關東大震災火災に襲はれた。業火は一瞬にして備品調度を烏有に歸せしめたが、幸ひにして建物の骨幹をなす梁柱壁床は、巍然として焦土の中に雄姿を留めた。直ちに補強復興の工を加へて、翌十三年四月には悉く完成、災前に比して數段の擴充整備が、一舉にして成就したのである。そして此年十一月一日からは、夕刊を發行して滿天下讀者のために負荷を果すことにした。

しかも駭々乎として停まるところを知らぬものは、躍進日本の行進である、日本精神の發揮である、日本産業の進出である。この間に處して傳統六十年、わが社創立の使命を達成して、後るゝなきを期するためには、一日の儉安を容さない。是に於てか、わが社は昭和九年社屋に再度の大増築を加ふると共に、印刷工程の機構を全部一新し、其他各機關とも、近代的設備の下に全機能の發揮に努むると同時に、紙面の擴大、記事の内容配列にも一大改善を加へて、面目を刷新し得た。

かくして日と共に進み、時と共に移り、常に新鮮にして豐滋、所謂華實相備はる新聞を江湖に提供しつゝ、只夫れ及ばざらんことを怖るゝもの、要するに、わが社六十年の傳統的精神である。

